

三豊市第2次総合計画策定のための
後期基本計画点検・評価報告書

[現行計画に掲げた施策内容ごとの達成状況・課題等のとりまとめ]

平成29年12月

三 豊 市

目次

I	調査の概要	1
1	調査の目的と新総合計画の体系	2
2	調査の方法	3
3	達成度評価一覧	4
II	評価のとりまとめ	13
1	全体評価のとりまとめ	14
	(1) 全体評価.....	14
	(2) 章別の比較.....	15
2	章ごとの評価のとりまとめ	17
	(1) 第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち.....	17
	(2) 第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち.....	19
	(3) 第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち.....	22
	(4) 第4章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち.....	24
	(5) 第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち.....	26
	(6) 第6章 とともに考え行動する、自らが創るまち.....	28
III	施策内容ごとの達成状況・達成度・課題等	31
1	第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）	32
2	第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）	46
3	第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）	61
4	第4章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち（医療・健康・福祉）	67
5	第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）	89
6	第6章 とともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）	105
IV	まちづくり指標点検表	115

I 調査の概要

1 調査の目的と新総合計画の体系

本報告書は、三豊市新総合計画前期基本計画（平成21年度～25年度）と後期基本計画（平成26年度～30年度）に掲げたすべての施策内容について、その達成状況及び今後の課題等を調査してとりまとめたものであり、基本計画を点検・評価する資料として、また第2次総合計画（2019年4月～2028年3月）策定のための基礎資料として活用していくものです。なお、調査対象である三豊市新総合計画後期基本計画の体系は以下のとおりです。

三豊市新総合計画後期基本計画の体系

将来像

“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊

章	施策	
第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）	1-1 農業の振興 1-2 水産業の振興 1-3 工業の振興	1-4 商業の振興 1-5 観光の振興 1-6 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進
第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）	2-1 環境・景観の保全と創造 2-2 循環型社会の形成 2-3 上水道の安定供給 2-4 生活排水の適正処理 2-5 公園・緑地の整備	2-6 墓地・斎場の整備 2-7 土地の有効利用 2-8 住宅対策の推進 2-9 道路・交通網、港湾の整備 2-10 情報化の推進
第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）	3-1 消防・防災体制の強化 3-2 防犯対策の推進	3-3 交通安全対策の推進 3-4 消費者対策の推進
第4章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち（医療・健康・福祉）	4-1 地域医療体制の確立 4-2 健康づくりの促進 4-3 児童福祉・子育て支援の充実 4-4 高齢者福祉の推進	4-5 障がい者福祉の推進 4-6 生活困窮者の自立支援 4-7 地域福祉の推進 4-8 社会保障制度の健全運営
第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）	5-1 幼稚園教育の充実 5-2 学校教育の充実 5-3 生涯学習社会の形成 5-4 青少年の健全育成	5-5 文化芸術の振興と歴史の継承 5-6 スポーツ活動の普及 5-7 国際・地域間交流の促進
第6章 ともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）	6-1 人権尊重社会の確立 6-2 男女共同参画の促進 6-3 情報公開の推進	6-4 地域内分権の推進 6-5 市民本位の行政運営の確立

2 調査の方法

三豊市新総合計画前期基本計画・後期基本計画のすべての施策内容について、「新総合計画達成状況調査シート」を作成し、担当職員による自己点検と評価を行いました。

評価基準日は、平成 29 年 3 月 31 日（平成 28 年度終了時）とし、計画期間 5 年のうち、4 年が終了した時点での評価となっています。

達成度については、以下の基準により A～E の 5 段階で評価しています。

なお、施策内容によっては、評価の判断が困難なもの（意識の啓発など）や達成状況を把握しづらいものもありますが、今回の調査では、施策内容が及ぼす“効果”ではなく、“実施状況”（計画された施策内容をどの程度実施したか）を中心に各施策内容を評価しています。

達成度基準表

達成度	評価内容	達成状況
A	基本計画に掲げた施策内容を達成した。 （ほぼ 100%実施した）	ほぼ 100%
B	基本計画に掲げた施策内容を概ね達成した。 （75%程度実施した）	75%程度
C	現在、施策内容の達成に向けて動いている。 （半分程度実施した）	50%程度
D	現在、施策内容の達成に向けて動き始めている。 （着手し、動き始めることはできた）	25%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 （着手することができなかった）	0%

3 達成度評価一覧

三豊市新総合計画に掲げた施策内容の達成度を一覧にすると、以下のとおりです。

第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）

施策	施策内容	担当課	前期 達成度	後期 達成度	UP/DOWN 新規
1-1 農業の振興	1-1-1 多様な担い手の育成【重点】	農業振興課	A	A	-
	1-1-2 農業経営の安定化・健全化	農業振興課	B	B	-
	1-1-3 農業生産基盤の充実【重点】	土地改良課	B	B	-
	1-1-4 農地・環境の保全	農業振興課	B	B	-
	1-1-5 鳥獣被害対策の推進	農業振興課	B	B	-
	1-1-6 農産物の流通・販売の促進【重点】	農業振興課	B	B	-
1-2 水産業の振興	1-2-1 漁港施設の維持管理の推進	港湾水産課	A	A	-
	1-2-2 水産業基盤の確立	港湾水産課	A	A	-
	1-2-3 内水面漁業の振興	農業振興課	A	A	-
	1-2-4 魚食の普及	港湾水産課	-	A	新規
1-3 工業の振興	1-3-1 企業誘致のための情報収集体制の整備【重点】	産業政策課	B	B	-
	1-3-2 企業誘致・振興に関する広報活動の拡充	産業政策課	A	B	↘
	1-3-3 企業誘致優遇措置の強化【重点】	産業政策課	B	B	-
	1-3-4 優良用地情報の提供	産業政策課	B	B	-
	1-3-5 地域企業の支援【重点】	産業政策課	B	B	-
	1-3-6 ベンチャービジネスの支援	産業政策課	C	A	↗
	1-3-7 新産業の創出【重点】	産業政策課	B	B	-
1-4 商業の振興	1-4-1 商工会活動の支援・強化	産業政策課	A	A	-
	1-4-2 商業経営の近代化の促進	産業政策課	B	A	↗
	1-4-3 新たな商業スタイルの創出	産業政策課	B	B	-
1-5 観光の振興	1-5-1 観光振興に関する指針の策定	産業政策課	-	B	新規

施策	施策内容	担当課	前期 達成度	後期 達成度	UP/DOWN 新規
	1-5-2 観光振興体制の確立	産業政策課	B	B	-
	1-5-3 観光PR活動の強化【重点】	産業政策課	B	B	-
	1-5-4 観光拠点施設・資源の充実	産業政策課	B	B	-
1-6 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進	1-6-1 雇用情報の提供【重点】	産業政策課	A	A	-
	1-6-2 高齢者・女性・障がい者の雇用促進	福祉課	A	A	-
	1-6-3 勤労者福祉の充実	産業政策課	B	B	-
	1-6-4 移住・定住促進対策の推進【重点】	田園都市推進課	B	A	↑

第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）

施策	施策内容	担当課	前期 達成度	後期 達成度	UP/DOWN 新規
2-1 環境・景観の保全と創造	2-1-1 公害等の調査・監視体制の強化	環境衛生課	B	A	↑
	2-1-2 森林の保全	農業振興課	B	B	-
	2-1-3 市民主体の環境保全活動の促進【重点】	環境衛生課	A	A	-
	2-1-4 新エネルギー導入への取り組み	環境衛生課	A	B	↓
	2-1-5 美しい河川環境の保全	建設課	A	A	-
	2-1-6 ペットの適正飼育の促進	環境衛生課	A	A	-
2-2 循環型社会の形成	2-2-1 バイオマス資源化センター（仮称）の整備促進	環境衛生課	C	A	↑
	2-2-2 3R運動の促進【重点】	環境衛生課	B	A	↑
	2-2-3 バイオマス産業都市構想の推進【重点】	環境衛生課	B	C	↓
	2-2-4 ごみの不法投棄対策の推進	環境衛生課	A	A	-
	2-2-5 し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実	水処理課	A	A	-
2-3 上水道の安定供給	2-3-1 水道施設の耐震化	水道課	-	D	新規
	2-3-2 老朽管の更新	水道課	D	D	-
	2-3-3 監視システムの整備検討	水道課	-	A	新規
	2-3-4 有収率の向上	水道課	-	D	新規
	2-3-5 水源の確保	水道課	C	C	-

施策	施策内容	担当課	前期 達成度	後期 達成度	UP/DOWN 新規
2-4 生活排水の適正処理	2-4-1 浄化槽の普及促進	水処理課	A	A	-
	2-4-2 浄化槽の適切な維持管理の促進	水処理課	A	A	-
	2-4-3 農業・漁業集落排水施設の利用促進	水処理課	B	B	-
	2-4-4 都市下水路の適正な維持管理	建設課	-	A	新規
2-5 公園・緑地の整備	2-5-1 公園・緑地の改修	建設課	C	C	-
	2-5-2 公園・緑地の管理体制の充実	建設課	B	C	↓
	2-5-3 緑化活動の推進	管財課	B	B	-
2-6 墓地・斎場の整備	2-6-1 斎場の整備・維持管理	環境衛生課	C	A	↑
	2-6-2 墓地の供給・維持管理	環境衛生課	B	B	-
2-7 土地の有効利用	2-7-1 計画的な土地利用の推進	田園都市推進課	C	C	-
	2-7-2 土地利用に関連する計画の一体的な運用	田園都市推進課	A	A	-
2-8 住宅対策の推進	2-8-1 市営住宅の整備・改善	住宅課	B	B	-
	2-8-2 住宅・建築物の耐震化の促進	建築課	-	C	新規
2-9 道路・交通網、 港湾の整備	2-9-1 国・県道の整備促進	建設課	A	A	-
	2-9-2 市道の整備	建設課	B	B	-
	2-9-3 環境と人にやさしい道路空間づくり	建設課	A	A	-
	2-9-4 コミュニティバスの充実	管財課	B	C	↓
	2-9-5 離島航路の維持	産業政策課	A	A	-
	2-9-6 港湾施設の維持管理	港湾水産課	C	C	-
	2-9-7 詫間港の利用促進	港湾水産課	-	D	新規
2-10 情報化の推進	2-10-1 誰もが支障なく利用できる情報環境づくり	総務課	A	A	-
	2-10-2 多様な分野における情報化の推進	秘書課	A	A	-

第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）

施策	施策内容	担当課	前期 達成度	後期 達成度	UP/DOWN 新規
3-1 消防・防災体制の強化	3-1-1 消防団の育成強化	危機管理課	B	B	-
	3-1-2 消防施設の計画的更新	危機管理課	B	B	-
	3-1-3 常備消防の機能充実と連携強化	危機管理課	B	B	-
	3-1-4 自主防災組織の育成強化【重点】	危機管理課	B	B	-
	3-1-5 避難体制の確立と強化【重点】	危機管理課	B	B	-
	3-1-6 災害時の情報収集・伝達体制の充実【重点】	危機管理課	A	A	-
	3-1-7 防災士の育成【重点】	危機管理課	-	B	新規
	3-1-8 危機管理センターの整備	管財課	-	A	新規
	3-1-9 災害時の業務継続体制の整備【重点】	危機管理課	-	A	新規
	3-1-10 治山・治水対策の促進	建設課	A	A	-
3-2 防犯対策の推進	3-2-1 防犯体制の強化	総務課	C	C	-
	3-2-2 防犯設備の充実	総務課	B	B	-
3-3 交通安全対策の推進	3-3-1 交通安全意識の高揚	総務課	A	A	-
	3-3-2 交通安全施設の整備	建設課	B	B	-
3-4 消費者対策の推進	3-4-1 啓発・情報提供の推進	産業政策課	A	A	-
	3-4-2 相談体制の充実	産業政策課	A	A	-

第4章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち（医療・健康・福祉）

施策	施策内容	担当課	前期 達成度	後期 達成度	UP/DOWN 新規
4-1 地域医療体制の確立	4-1-1 地域医療の充実【重点】	健康課	B	B	-
	4-1-2 離島救急体制の支援	健康課	A	A	-
4-2 健康づくりの促進	4-2-1 一次予防及び重症化予防の重視	健康課	B	B	-
	4-2-2 自主的な健康づくりの推進	健康課	B	B	-
	4-2-3 健康づくりの分野別目標値の達成に向けた取り組みの推進【重点】	健康課	-	B	新規
	4-2-4 ライフステージに応じた健康づくりの推進	健康課	B	B	-

施策	施策内容	担当課	前期 達成度	後期 達成度	UP/DOWN 新規
	4-2-5 健康づくりを支援するための環境整備	健康課	B	B	-
	4-2-6 食育の推進	健康課	B	B	-
4-3 児童福祉・子育て支援の充実	4-3-1 子育て支援に関する指針の策定	子育て支援課	-	A	新規
	4-3-2 地域における子育て支援の充実【重点】	子育て支援課	B	B	-
	4-3-3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進【重点】	子育て支援課	B	B	-
	4-3-4 要保護児童の早期発見などきめ細やかな取り組みの推進【重点】	子育て支援課	B	B	-
4-4 高齢者福祉の推進	4-4-1 高齢者支援に関する指針の策定	介護保険課	-	B	新規
	4-4-2 介護予防事業の推進【重点】	介護保険課	B	B	-
	4-4-3 在宅福祉サービスの充実	介護保険課	B	B	-
	4-4-4 介護サービスの充実	介護保険課	B	B	-
	4-4-5 高齢者虐待の防止と権利擁護事業の推進	介護保険課	A	A	-
	4-4-6 高齢者の生きがいづくりの支援	福祉課	B	B	-
4-5 障がい者福祉の推進	4-5-1 障がい者支援に関する指針の策定	福祉課	-	B	新規
	4-5-2 啓発・広報、交流活動の充実	福祉課	-	B	新規
	4-5-3 福祉サービスの充実	福祉課	B	B	-
	4-5-4 地域生活支援事業の充実	福祉課	B	B	-
	4-5-5 雇用・就労支援の充実	福祉課	D	C	↗
	4-5-6 福祉のまちづくりの充実	福祉課	B	C	↘
	4-5-7 安全・安心の確保	福祉課	B	B	-
4-6 生活困窮者の自立支援	4-6-1 相談体制の充実	福祉課	A	A	-
	4-6-2 生活保護制度の適切な運用	福祉課	D	C	↗
4-7 地域福祉の推進	4-7-1 地域福祉計画の推進	福祉課	A	A	-
	4-7-2 社会福祉協議会との連携	福祉課	A	A	-
4-8 社会保障制度の健全運営	4-8-1 国民健康保険事業の健全化	福祉課	B	B	-
	4-8-2 後期高齢者医療制度の適正な運営	福祉課	A	A	-
	4-8-3 介護保険制度の健全な運営	介護保険課	B	B	-

施策	施策内容	担当課	前期 達成度	後期 達成度	UP/DOWN 新規
	4-8-4 国民年金制度の啓発	市民課	A	A	-

第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）

施策	施策内容	担当課	前期 達成度	後期 達成度	UP/DOWN 新規
5-1 幼稚園教育の充実	5-1-1 幼稚園の規模・配置の適正化	教育総務課	C	C	-
	5-1-2 幼稚園施設の耐震化	教育総務課	A	A	-
	5-1-3 幼稚園教育内容の充実	学校教育課	B	B	-
	5-1-4 預かり保育の充実	学校教育課	B	B	-
	5-1-5 教職員の資質向上	学校教育課	B	B	-
	5-1-6 特別支援教育の推進	学校教育課	A	A	-
5-2 学校教育の充実	5-2-1 学校の規模・配置の適正化【重点】	教育総務課	B	B	-
	5-2-2 学校施設の耐震化【重点】	教育総務課	B	A	↗
	5-2-3 学校教育内容の充実【重点】	学校教育課	A	A	-
	5-2-4 学校施設管理の充実	学校教育課	B	B	-
	5-2-5 教職員の資質向上	学校教育課	A	A	-
	5-2-6 特別支援教育の推進	学校教育課	A	A	-
	5-2-7 開かれた信頼される学校づくり	学校教育課	-	A	新規
	5-2-8 学校給食体制の充実	学校給食課	B	B	-
5-3 生涯学習社会の形成	5-3-1 生涯学習推進計画の見直し	生涯学習課	A	A	-
	5-3-2 生涯学習団体の支援	生涯学習課	B	B	-
	5-3-3 公民館活動の充実【重点】	生涯学習課	B	B	-
	5-3-4 生涯学習関連施設の整備充実	生涯学習課	B	B	-
	5-3-5 家庭教育の啓発と推進	生涯学習課	B	B	-
	5-3-6 図書館活動の充実【重点】	生涯学習課	-	B	新規
5-4 青少年の健全育成	5-4-1 補導活動の推進	少年育成センター	B	B	-
	5-4-2 不審者対策の充実	少年育成センター	B	B	-

施策	施策内容	担当課	前期 達成度	後期 達成度	UP/DOWN 新規
	5-4-3 相談活動の推進	少年育成センター	B	B	-
	5-4-4 環境浄化活動の推進	少年育成センター	B	B	-
	5-4-5 健全育成活動の推進	少年育成センター	B	B	-
5-5 文化芸術の振興 と歴史の継承	5-5-1 文化芸術活動の促進	生涯学習課	A	A	-
	5-5-2 文化芸術にふれあう機会の充実	生涯学習課	B	B	-
	5-5-3 文化財の保存・活用	生涯学習課	A	B	↓
5-6 スポーツ活動の 普及	5-6-1 スポーツに関する指針の策定	生涯学習課	-	D	新規
	5-6-2 スポーツ施設の整備充実及び管理運営 体制の充実	生涯学習課	B	B	-
	5-6-3 スポーツ団体・指導者の育成・支援	生涯学習課	B	B	-
	5-6-4 多様なスポーツ活動の普及促進	生涯学習課	-	C	新規
	5-6-5 プロスポーツの活用	生涯学習課	-	A	新規
5-7 国際・地域間交 流の促進	5-7-1 国際交流活動の推進	産業政策課	A	A	-
	5-7-2 国内友好都市交流事業の推進	秘書課	B	B	-

第6章 ともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・ 行財政）

施策	施策内容	担当課	前期 達成度	後期 達成度	UP/DOWN 新規
6-1 人権尊重社会の 確立	6-1-1 人権・同和問題啓発活動の推進【重点】	人権課	C	C	-
	6-1-2 人権教育の推進	人権教育課	B	B	-
	6-1-3 活用拠点施設の運営の活性化	人権課	B	B	-
6-2 男女共同参画の 促進	6-2-1 意識改革の推進	田園都市推進課	B	B	-
	6-2-2 様々な分野における男女共同参画の推進	田園都市推進課	B	B	-
	6-2-3 あらゆる暴力の根絶	田園都市推進課	B	B	-
6-3 情報公開の推進	6-3-1 広報活動の充実【重点】	秘書課	B	B	-
	6-3-2 広聴活動の充実	秘書課	-	B	新規
	6-3-3 積極的な情報公開と文書の適正管理	総務課	A	A	-
	6-3-4 文書館の充実	総務課	-	B	新規
6-4 地域内分権の推 進	6-4-1 地域内分権意識の高揚	田園都市推進課	-	B	新規
	6-4-2 地域内分権システムの充実	田園都市推進課	A	A	-
	6-4-3 市民団体の組織化支援	田園都市推進課	A	A	-
6-5 市民本位の行政 運営の確立	6-5-1 恒常的な行財政改革の推進	財政課	B	B	-
	6-5-2 行政評価体制の充実	田園都市推進課	B	B	-
	6-5-3 組織・機構の適正化と職員の資質向上	人事課	B	B	-
	6-5-4 公共施設の再配置	財政課	A	A	-
	6-5-5 事務の効率化と市民サービスの向上	総務課	C	B	↗

Ⅱ 評価のとりまとめ

1 全体評価のとりまとめ

(1) 全体評価

三豊市新総合計画後期基本計画のすべての施策内容を評価した達成度（A～E）について、それぞれAを100点、Bを75点、Cを50点、Dを25点、Eを0点として点数化し、全施策内容の達成度の平均を求めると、100点満点で

80.2 点

となっています。

今回評価した168の施策内容の中には、様々な取り組みがハード・ソフトの両面にわたって盛り込まれており、正確な点数評価は極めて困難ですが、三豊市新総合計画後期基本計画は、計画期間5年のうち4年が経過した時点で、約8割の達成率となっており、おおむね順調に進捗してきたといえることができます。

今後は、施策内容ごとの達成状況や残された課題をはじめ、社会・経済情勢の変化や直近の市民ニーズの動向等を十分に踏まえながら、第2次総合計画に掲げるべき施策内容の検討を進めていく必要があります。

☆前期基本計画（平成21年度～平成25年度）点検・評価における

「全体評価点」は78.6点であり、前回より1.6点増加し、今回の後期基本計画・全体評価点と併せ平均を算出すると、79.4点（計画期間における全体評価点）となります。

(2) 章別の比較

三豊市新総合計画後期基本計画を章別に比較してみると、評価が最も高い章は「**第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）**」（84.8点）で、全体平均の80.2点を約4ポイント上回っています。この章は、農業、水産業、工業、商業、観光、雇用対策、定住促進に関する施策で構成されており、“産業・雇用分野”の評価が高くなっています。

次いで評価が高い章は「**第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）**」（84.4点）で、この章も全体平均を約4ポイント上回っています。この章は、消防・防災、防犯、交通安全、消費者対策に関する施策で構成されており、“安全・安心分野”の評価も高くなっています。

続いて評価が高い章は「**第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）**」（80.0点）で、全体平均とほぼ同様となっています。この章は、幼稚園教育、学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、文化芸術、スポーツ、国際・地域間交流に関する施策で構成されており、“教育・文化分野”はほぼ平均的な評価となっています。

一方、「**第6章 とともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）**」（79.2点）は、全体平均をわずかに下回っています。この章は、人権、男女共同参画、情報公開、地域内分権、行政運営に関する施策で構成されており、“人権・住民自治・行財政分野”の評価はわずかに低くなっています。

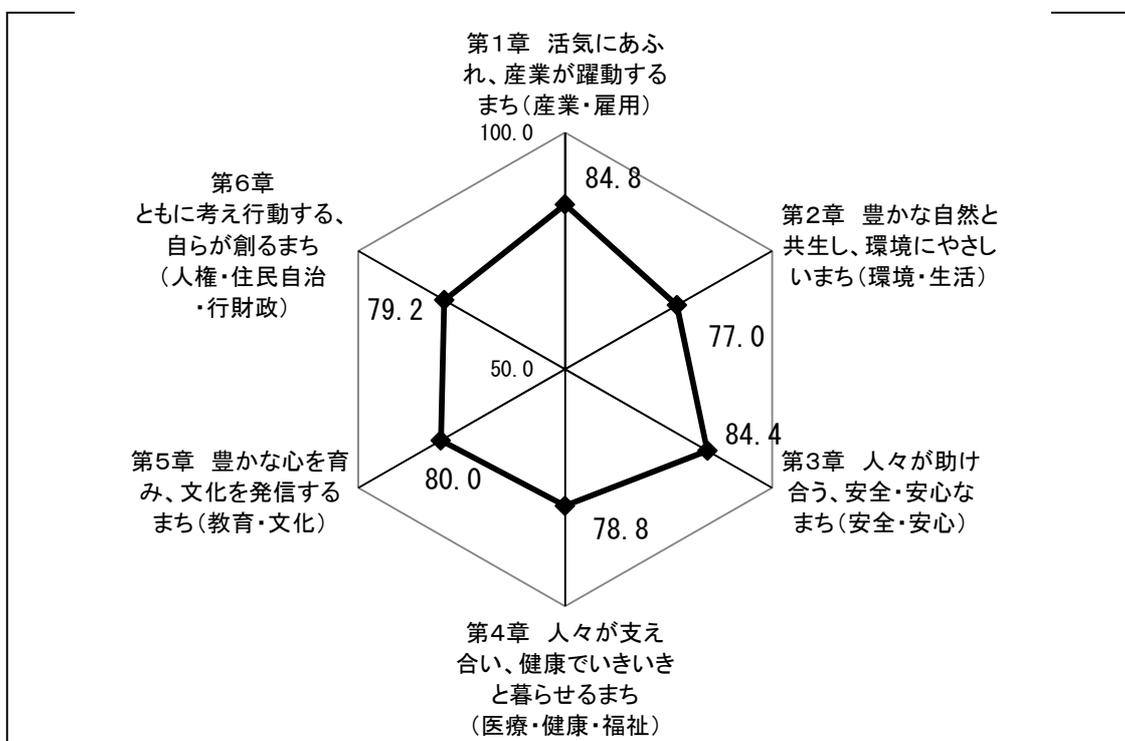
また、「**第4章 人々が支え合い、健康でいきいきと暮らせるまち（医療・健康・福祉）**」（78.8点）については、全体平均を約1ポイント下回っています。この章は、医療、健康づくり、子育て、高齢者福祉、障がい者福祉、生活困窮者の支援、地域福祉、社会保障制度に関する施策で構成されており、“医療・健康・福祉分野”の評価がわずかに低くなっています。

6つの章の中で評価が最も低い章は「**第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）**」（77.0点）で、全体平均を約3ポイント下回っています。この章は、環境・景観、循環型社会、上水道、生活排水、公園・緑地、墓地・斎場、土地利用、住宅対策、道路・交通網、港湾、情報化に関する施策で構成されており、“環境・生活分野”の評価がやや低くなっています。[図表1・2参照]

図表 1 章別達成度（平均点）

章	達成度（平均点）
第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち （産業・雇用）	84.8
第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち （環境・生活）	77.0
第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち （安全・安心）	84.4
第4章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち （医療・健康・福祉）	78.8
第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち （教育・文化）	80.0
第6章 とともに考え行動する、自らが創るまち （人権・住民自治・行財政）	79.2

図表 2 章別達成度（平均点）



2 章ごとの評価のとりまとめ

(1) 第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち

第1章の「活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用分野）」(84.8点)は、6つの章の中で最も高い評価となっています。

第1章の中で評価が最も高い施策は「1-2 水産業の振興」(100.0点)で、満点評価となっています。掲げた4つの施策内容すべてが100%の達成度となっています。

次いで評価が高い施策は「1-6 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進」(93.8点)で、全体平均を約14ポイント上回っています。掲げた4つの施策内容のうち、3つが100%の達成度、残る1つも75%の達成度となっています。

3番目に評価が高かった施策は「1-4 商業の振興」(91.7%)で、全体平均を約12ポイント上回っています。掲げた3つの施策内容のうち、2つが100%の達成度、残る1つも75%の達成度となっています。

一方、「1-1 農業の振興」・「1-3 工業の振興」・「1-5 観光の振興」については、全体平均を約やや下回っています。

「1-1 農業の振興」については、掲げた6つの施策内容のうち、「1-1-1 多様な担い手の育成【重点】」が100%の達成度、その他5つが75%の達成度となっています。

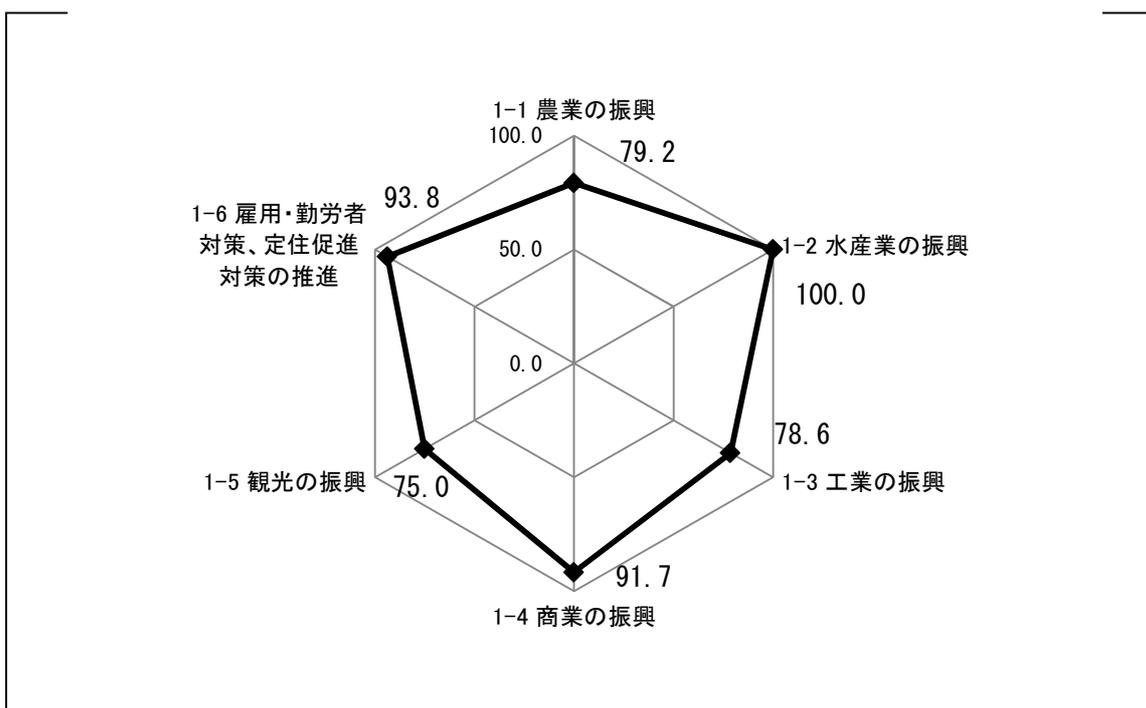
「1-3 工業の振興」については、掲げた7つの施策内容のうち、「1-3-6 ベンチャービジネスの支援」が100%の達成度、その他6つが75%の達成度となっています。

「1-5 観光の振興」については、掲げた4つの施策内容すべてが75%の達成度となっています。[図表3・4参照]

図表3 施策別達成度(平均点)【第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち】

施策	達成度(平均点)
1-1 農業の振興	79.2
1-2 水産業の振興	100.0
1-3 工業の振興	78.6
1-4 商業の振興	91.7
1-5 観光の振興	75.0
1-6 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進	93.8

図表4 施策別達成度(平均点)【第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち】



(2) 第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち

第2章の「豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活分野）」(77.0点)は、6つの章の中で最も低い評価となっています。

第2章の中で評価が最も高い施策は「2-10 情報化の推進」(100.0点)で、満点評価となっています。情報環境づくり、多様な分野における情報化の推進の2つの施策内容を掲げていますが、ともに100%の達成度となっています。

次いで評価が高い施策は「2-4 生活排水の適正処理」(93.8点)で、全体平均を約14ポイント上回る高い評価となっています。掲げた4つの施策内容のうち、「2-4-1 浄化槽の普及促進」、「2-4-2 浄化槽の適切な維持管理の促進」、「2-4-4 都市下水路の適正な維持管理」の3つが100%の達成度、残る1つも75%の達成度となっています。

「2-1 環境・景観の保全と創造」(91.7点)についても、全体平均よりも約12ポイント上回る高い評価となっています。掲げた6つの施策内容のうち、「2-1-1 公害等の調査・監視体制の強化」、「2-1-3 市民主体の環境保全活動の促進【重点】」、「2-1-5 美しい河川環境の保全」、「2-1-6 ペットの適正飼育の促進」の4つが100%の達成度、残る2つも75%の達成度となっています。

「2-2 循環型社会の形成」(90.0点)については、全体平均を約10ポイント上回っています。掲げた5つの施策内容のうち、4つが100%の達成度となっていますが、「2-2-3 バイオマス産業都市構想の推進【重点】」は50%の達成度となっています。

「2-6 墓地・斎場の整備」(87.5点)についても、全体平均を約7ポイント上回っています。掲げた2つの施策内容のうち、「2-6-1 斎場の整備・維持管理」は100%の達成度となっていますが、「2-6-2 墓地の供給・維持管理」は75%の達成度となっています。

一方、「2-7 土地の有効利用」(75.0点)については、全体平均を約5ポイント下回っています。掲げた2つの施策内容のうち、「2-7-2 土地利用に関連する計画の一体的な運用」は100%の達成度となっていますが、「2-7-1 計画的な土地利用の推進」については50%の達成度となっています。

「2-9 道路・交通網、港湾の整備」(71.4点)については、掲げた7つの施策内容のうち、3つが100%の達成度となっていますが、「2-9-2 市道の整備」は75%の達成度、「2-9-4 コミュニティバスの充実」・「2-9-6 港湾施設の維持管理」が50%の達成度、「2-9-7 詫間港の利用促進」が25%の達成度となっています。

「2-8 住宅対策の推進」(62.5点)については、全体平均を約18ポイント下回っており、「2-8-1 市営住宅の整備・改善」が75%の達成度、「2-8-2 住宅・建築物の耐震化の促進」が50%の達成度となっています。

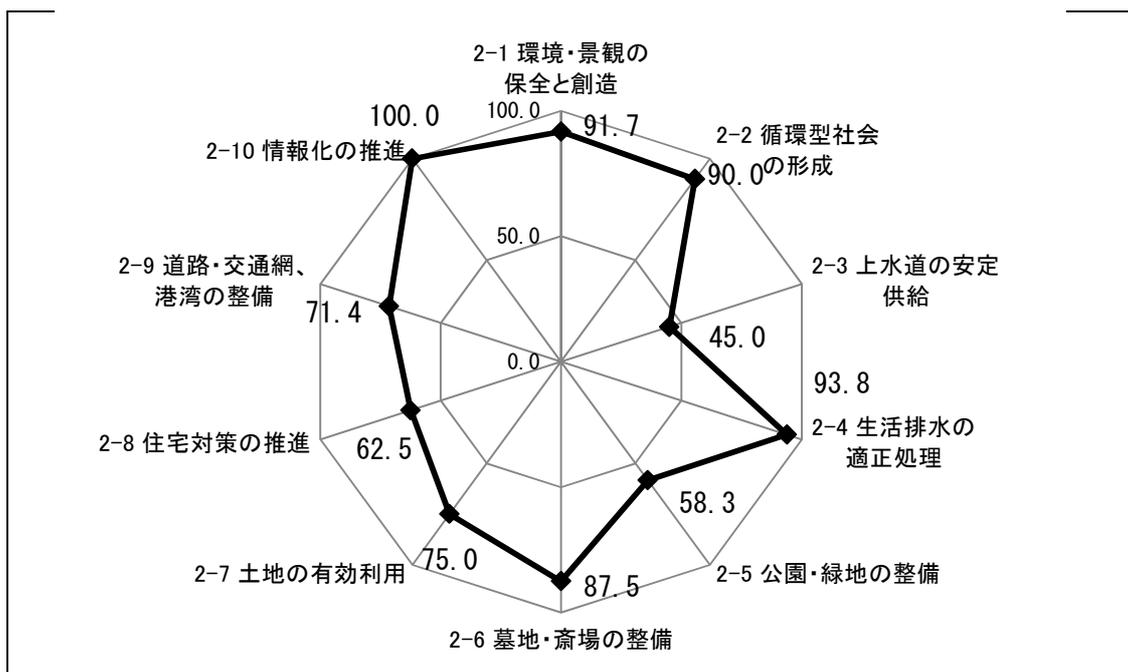
また、「2-5 公園・緑地の整備」(58.3点)については、全体平均を約22ポイント下回る厳しい評価となっています。掲げた3つの施策内容のうち、「2-5-3 緑化活動の推進」は75%の達成度となっていますが、「2-5-1 公園・緑地の改修」、「2-5-2 公園・緑地の管理体制の充実」は50%の達成度となっています。

第2章の中で評価が最も低い施策は「2-3 上水道の安定供給」(45.0点)で、全体平均を約35ポイント下回る非常に厳しい評価となっています。この施策には5つの施策内容を掲げていますが、「2-3-3 監視システムの整備検討」だけが100%の達成度となっており、「2-3-5 水源の確保」が50%の達成度、残る3つが25%の達成度となっています。[図表5・6参照]

図表5 施策別達成度（平均点）【第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち】

施策	達成度（平均点）
2-1 環境・景観の保全と創造	91.7
2-2 循環型社会の形成	90.0
2-3 上水道の安定供給	45.0
2-4 生活排水の適正処理	93.8
2-5 公園・緑地の整備	58.3
2-6 墓地・斎場の整備	87.5
2-7 土地の有効利用	75.0
2-8 住宅対策の推進	62.5
2-9 道路・交通網、港湾の整備	71.4
2-10 情報化の推進	100.0

図表6 施策別達成度（平均点）【第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち】



(3) 第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち

第3章の「人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心分野）」(82.7点)は、6つの章の中で2番目の評価となっています。

第3章の中で評価が最も高い施策は「3-4 消費者対策の推進」(100.0点)で、満点評価となっています。2つの施策内容を掲げていますが、ともに100%の達成度となっています。

次いで評価が高い施策は「3-3 交通安全対策の推進」(87.5点)で、全体平均を約7ポイント上回っています。掲げた2つの施策内容のうち、「3-3-1 交通安全意識の高揚」が100%の達成度、「3-3-2 交通安全施設の整備」も75%の達成度となっています。

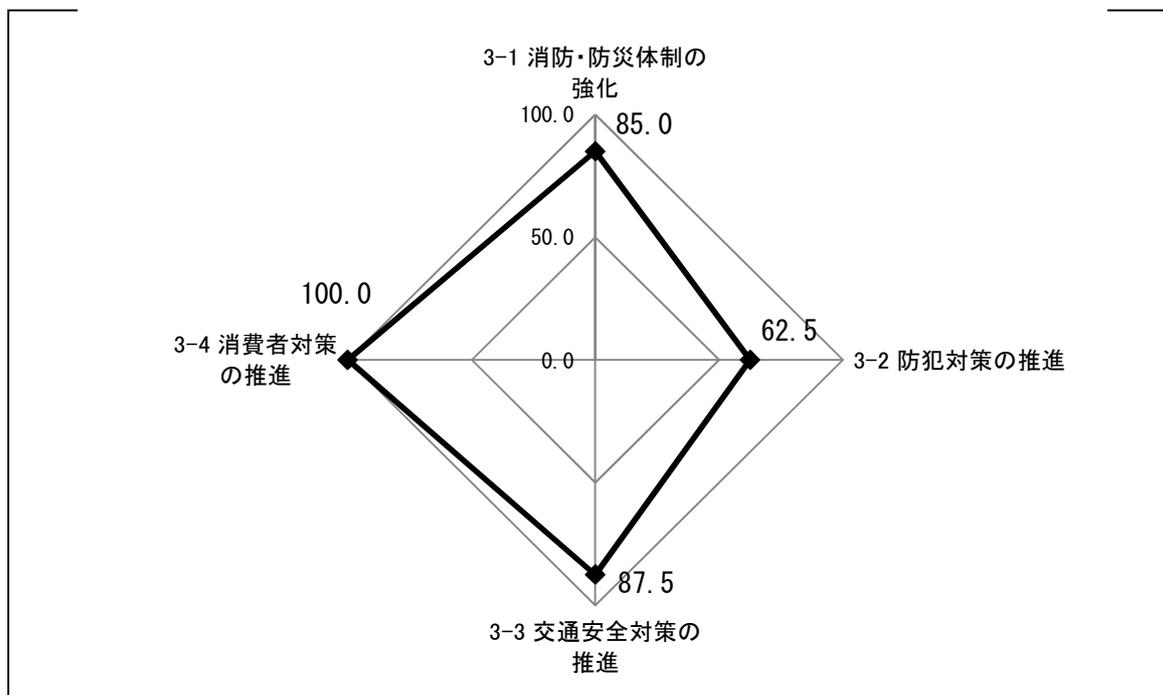
続いて評価が高い施策は「3-1 消防・防災体制の強化」(85.0点)で、全体平均を約5ポイント上回っています。掲げた10の施策内容のうち、「3-1-6 災害時の情報収集・伝達体制の充実【重点】」、「3-1-8 危機管理センターの整備」、「3-1-9 災害時の業務継続体制の整備【重点】」、「3-1-10 治山・治水対策の促進」の4つが100%の達成度、残る6つも75%の達成度となっています。

第3章の中で評価が最も低い施策は「3-2 防犯対策の推進」(62.5点)で、全体平均を約18ポイント下回るかなり厳しい評価となっています。掲げた2つの施策内容のうち、「3-2-2 防犯設備の充実」は75%の達成度となっていますが、「3-2-1 防犯体制の強化」は50%の達成度となっています。[図表7・8参照]

図表7 施策別達成度（平均点）【第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち】

施策	達成度（平均点）
3-1 消防・防災体制の強化	85.0
3-2 防犯対策の推進	62.5
3-3 交通安全対策の推進	87.5
3-4 消費者対策の推進	100.0

図表8 施策別達成度（平均点）【第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち】



(4) 第4章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち

第4章の「人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち（医療・健康・福祉分野）」（78.8点）は、6つの章の中で5番目の評価となっています。

第4章の中で評価が最も高い施策は「4-7 地域福祉の推進」が満点評価となっています。

続いて評価が高い施策は「4-1 地域医療体制の確立」（87.5点）で、全体平均を約7ポイント上回っています。掲げた2つの施策内容のうち、「4-1-2 離島救急体制の支援」が100%の達成度、残る「4-1-1 地域医療の充実【重点】」も75%の達成度となっています。

「4-8 社会保障制度の健全運営」も87.5点で2番目に高い評価になっています。掲げた4つの施策のうち、2つは100%の達成度になっていますが、残る2つが75%の達成度となっています。

「4-3 児童福祉・子育て支援の充実」（81.3点）についても、全体平均より約1ポイント上回っており、掲げた4つの施策内容のうち、「4-3-1 子育て支援に関する指針の策定」だけが100%の達成度となっていますが、残る3つは75%の達成度となっています。

一方、「4-4 高齢者福祉の推進」（79.2点）は全体平均より1ポイント下回っており、掲げた6つの施策内容のうち、「4-4-5 高齢者虐待の防止と権利擁護事業の推進」だけが100%の達成度となっていますが、のこる5つが75%の達成度となっています。

「4-2 健康づくりの促進」と「4-6 生活困窮者の自立支援」は同率で75.0%となっており、全体平均より約5ポイント下回っています。

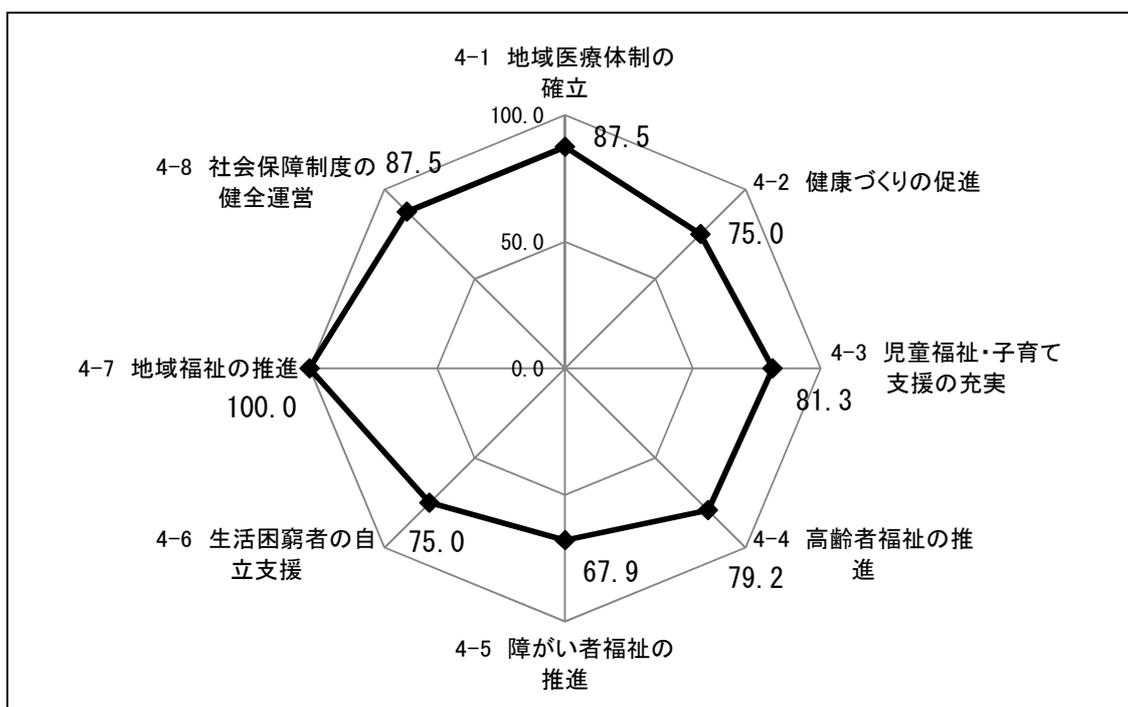
「4-2 健康づくりの促進」は、掲げた6つの施策内容すべてが75%の達成度となっています。「4-6 生活困窮者の自立支援」は、掲げた2つの施策内容のうち「4-6-1 相談体制の充実」は100%の達成度となっていますが、「4-6-2 生活保護制度の適切な運用」については50%の達成度となっています。

第4章の中で評価が最も低い施策は「4-5 障がい者福祉の推進」（67.9点）で、全体平均を約12ポイント下回る厳しい評価となっています。掲げた7つの施策内容のうち、5つは75%の達成度となっていますが、「3-2-2 防犯設備の充実」は75%の達成度となっていますが、「4-5-5 雇用・就労支援の充実」と「4-5-6 福祉のまちづくりの充実」は50%の達成度となっています。[図表9・10参照]

図表 9 施策別達成度（平均点）【第 4 章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち】

施策	達成度（平均点）
4-1 地域医療体制の確立	87.5
4-2 健康づくりの促進	75.0
4-3 児童福祉・子育て支援の充実	81.3
4-4 高齢者福祉の推進	79.2
4-5 障がい者福祉の推進	67.9
4-6 生活困窮者の自立支援	75.0
4-7 地域福祉の推進	100.0
4-8 社会保障制度の健全運営	87.5

図表 10 施策別達成度（平均点）【第 4 章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち】



(5) 第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち

第5章の「豊かな心を育み、文化を発信するまち(教育・文化分野)」(80.0点)は、6つの章の中で3番目の評価となっています。

第5章の中で評価が最も高い施策は「5-2 学校教育の充実」(90.6点)で、全体平均を約10ポイント上回る高い評価となっています。掲げた5つの施策内容のうち、5つが100%の達成度、2つが75%の達成度となっています。

次いで評価が高い施策は「5-7 国際・地域間交流の促進」(87.5点)で、全体平均を約7ポイント上回っています。掲げた2つの施策内容のうち、「5-7-1 国際交流活動の推進」が100%の達成度、「5-7-2 国内友好都市交流事業の推進」も75%の達成度となっています。

続いて評価が高い施策は「5-5 文化芸術の振興と歴史の継承」(83.3点)で、全体平均を約3ポイント上回っています。掲げた3つの施策内容のうち、「5-5-1 文化芸術活動の促進」が100%の達成度、残る2つも75%の達成度となっています。

また、「5-1 幼稚園教育の充実」(79.2点)については、全体平均をわずかに下回っています。掲げた6つの施策内容のうち、「5-1-2 幼稚園施設の耐震化」、「5-1-6 特別支援教育の推進」の2つが100%の達成度、その他3つが75%の達成度、「5-1-1 幼稚園の規模・配置の適正化」が50%の達成度となっています。

「5-3 生涯学習社会の形成」(同点79.2点)も、全体平均を約1ポイント下回っています。掲げた6つの施策内容のうち「5-3-1 生涯学習推進計画の見直し」が100%の達成度となっていますが、残るすべてが75%の達成度となっています。

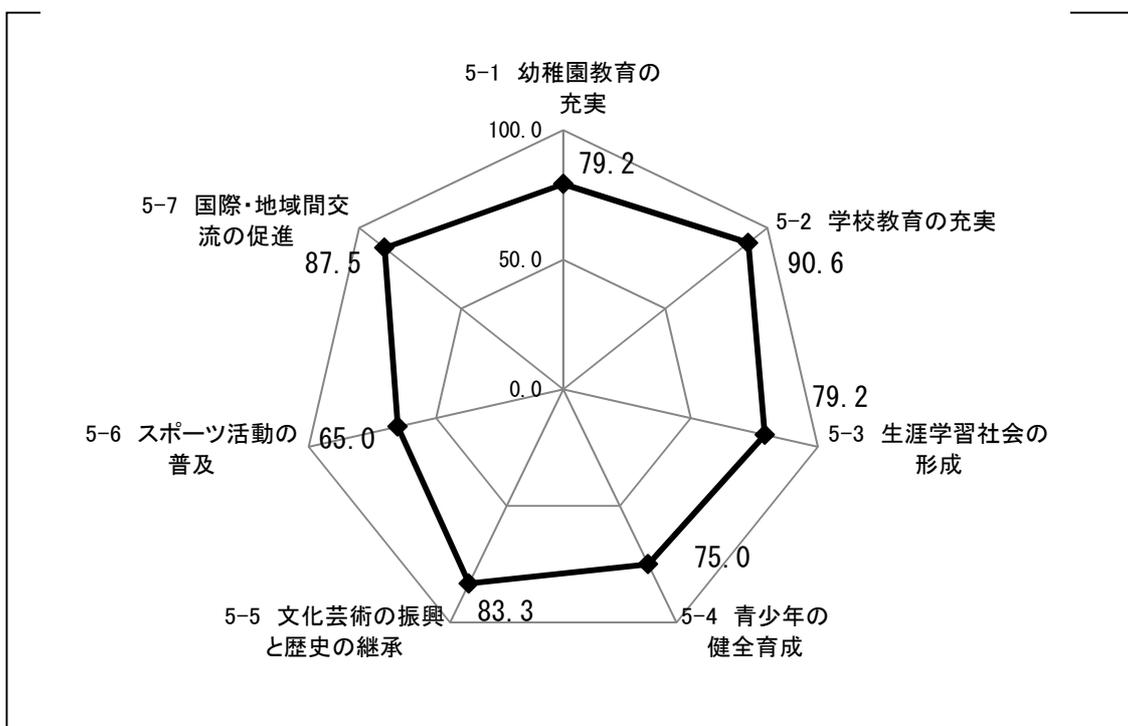
「5-4 青少年の健全育成」(75.0点)については、全体平均を約5ポイント下回っています。掲げた5つの施策内容すべてが75%の達成度となっています。

第5章の中で評価が最も低い施策は「5-6 スポーツ活動の普及」(65.0点)で、全体平均を約15ポイント下回る厳しい評価となっています。掲げた5つの施策内容のうち、「5-6-5 プロスポーツの活用」が100%の達成度、その他2つが75%の達成度となっていますが、「5-6-4 多様なスポーツ活動の普及促進」が50%の達成度、「5-6-1 スポーツに関する指針の策定」が25%の達成度となっており、これらが評価を下げる要因となっています。[図表11・12参照]

図表 11 施策別達成度（平均点）【第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち】

施策	達成度（平均点）
5-1 幼稚園教育の充実	79.2
5-2 学校教育の充実	90.6
5-3 生涯学習社会の形成	79.2
5-4 青少年の健全育成	75.0
5-5 文化芸術の振興と歴史の継承	83.3
5-6 スポーツ活動の普及	65.0
5-7 国際・地域間交流の促進	87.5

図表 12 施策別達成度（平均点）【第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち】



(6) 第6章 とともに考え行動する、自らが創るまち

第6章の「ともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政分野）」(79.2点)は、6つの章の中で4番目の評価となっています。

第6章の中で評価が最も高い施策は「6-4 地域内分権の推進」(91.7点)で、全体平均を約12ポイント上回る高い評価となっています。掲げた3つの施策内容のうち、「6-4-2 地域内分権システムの充実【重点】」と「6-4-3 市民団体の組織化支援」の2つが100%の達成度、「6-4-1 地域内分権意識の高揚【重点】」も75%の達成度となっています。

次いで評価が高い施策は「6-3 情報公開の推進」(81.3点)で、これについても全体平均を約1ポイント上回っています。掲げた4つの施策内容のうち、「6-3-3 積極的な情報公開と文書の適正管理」が100%の達成度、残る3つも75%の達成度となっています。

一方、「6-5 市民本位の行政運営の確立」(80.0点)は、全体平均とほぼ同じになっています。掲げた5つの施策内容のうち、「6-5-4 公共施設の再配置【重点】」だけが100%の達成度となっていますが、残る4つすべてが75%の達成度となっています。

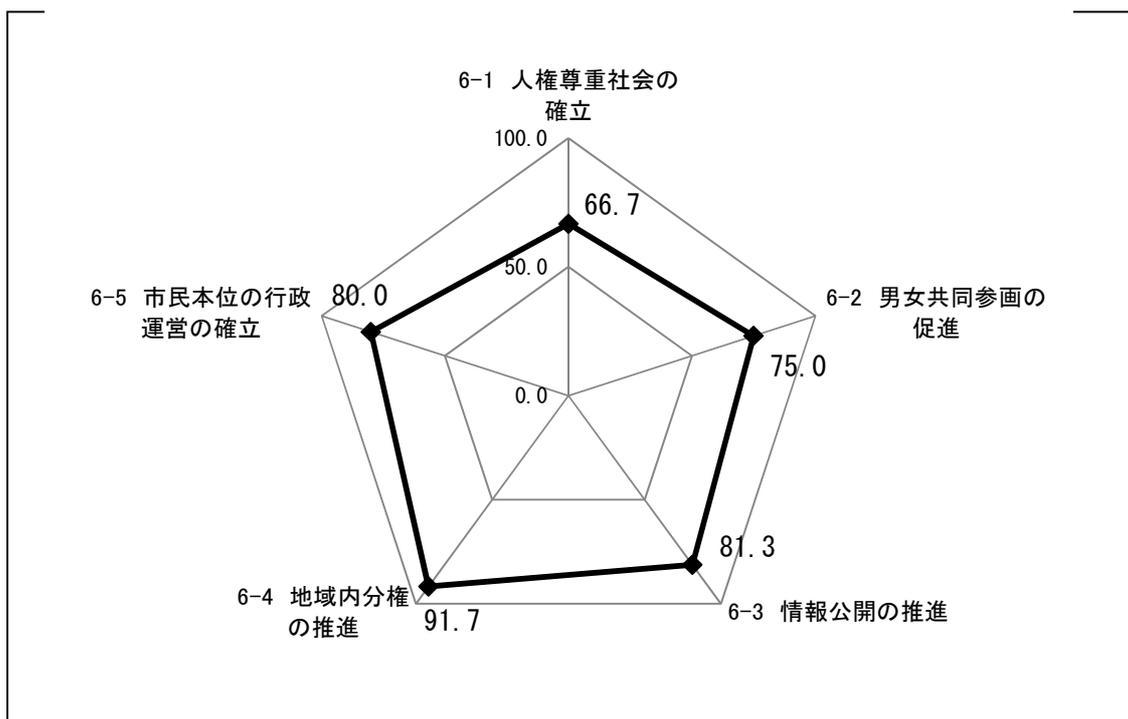
「6-2 男女共同参画の促進」(75.0点)については、掲げた3つの施策内容すべてが75%の達成度となっています。

第6章の中で評価が最も低い施策は「6-1 人権尊重社会の確立」(66.7点)で、全体平均を約14ポイント下回る厳しい評価となっています。掲げた3つの施策内容のうち、「6-1-2 人権教育の推進」と「6-1-3 活用拠点施設の運営の活性化」の2つについては75%の達成度となっていますが、「6-1-1 人権・同和問題啓発活動の推進【重点】」は50%の達成度となっており、市民の人権意識の高揚につながる効果的な啓発活動の推進が今後の課題といえます。[図表13・14参照]

図表 13 施策別達成度（平均点）【第6章 ともに考え行動する、自らが創るまち】

施策	達成度（平均点）
6-1 人権尊重社会の確立	66.7
6-2 男女共同参画の促進	75.0
6-3 情報公開の推進	81.3
6-4 地域内分権の推進	91.7
6-5 市民本位の行政運営の確立	80.0

図表 14 施策別達成度（平均点）【第6章 ともに考え行動する、自らが創るまち】



Ⅲ 施策内容ごとの達成状況・達成度・課題等

1 第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）

1-1 農業の振興

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
1-1-1 多様な担い手の育成【重点】	<p>集落での協定に基づく耕作放棄地発生防止を目的とした、中山間地域等直接支払事業の取り組みは県下最大（H24 現在：130 集落、873ha）で、農地の良好な保全管理に大きく寄与している。</p> <p>また、担い手育成総合支援協議会では、平成 21 年度より「耕作放棄地再生利用特別対策事業」を活用した耕作放棄地対策に取り組んでおり、これまでに 12.5ha の耕作放棄地を再生し、農業生産法人等が利活用しており、平成 25 年度にはその活動が認められ全国農業会議会長賞を受賞した。</p>	A	<p>集落での協定に基づく耕作放棄地発生防止を目的とした、中山間地域等直接支払事業の取り組みは県下最大（H29 現在：110 集落、約 730ha）で、農地の良好な保全管理に大きく寄与している。</p> <p>また、担い手育成総合支援協議会では、平成 21 年度から「耕作放棄地再生利用特別対策事業」を活用した耕作放棄地対策に取り組んでおり、これまでに約 23ha の耕作放棄地を再生している。</p>	A	<p>担い手の確保として、認定農業者数は目標を達成しているが、担い手も高齢化しており、若い世代の担い手確保をより一層進めることが必要である。</p> <p>[農業振興課]</p>

<p>1-1-2 農業経営の安定化・健全化</p>	<p>農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農地の有効利用と農業近代化のための施策を総合かつ計画的に推進するため、平成24年度に三豊農業振興地域整備計画の全体見直しを実施した。 経営基盤の強化や農業機械・施設の導入を促進するため、農業振興対策基金を創設し基金を活用した各種助成制度による農業者支援を行った。(H21～H24:148,676千円) 認定農業者へは、農業経営改善計画の実現に向けた各種取り組みを通じた支援活動を行った。</p>	<p>B</p>	<p>農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農地の有効利用と農業近代化のための施策を総合かつ計画的に推進するため、平成24年度に策定した三豊農業振興地域整備計画の全体見直しを平成30年度に計画している。 農業経営基盤の強化や農業機械・施設の導入を促進するため、農業振興対策基金を活用した各種助成制度による農業者支援を行った。(H25～H28:163,256千円) 認定農業者へは、農業経営改善計画の実現に向けた各種取り組みを通じた支援活動を行った。</p>	<p>B</p>	<p>農業経営の安定化・健全化に向け支援を実施しているが、継続的に安定した農業経営に結びつけていく必要がある。 また、新たな認定農業者の認定に向け、優良農地を確保し効率的な経営に結びつける。 [農業振興課]</p>
<p>1-1-3 農業生産基盤の充実【重点】</p>	<p>土地改良や農道、ため池、用排水施設の整備については、平成22年～平成24年度に国・県の各種補助事業や市の補助事業により整備が進められた。地域における農地・水保全管理の向上についても、国の事業を活用し共同作業の支援を行い、農地や用排水路、環境の地域ぐるみの維持管理・向上が図られた</p>	<p>B</p>	<p>土地改良や農道、ため池、用排水施設の整備については、予算動向により左右されたが概ね、各種補助事業や市の補助事業により整備が進められた。地域における農地・水保全管理の向上についても、国の事業を活用し共同作業の支援を行い、農地や用排水路、環境の地域ぐるみの維持管理・向上が図られた</p>	<p>B</p>	<p>県営によるため池改修は、国の予算動向により左右されることが大きく進捗状況はあまり芳しくない。また、新しくできた小規模ため池事業については、防災上危険なため池は廃止等もできるが採択基準となっているが、廃止した後の水路等の整備には、多大な金額を要するため問題が生じる。 [土地改良課]</p>

<p>1-1-4 農地・環境の保全</p>	<p>JA、普及センターの指導により栽培履歴の徹底など「食の安全・安心」の確保に向けた取り組みが徹底しつつある。また、環境保全型農業については、国の制度を活用した「エコマスター」の取り組みも行われており、消費者ニーズを反映した減農薬栽培や結城栽培に取り組む農家が増えつつある。</p> <p>また、中山間地域等直接支払事業や農地・水・環境保全向上対策事業への取り組みも県下で一番多く、農地の持つ多面的機能を活用した環境保全型農業へ取り組む集落も増えつつある。</p>	<p>B</p>	<p>JA、普及センターの指導により栽培履歴（GAP）の徹底など「食の安全・安心」の確保に向けた取り組みが徹底しつつある。また、環境保全型農業については、国の制度を活用した「エコマスター」の取り組みも行われており、消費者ニーズを反映した減農薬栽培や有機栽培に取り組む農家が増えつつある。</p> <p>中山間地域等直接支払制度事業や多面的機能支払交付金事業への取り組みも県下で一番多く、農地の持つ多面的機能を活用した環境保全型農業へ取り組む集落も増えつつある。</p>	<p>B</p>	<p>耕作放棄地対策や中山間地域等直接支払制度を活用しているが、人口減少と高齢化により農地の保全が難しくなっている。</p> <p>また、食の安全・安心と消費者の信頼確保に向けた環境保全型農業については、制度の浸透に向けた周知をより一層図る必要がある。</p> <p>[農業振興課]</p>
<p>1-1-5 鳥獣被害対策の推進</p>	<p>狩猟免許の取得経費への一部助成を行っており、有害捕獲の資格取得者数は現在約150名となっており、平成24年度における有害期間のイノシシ捕獲数は494頭で過去最高となった。罾や檻などの捕獲用器具購入助成に加え、農家に対し電気柵やワイヤーメッシュ等の侵入防止柵の設置助成を行うとともに、平成23年度に三豊市鳥獣被害防止対策協議会を設立し国庫補助事業を活用した集落単位での大規模な防護柵の設置にも取り組んでおり、被害防止に効果を上げている。</p>	<p>B</p>	<p>平成26年度に鳥獣被害対策実施隊を結成し市内の有害鳥獣対策に関する活動に対して支援している。（平成29年度154名）有害鳥獣捕獲対象者には罾や檻などの捕獲用器具購入助成に加え、有害鳥獣捕獲に必要な狩猟免許の新規取得に対し経費の一部助成を行っており、資格取得者を支援している。また、平成29年度からは捕獲用罾や檻購入助成の補助率を上げている。平成28年度におけるイノシシの有害捕獲数は1,892頭で過去最高となった。農家に対しては電気柵やワイヤーメッシュ等の侵入防止柵の設置助成を行うとともに、集落単位での大規模な</p>	<p>B</p>	<p>有害鳥獣の被害対策として、捕獲等で成果を上げているが、捕獲者の高齢化が進むなか新たな人材が必要である。また、捕獲個体の処理についても検討の必要がある。農作物の被害対策として、侵入防止柵の設置で被害軽減に結びついているが、放任果樹の除去や草刈り等、有害鳥獣を寄せつけない地域づくりについて周知していく必要がある。</p>

			防護柵の設置に対しても支援している。また、獣害に強い地域づくりとして勉強会にも取り組んでおり、被害防止に効果を上げている。		[農業振興課]
1-1-6 農産物の流通・販売の促進【重点】	県内はもちろん、大阪市場や京都駅前など各地へ出向き、県やJAなどと連携し、市長自らPR活動を行い、積極的に「みとよブランド」を売り込んだ。また、フルーツ・野菜・花の3分野の各イメージポスターや三豊で生産される農産物のキャラクターを作り、産直市を中心に「フルーツ王国みとよ」の名前とともにのぼりなどでPRした。残念ながら、当推進事業は平成23年度で一定の成果を上げたとして事業が終了しているが、現在は農業振興の範囲内で事業を行っている。	B	<p>関東や関西へ出向き、県やJAなどと連携し、市長自らPR活動を行い、積極的に「みとよブランド」を売り込んだ。</p> <p>また、平成25年度からは「三豊発 さぬき軽トラ市」を開催し、三豊で生産される農産物を販売するとともに、平成29年度に実施した「夏はみとよだ」では、産直市を中心に、三豊産のフルーツ・野菜・花等を広くPRした。</p>	B	<p>三豊の農産物については、産直市等で地産地消を進めるとともに、学校給食では地元農産物を食育として活用しているが、提供元を増やしていく必要がある。</p> <p>農産物の販売促進では、ブランド化や付加価値等の消費者に選んでもらえる特産品の開発、農村体験や観光農園の取り組み等で都市住民や消費者との交流が必要であるとともに、6次産業化を見据えた農商工等連携と農業経営の多角化が必要である。</p> <p>[農業振興課]</p>

1-2 水産業の振興

施策内容	達成状況 (平成21～25年度)	前期 達成度	達成状況 (平成26～29年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
1-2-1 漁港施設の維持管理の推進	<p>浸水被害を受けた地域を中心に、緊急度に応じて整備時期をⅠ・Ⅱ・Ⅲ期とし、単独県費補助事業を活用して高潮対策の整備を行っており、ほぼ計画通りに整備を行うことができ、災害に強いまちづくりの推進が図られている。</p> <p>また、漁港施設についても、地元漁協等と協議を行いながら維持修繕を行い、適正な維持管理が図</p>	A	<p>平成27年度にⅡ期・Ⅲ期の再検討を行い必要な箇所を移行したが、香川県と連携し地震津波対策海岸堤防等整備計画に基づき整備を行っており、ほぼ計画のとおり整備を行うことができている。</p> <p>また、老朽化する漁港施設、海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、施設の機能強化を図り人命・資産の防護を図るなど国の事業を活用</p>	A	<p>近い将来発生すると予想されている大規模地震による津波等に対する漁港及び背後集落の安全対策点検を行い、施設整備を実施する。</p> <p>計画に基づく施設の点検を行い、漁港機能の集約化等により、施設の長寿命化や既存ストックの再活用等を図り、更新工の縮減が必要となる。</p>

	られた。		し、効果的に改良工 事等が実施された。		[港湾水産課]
1-2-2 水産業 基盤の確立	稚魚放流事業につ いては、香川県水産 振興総合対策事業費 補助金を活用し、地 元漁協の協力を得て 燧灘、備讃瀬戸と毎 年交互に稚魚放流を 実施し、ほぼ計画通 りに水産物の安定供 給をすることが図ら れた。三豊市漁業振 興基金を原資とし て、漁協が行う事業 に対し補助金を交付 することにより、水 産業の総合的振興を 図るため、近代的な 漁業経営基盤の確立 に対して支援を行う ことができた。	A	三豊市における漁 業の振興を図るため に、市内の漁業協同 組合等の経営基盤の 強化、水産振興につ ながる事業に対し三 豊市漁業振興基金条 例に基づき補助金を 交付し支援を行っ た。また、県補助事 業を活用し、稚仔放 流を計画的に実施す ることにより資源の 確保を図り水産物の 安定供給にすること が図られた。	A	漁業振興基金の 事業内容の見直し 及び稚仔放流事業 の効果検証。担い手 の育成。
1-2-3 内水面 漁業の振興	財田川への鮎の放 流事業は毎年幼稚園 児が放流事業に参加 しており、財田川の 自然を守るととも に、シーズンには多 くの方がアユ採りに 訪れ、夏の風物詩と して報道機関の取材 も多く三豊市のPR 活動の一躍も担っ ている。 フナの稚仔の放流 事業は、ため池の水 産資源としての漁家 の経営安定及び所得 の向上を図るととも に、水質悪化が激 しいため池の水質保 全にも貢献してい る。	A	財田川への鮎の放 流事業は毎年幼稚園 児が放流事業に参加 しており、財田川の 自然を守るととも に、川に親しんでも らえる初夏の風物詩 として報道機関の取 材も多く三豊市のP R活動の一躍も担っ ている。 フナの稚仔の放流 事業は、ため池の水 産資源としての漁家 の経営安定及び所得 の向上を図るととも に、水質悪化が激 しいため池の水質保 全にも貢献してい る。	A	財田川への鮎の 放流事業は、近年、 水量が心配される 年もあるが、幼児教 育の一環と地域の 自然を守る事業と して、今後も三豊市 のPR活動とする。 フナの稚仔の放 流事業は、水質悪化 が激しいため池の 水質保全や生態系 の保護のためにも 継続する。
1-2-4 魚食の 普及	—	—	市内の水産業の取 り組みを紹介すると ともに、魚のさばき 方や料理の体験を通 じて、魚への興味を 深め、地産地消の取 り組みや家庭での市 水産物の利用を促進 することを目的とし ている。 お魚教室の対象者	A	魚祝普及に向け た取り組みの成果 報告。 対象範囲の拡大。

			として、児童・生徒や子育て世代を対象者とし食生活改善推進員、お魚伝道師の協力を得て実施することで、地域での広がりが期待できた。		[港湾水産課]
--	--	--	---	--	---------

1-3 工業の振興

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
1-3-1 企業誘致のための情報収集体制の整備【重点】	情報収集については、関東・関西での三豊ふるさと会を創設し、377 人の登録をいただき、三豊市との絆を深めると同時に、企業による設備投資に関する情報の収集等を行っている状況である。また、平成 25 年度には、情報リサーチ会社との契約を行い、設備投資に意欲のある企業情報を収集。さらに、百十四銀行、香川銀行、観音寺信用金庫との担当者レベルでのミーティングを行っており連携強化を行っている。	B	期間中において、域内産業振興の持続的な発展を目的として百十四銀行、観音寺信用金庫とは包括協定を交わす中で、設備投資に意欲的である企業情報の収集も行い、市の企業振興施策の効果的な浸透に関して実施できている。その他、中国銀行、香川銀行、高松信用金庫の担当者とも積極的に情報交換を行う中で、県内外における企業ニーズの把握を行っている。また、市及び県出身の県外在住者に対してもアプローチを掛けるなど、新たな投資に対する情報収集に積極的に努めている。	B	今までどおりの方法に加え、公式ホームページなどを積極的に活用し、香川県商工労働部企業立地推進課と連携を強化するなど、さらなる情報収集に取り組む必要がある。 [産業政策課]
1-3-2 企業誘致・振興に関する広報活動の拡充	平成 21 年度に、三豊市の交通網の充実度や、助成制度、生活環境等を紹介する企業誘致ガイド（パンフレット）を作成し、産業立地に向けて活動を行ってきました。 平成 24 年度には、「企業立地・支援」の三豊市ポータルサイトを公開し、プロモーションムービーを利用しながらわかりやすく、また三豊市の支援策をすべて	A	企業立地ポータルサイトによって、市の助成制度を紹介し、国及び県の情報獲得へのアクセスを容易にするなどの対応を継続している。 また、企業・創業支援サイトを新たに構築し、企業が自由に自社PRできる仕組みを作り、企業進出への一助として活用いただいている。 企業誘致ガイド（パンフレット）の更新はできていない	B	企業立地のためのパンフレット（印刷物）を作成する場合、日々刻々と変化する情勢、情報に対して、更新の時期を見定めることが非常に困難なケースが存在するが、一定のニーズはあります。香川県企業誘致推進協議会との連携の中で県全体として企業誘致、立地が達成できるよう、より効果的な情報提供の方法につい

	網羅し、国や県の情報へも簡単にアクセスできるよう構成している。		が、誘致に向けて最新の情報をその都度盛り込んだ資料を作成し、対応している。		て、継続して検討していく。 [産業政策課]
1-3-3 企業誘致優遇措置の強化【重点】	平成18年1月1日、三豊市発足と同時に工場誘致条例を制定し、企業の誘致に尽力してきましたが、平成23年4月1日には時代の要請を受け、工場のみならず情報通信業や運輸業も対象とした企業誘致条例を制定。また、平成24年4月1日には、競争力を高めるため条例適用基準についての緩和も行ってきた。	B	市外からの進出を対象とした企業立地奨励金制度と域内企業の設備投資への助成を目的に創設されたがんばる企業応援補助金制度を平成27年度より統一し、見た目にもシンプルで分かりやすいものとした。 奨励金対象業種についても、従来の製造業、運輸運搬業、情報通信業に平成29年度より試験研究施設を追加し、幅広い業種にも対応できる制度を整えた。	B	日々変化するであろう企業ニーズを的確に捉え効果的な助成制度となるよう、日本経済の動向、国の経済産業界への施策についても注視しながら、市の支援策について毎年見直しの検討を実施していく。 [産業政策課]
1-3-4 優良用地情報の提供	オーダーメイド方式による企業進出は、平成20年の三豊鳥坂ICに隣接する自動車オークション会社の誘致を最後に実績はありません。昨今の企業立地情報によると、進出情報が出て数ヶ月以内に着工できる用地を選定しているケースが多いため、平成24年度からは、進出予定企業からの多様なご要望にお答えすべく、企業立地に適する大きな用地の情報を民間事業者や市民皆様からも募集し、ご紹介している。	B	県に情報提供する中で企業立地ポータルサイトを活用し、公開できる市内用地情報については順次公開を行っている。また、金融機関及び既存立地企業の担当者からも情報収集を継続的且つ定期的に収集し、進出予定企業とのマッチングに努めるなど対応している。	B	工業用水道の整備に向け、国、県及び地元企業との交渉を継続していく。用地だけでなく、電気・水道・交通アクセスを含めた情報提供がスムーズにできるよう対応を検討していく。 [産業政策課]
1-3-5 地域企業の支援【重点】	市内企業の魅力を知ってもらおうと平成24年2月に三豊市中小企業振興協議会の主催で、三豊市、三豊市商工会、ハローワーク観音寺、香川高専詫間キャンパスの後援により「三豊の企業説明会」を	B	市内に立地する企業の交流や情報発信の場として「みとよマーケット（企業説明会）」を平成27年度まで開催した。参加企業同士の交流や情報交換等ビジネスマッチングが積極的に行われ、新規事業	B	引き続き、企業情報の発信・交換及び企業交流の場を確保し、企業間の連携による新たな事業活動の促進を図るため、三豊市商工会及び地域金融機関等と連携し、支援を行う。

	<p>初開催。就職面接や講演会にあわせ、参加企業同士の意見交換も行い、新たな一歩を踏み出した。</p> <p>参加企業からも高評価をいただいております。平成 25 年度は、参加企業による企画で開催する予定である。</p>		<p>の創出に繋げることができた。</p> <p>また、平成 28 年度より「三豊市企業・創業支援総合サイト」を開設した。市内に立地する企業の情報を集約し、市内企業の情報発信や情報交換を行う場を確保することにより、企業活動の活性化を支援した。</p>		<p>[産業政策課]</p>
1-3-6 ベンチャービジネスの支援	<p>平成 22 年度からは中小企業振興基金事業を展開し、創業 3 年以内のベンチャーが行う新事業を支援。平成 24 年度からのがんばる企業応援事業でもベンチャー支援補助は継続し、3 年間で 3 件を採択している。</p>	C	<p>「みとよ創業塾」を開催し、企業に必要な知識の習得支援のほか、各種助成制度の周知を行った。平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間で約 150 名が受講し、約 40 名が創業した。また、受講者及び創業者には三豊市商工会及び香川県よろず支援拠点と連携し、経営相談を実施し、継続的にフォローを実施。</p> <p>平成 28 年度からは「創業支援事業補助金」を新設し、7 事業者を採択し、創業時の広告宣伝費等を支援した。</p>	A	<p>創業件数は順調に伸びており、創業者が継続的に事業に関する相談を行えるよう、三豊市商工会、香川県よろず支援拠点及び地域金融機関との連携し、相談・指導体制を強化する。</p> <p>[産業政策課]</p>
1-3-7 新産業の創出【重点】	<p>創業ベンチャー支援同様に、平成 22 年度からは中小企業振興基金事業を展開、平成 24 年度からのがんばる企業応援事業にて、異業種交流による新事業の創出や、産学連携による新商品開発を支援している。</p>	B	<p>平成 28 年度まで、がんばる企業応援事業補助金により、新事業の創出や産学連携による新製品開発等を支援を行った。また、経営相談事業を三豊市商工会と連携して実施し、商品開発及び販路拡大等への相談に対応した。展示会等出展事業補助金や知的財産権取得支援事業補助金等の各種補助制度により、販路拡大支援を実施している。その他、三豊市商工会主催により異業種</p>	B	<p>がんばる企業応援事業補助金及び経営相談事業等により、新事業の創出や新製品開発等が積極的に行われたため、今後は新事業や新商品の販路拡大等への支援を継続的に実施する必要がある。</p>

			交流会（名刺交換会）を開催し、平成26年度と平成27年度で約200名が参加し、交流を行うことでビジネスマッチング支援を実施した。		[産業政策課]
--	--	--	--	--	---------

1-4 商業の振興

施策内容	達成状況 (平成21～25年度)	前期 達成度	達成状況 (平成26～29年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
1-4-1 商工会活動の支援・強化	商工会が実施する中小企業者のための経営改善普及事業や地域振興事業等の活動に対し助成を行っている。	A	商工会が実施する中小企業者のための経営改善普及事業や地域振興事業等の活動に対し助成を行っている。 商工会とは定期的に連携会議を開催し、市内の商工業に対する課題を共有し、施策の検討を行っている。	A	商工会の会員数の減少が進んでいる。地域産業の活性化を図るためにも、会員数の減少に歯止めをかける取り組みが必要である。 [産業政策課]
1-4-2 商業経営の近代化の促進	商工会ビジネスローンや政策投資銀行の経営改善資金（設備資金）借入者への利子補給として償還利子の50%を支給している。 あわせて中小企業者の事業活動に必要な資金を融資することにより、中小企業者の経営の安定及びその育成振興を図ることを目的に小口融資を行っている。	B	よろず支援拠点や商工会と連携し、中小企業の経営の課題に対して、専門家による経営相談等を定期的に開催している。 平成26年度からは、市内における創業を促進するため商工会と連携して創業塾を年間2回開催しており、多くの受講者が後に創業している。 市内事業者の販路拡大を支援するため、農商エビジネスマッチングの開催、展示会出展に対する助成等を行っている。 平成28年度より三豊市企業・創業支援サイトを立ち上げ、市内企業に向けて、官公庁からの通知やセミナーの開催情報、補助金の情報等を発信している。	A	市内企業を対象に行ったアンケートで、経営に関して最も深刻な課題は、労働者不足に関する悩みである。支援策として、インターンシップの取り組みに対する助成や観音寺市と連携した合同就職説明会の開催等を行っているものの、まだまだ課題は解消しない。 今後も労働者不足に対する効果的な支援策を検討し、実施していく必要がある。 [産業政策課]

<p>1-4-3 新たな商業スタイルの創出</p>	<p>平成 22 年度からは中小企業振興基金事業を展開、平成 24 年度からのがんばる企業応援事業にて、異業種交流による新事業の創出や、産学連携による新商品開発を支援している。</p>	<p>B</p>	<p>平成 28 年度まで、がんばる企業応援事業補助金により、新事業の創出や産学連携による新製品開発等を支援を行った。また、経営相談事業を三豊市商工会と連携して実施し、商品開発及び販路拡大等への相談に対応した。展示会等出展事業補助金や知的財産権取得支援事業補助金等の各種補助制度により、販路拡大支援を実施している。その他、三豊市商工会主催により異業種交流会（名刺交換会）を開催し、平成 26 年度と平成 27 年度で約 200 名が参加し、交流を行うことでビジネスマッチング支援を実施した。</p>	<p>B</p>	<p>がんばる企業応援事業補助金及び経営相談事業等により、新事業の創出や新製品開発等が積極的に行われたため、今後は新事業や新商品の販路拡大等への支援を継続的に実施する必要がある。</p> <p>[産業政策課]</p>
---------------------------	--	----------	---	----------	--

1-5 観光の振興

<p>施策内容</p>	<p>達成状況 (平成 21～25 年度)</p>	<p>前期 達成度</p>	<p>達成状況 (平成 26～29 年度)</p>	<p>後期 達成度</p>	<p>残された課題・ 今後必要な取り組み</p>
<p>1-5-1 観光振興に関する指針の策定</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>市内で観光振興に関わりのある組織や団体、事業者などで構成される検討委員会『みとよ 100 年観光会議』を設置し、一年間かけて計画を策定した。 「次世代につながる観光まちづくり」を基本理念に、住民・来客それぞれが満足度 100%になるような三豊市内での観光消費額アップを目指した。 結果、別紙（マーケティングリポート）のとおり、全体的に右肩上がりの数値を残すことができた。</p>	<p>B</p>	<p>平成 30 年度に観光基本計画見直しとなるため、調査により現状把握をし、改めて現状に沿った計画を練り直す必要がある。</p> <p>[産業政策課]</p>
<p>1-5-2 観光振</p>	<p>観光資源の再発</p>	<p>B</p>	<p>本市の観光事業の</p>	<p>B</p>	<p>各種団体ともイ</p>

<p>興体制の確立</p>	<p>見・強化及び情報発信、誘客のための各種観光関連イベント等地域に密着した民間レベルでの活動の推進を図るため支援を行い、イベント等については各種団体の実施計画書のとおり開催することができ、本市への誘客に寄与した。</p>		<p>振興、歴史と文化の融和した活力あるまちづくりを推進するため、市民団体が実施する地域に密着した各種観光関連イベント等の支援を行い、本市への誘客並びに知名度向上、市民の郷土愛の醸成に寄与した。 また、市観光協会と市国際交流協会の機能を統合した新組織「三豊市観光交流局」を平成29年度に発足し、財源の縮小及び機能統合による効率的かつ効果的な観光振興事業の実施体制を構築した。</p>		<p>イベント開催にあたり、主の財源は補助金となっており、自主財源の確保を含め、補助金に依存しない運営体制の構築が必要であるほか、本市への誘客のみならず、経済波及効果へつなげる仕組み作りの検討もあわせて行う必要がある。 また、稼げる観光地域経営を行うため、観光振興ビジョンの統一化やマーケティング戦略の策定等観光戦略の立案や意思決定を行う機関として地域DMOを設立することが重要である。 [産業政策課]</p>
<p>1-5-3 観光PR活動の強化【重点】</p>	<p>観光振興の根底の第一歩として、『三豊市』という本市の名称を多くの人に認識してもらうため、『知名度向上プロジェクト』と連携して、ガイドブック・ホームページ等あらゆる媒体を活用して観光PR活動を実施した。</p>	<p>B</p>	<p>観光振興の根底の第一歩として、『三豊市』という本市の名称を多くの人に認識してもらうため、『知名度向上プロジェクト』と連携して、ガイドブック・ホームページ・メルマガ等あらゆる媒体を活用してプロモーションを実施した。 あわせて、FM香川や観光交流局などと協力体制を築いて、PR活動を強化した。 平成29年度には夏に特化したプロモーション企画として「夏はみとよだ」を実施し、誘客の促進や知名度向上につながった。</p>	<p>B</p>	<p>『知名度向上プロジェクト』により、メルマガ会員をはじめ三豊市のファンを獲得していく。メディアほか外部団体や観光関連企業とも協力して、三豊市の知名度向上と市内消費拡大につなげていく。 [産業政策課]</p>
<p>1-5-4 観光拠点施設・資源の充実</p>	<p>弥谷山ふれあいの森公園、たかせ天然温泉、たからだの里、仁尾マリーナは、民間に運営管理を委ね</p>	<p>B</p>	<p>弥谷山ふれあいの森公園、たかせ天然温泉、たからだの里、仁尾マリーナ、粟島海洋記念館は、指定</p>	<p>B</p>	<p>各施設とも建設・整備から20年以上経過していることから、設備の老朽化による更新の</p>

	<p>ており、各施設ともに民間ならではの発想のもと県内外への情報の発信を積極的に行っている。結果、地元のみならず、県外からの利用者も増加し観光の交流拠点として活躍していた。</p>		<p>管理者として第3セクターを含む民間に運営管理を委ねており、各施設とも民間ならではの発想のもと情報の発信を積極的に行った。結果、県外だけでなく海外からの利用者も増加傾向にある。</p>		<p>必要がある。整備には多大な費用が掛かり、財源の確保が課題となる。</p> <p>[産業政策課]</p>
--	--	--	--	--	--

1-6 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
1-6-1 雇用情報の提供【重点】	<p>平成 21 年度以降で、レック(株)、共栄フード(株)、興国包装(株)、ナック(株)などを誘致。雇用場所の創出を行っている。</p> <p>また、平成 24 年度には三豊市中小企業振興協議会主催、ハローワーク観音寺との連携により、三豊の企業説明会を開催。25 社の参加により、市内企業の知名度向上と、連携強化を図った。</p>	A	<p>平成 27 年度に、高松商工会議所主催で就職説明会を三豊市にて開催、平成 28 年度及び平成 29 年度に、観音寺市と合同で就職説明会を開催、市内企業の知名度向上を図った。</p> <p>平成 28 年度より企業創業支援サイトを運営し、ハローワークの求人情報をリンクにより掲載している。</p> <p>平成 29 年度に、インターンシップ支援事業補助金及び就職説明会等出展支援事業補助金を設けることで、市内企業への就職及び定住の促進を図った。</p> <p>平成 29 年度より、香川県の事業である、「ワークサポートかがわ」に職員 1 名を兼務させ、連携を図ることで、情報提供、職業あっ旋等の促進を図った。</p>	A	<p>人口減少、少子高齢化が進むことで労働力の減少が課題となる。</p> <p>関係機関と連携を強化することで、求職者への情報提供、職業あっ旋等の促進を行う。</p> <p>[産業政策課]</p>
1-6-2 高齢者・女性・障がい者の雇用促進	<p>シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通して生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献しており、技術や技能を活かし</p>	A	<p>シルバー人材センターは、定年退職等で職場を離れた高齢者が「福祉の担い手から社会の担い手へ」となることを目指して事業を行って</p>	A	<p>新規会員の加入が減っている。定年延長等が理由と考えられる。会員になって、今までの知識や経験・ノウハウが発揮でき、生きがい</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	た作業は多岐にわたっている。さらに専門性を高めるため「樹木剪定・緑地保全講習会」にも参加するなど、レベルアップに努めている。受注件数は、平成 21 年度は 4,173 件、平成 22 年度は 4,266 件、平成 23 年度は 4,373 件と順調に推移していましたが、平成 24 年度は 4,305 件と初めて減少となった。誠実な就労姿勢が地域社会に認められる一方、低迷する経済情勢のもと、民間企業の経費削減を受けて継続作業が見直され、受注に伴い契約金額も減少傾向となっている。障害者の雇用に関しては、身体障害者では、一般就労が多いのに対して、知的障害者・精神障害者は、一般就労は少なく福祉的就労が多い状況である。		いる。近年は年間 4,000 件強の受注件数が続いている。今後、利用者の多様なニーズに対応するため、会員に対する知識、技術等の向上を目的とする計画的な研修会・講習会を開催するとともに、ホームページ等の活用も行い、業務の確保と拡大に努めていきます。障害者の雇用に関しては、身体障害者では、一般就労が多いのに対して、知的障害者・精神障害者は、一般就労は少なく福祉的就労が多い状況である。		を持って社会に貢献できる受け皿となれるよう就業機会の確保や職域の拡大を図っていききたい。 [福祉課]
1-6-3 勤労者福祉の充実	実施していない。	B	労働者の生活の安定に必要な融資の原資として、金融機関に預託金を貸し付けた。 預託金を活用した金融機関から、生活融資、住宅融資、風水害等の災害特別融資等を行うことで、勤労者の生活の維持、向上への役割を果たしている。	B	勤労者福祉関連施設の老朽化が著しい。市の公共施設は整理、合理化していく方向であるが、限られた施設の中で、勤労者が利用しやすいよう調整を図っていくことが必要である。 [産業政策課]
1-6-4 移住・定住促進対策の推進【重点】	平成 23 年度から、若者が住宅取得の際に費用の一部を補助する「若者定住促進・地域経済活性化事業」を開始するとともに、市外の短期	B	平成 23 年度から開始した「若者定住・地域経済活性化事業」、「定住促進・短期滞在者支援事業」、「定住促進・学生合宿支援事業」及	A	若者や U I J ターン者等の移住・定住の促進のため、空き家バンクを活用した施策を展開するとともに、移住・定住前後の相談窓

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>滞在者の定住に向けた活動の支援として「定住促進・短期滞在者支援事業」と、将来の定住につながるよう市外学生に対して合宿の支援を行う「定住促進・学生合宿支援事業」を行った。また、平成 24 年度からはインターネットを通じて空き家を紹介する「三豊市空き家バンク」と、これに連動した「定住促進・地域経済活性化リフォーム事業」を開始し、本市への定住促進を図った。</p>		<p>び平成 24 年度から開始した「三豊市空き家バンク」、「定住促進・地域経済活性化リフォーム事業」を引き続き実施していることに加え、本市への移住に対する興味・関心を持ってもらうことを目的に、移住促進プロモーション映像等の作成を行った。また、平成 28 年度からは、県外からの転入者の住宅の賃借費用の一部を補助することを目的に「移住促進・家賃等補助事業」を開始し、移住・定住の促進を図った。</p>		<p>口体制の確立を図ることが今後の課題である。「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業」及び「移住促進・家賃等補助事業」は県費補助とあわせて行っている補助事業である。「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業」については、平成 27 年度から県費補助が始まり、それまでの最大 50 万円の補助額から、最大 100 万円（市補助金 50 万円、県補助金 50 万円）の補助額へ増額となっている。「移住促進・家賃等補助事業」は補助対象事業費の 1/2 について県費補助となっている。いずれの事業についても、県費補助の見直しに合わせ、市の補助金のあり方や事業の実施内容について、今後検討の必要がある。 [田園都市推進課]</p>

2 第2章 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）

2-1 環境・景観の保全と創造

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
2-1-1 公害等の調査・監視体制の強化	香川県水質測定計画に基づき、毎年河川及び海域で水質等調査を行っている。大気については、大気測定車にて毎年3回実施している。騒音については、騒音規正法に基づき規制地域を指定し、生活環境の保全に勤めている。振動、悪臭については、規制地域を指定していないが、近隣住民の要請により事業者に指導等を実施している。	B	毎年河川及び海域の水質調査を実施。平成 26 年 4 月 1 日から悪臭防止法に基づき三豊市全域を指定し悪臭苦情に対応している。また、騒音規制法に基づき騒音苦情に対応し、事業者に対し指導を実施している。	A	振動の地域指定はしていないため今後振動に対する苦情が多いようであれば規制が必要となるが振動苦情はない。 悪臭苦情は年々多くなっており臭いは目に見えない事や一時的季節的なこともあり対応に苦慮している。臭いに対する規制は 2 2 物質のみのため、基準値を超過した例はない。悪臭苦情が多い一部の地域に対して規制基準の見直しや、臭気指数による基準の定め等見直しが必要であるが、エリアの指定は難しい。 [環境衛生課]
2-1-2 森林の保全	広域基幹林道五郷財田線及び琴南財田線（山本町から財田町）と豊中七宝山線については、計画的に草刈、水路・路肩清掃等の維持管理を行い利用者の安全と便宜性の確保を図っている。景勝地として来場者の多い仁尾町蔦島では、5年に1度、松くい虫対策の薬剤注入事業を行い松林の保全と景観の保持に努めている。また、一般森林の植栽、下刈り、間	B	広域基幹林道五郷財田線及び琴南財田線（山本町から財田町）と豊中七宝山線については、計画的に草刈、水路・路肩清掃等の維持管理を行い利用者の安全と便宜性の確保を図っている。景勝地として来場者の多い仁尾町蔦島では、5年に1度、松くい虫対策の薬剤注入事業を行い松林の保全と景観の保持に努めている。また、一般森林の植栽、下刈り、間	B	広域基幹林道琴南財田線は、毎年陳情を実施して早期の全線開通に向けて要望している。森林保全については、森林の環境整備に対する事業の実施等を図れるよう、引き続き支援する必要がある。

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	伐、枝打ち等については、県費補助事業により造林の育成事業を行い、良好な森林環境と水源涵養に努めている。		伐、枝打ち等については、県費補助事業により造林の育成事業を行い、良好な森林環境と水源涵養に努めている。		[農業振興課]
2-1-3 市民主体の環境保全活動の促進 【重点】	県と市の単独事業により、平成 21 年度に流域の住民、ボランティア団体、行政等地域の関係団体が共同で「高瀬川流域水環境保全推進協議会」を設立し、ほぼ計画通りに水環境の充実が図られた。各種団体による河川清掃の取り組み。また、環境学習として、高瀬川流域の小学 4 年生児童を中心に、水生生物調査の実施。	A	県と市の単独事業により、平成 21 年度に流域の住民、ボランティア団体、行政等地域の関係団体が共同で「高瀬川流域水環境保全推進協議会」を設立し、ほぼ計画通りに水環境の充実が図られた。県は平成 25 年度を持って事業より撤退した。各種団体による河川清掃の取り組み。また、環境学習として、高瀬川流域の小学 4 年生児童を中心に、水生生物調査の実施。	A	「高瀬川流域水環境保全推進協議会」の役割は終了したと考え、平成 30 年度に協議会を解散する。環境学習である水生生物調査は各学校にて実施予定。 [環境衛生課]
2-1-4 新エネルギー導入への取り組み	5 人の専門家によって組織し、「三豊市にふさわしごみ処理技術の選定について」を答申がだされ「ごみはすべて資源である」の理念のもとに「生ごみ」を分別収集しバイオガス化で燃料とし、その他の可燃物は、固形燃料するということが報告された。	A	廃棄物のエネルギー利用は、バイオマス資源化センターの完成により達成できた。 太陽光発電等、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた取り組みについては、住宅用太陽光発電システムの導入世帯数が見込みで 1,249 世帯と目標（1,500 世帯）の 83%にとどまっている。ただし、平成 28 年度から蓄電システム、平成 29 年度から HEMS も補助対象とし、県内トップクラスの取り組みを実施している。	B	太陽光発電等の普及は、目標達成に向け、引き続きこれまで同様の事業を実施しなければならない。 風力・水力・バイオマス等といった太陽光発電以外の新エネルギーは、具体的な施策にまで至っていないことから、引き続き調査を行う必要がある。 [環境衛生課]
2-1-5 美しい河川環境の保全	県管理河川については、高瀬川・宮川を計画的に改修している。またその他の河川についても必要	A	県管理河川については、高瀬川・宮川を計画的に改修。その他の河川についても必要な箇所	A	県管理河川については、高瀬川・宮川等の改修を計画的に進めていくよう、引き続き県に要

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	な箇所 <small>の</small> 改修を実施している。 市管理河川については、平成 21 年度から平成 24 年度において 1,275m <small>の</small> 改修を実施して整備を図った。		を実施している。 市管理河川については、改修を実施して整備を図った。		望し、整備の促進を図る。また浚渫もあわせて要望していく。 市管理河川については、引き続き未整備河川を優先的に整備していく。 [建設課]
2-1-6 ペットの適正飼育の促進	狂犬病予防法に基づき、狂犬病の予防接種事業を実施し、犬の登録、変更等に関する事務処理を行った。平成 23 年度の予防接種率 79.60% (県下 1 位) となり、予防接種率の向上を図った。	A	狂犬病予防法に基づき、狂犬病の予防接種事業を実施し、犬の登録、変更等に関する事務処理を行った。平成 23 年度から予防接種率 79.60% (県下 1 位) となっている。予防接種率のさらなる向上を図った。	A	狂犬病予防注射接種摂取率 1 位の継続。 [環境衛生課]

2-2 循環型社会の形成

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
2-2-1 バイオマス資源化センター(仮称)の整備促進	三豊市の新しいゴミ処理施設の整備については、平成 22 年度と同 23 年度に実施した 2 度の公募によって、 ①処理方式はトンネルコンポスト方式 ②施設の設置・運営は民設民営方式 ③委託候補者は株式会社エコマスターとすることを決定し、平成 24 年度に三豊市次期ゴミ処理業務の委託に関する協定書の調印式を行った。	C	平成 26 年度、用地交渉、補助金選定を行う。 平成 27 年度、地元自治会と環境保全協定書を締結し、用地を決定。平成 27 年度環境省補助金を受け。県より施設の設置許可を受ける。事業者と整備協定書を締結し、工事着工。 平成 28 年度、平成 28 年度環境省補助金を受ける。試運転を行い性能確認を行う。施設完成。事業者と 20 年間の業務委託契約書を締結する。市議会で 20 年間の債務負担行為を設定する。竣工式開催。 平成 29 年度、営業運転開始。視察受入れ開始。	A	・ごみ量減少対策 今後人口減によりごみ量が減少した場合、計画量との差を市が負担することとなる。この対策として民設民営のメリットを活かし、民間事業者によるごみ(産業廃棄物等)の確保ができるよう関係機関との調整が必要となる。 ・モニタリングの実施 委託事業を監視するため、財務状況等のモニタリングを行うと伴に、環境測定を実施する。 ・固形燃料の農業利用 国内初の処理方式が完成し、全国的にも高い評価を受けているが、ごみから製造された固形

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
					燃料を製紙工場 で利用するだけで なく、次のステップ として、市内の加温 ハウスで重油・灯油 に代わり固形燃料を 使用する取り組みを 推進することが重要 となる。従来の化石 燃料ボイラーに比 べて二酸化炭素の排 出を抑制できるだ けでなく、家庭ご み⇒固形燃料⇒農 業利用⇒農産物の 生産⇒消費⇒家庭 ごみ、というルー プが完成すること で固形燃料の地産 地消となる。 [環境衛生課]
2-2-2 3R運 動の促進【重 点】	廃棄物抑制事業に ついて、生ごみ処理 機補助金の交付によ り、可燃ごみの自家 処理を推進。また、 平成 22 年度より、 ダンボールコンポスト 及びEM菌による生 ごみ処理モニターを 募集し、市民主体の 可燃ごみ減量化運動 を推進。リサイクル 活動推進については 、市内学校・自治 体を対象とし回収量 に応じた交付金を、 地域の取り組みを活 性化させる。	B	廃棄物抑制事業に ついて、生ごみ処理 機補助金の交付によ り、可燃ごみの自家 処理を推進。また、 平成 22 年度より、 ダンボールコンポスト による市民主体の可 燃ごみ減量化運動を 推進。燃やせないご みの減量と、レアメ タル（希少金属）な どの再資源化を推進 するために、使用済 み小型家電を回収。 リサイクル活動推進 については、市内学 校・自治体を対象と し回収量に応じた交 付金を、地域の取り 組みを活性化させ る。	A	市民主体の可燃 ごみ減量化運動を 推進。 [環境衛生課]
2-2-3 バイオ マス産業都市 構想の推進 【重点】	竹を未利用バイオ マス資源と再定義 し、資源として有効 利用することによ り、持続可能な荒廃 竹林対策と循環型社 会の形成を達成す るため、以下の取り 組みを実施した。	B	①平成 26 年度から 香川大学等の学術 機関にて鶏糞竹混 合ペレット堆肥研 究などの委託研究 を実施した。 ②平成 26 年度に林 野庁の新需要創出 品目別支援事業を	C	竹資源事業化に 向けた直接的な成 果はまだ出ていな いが、林野庁の「竹 資源グリーンテク ノロジーによる高 度利用技術の開発」 事業により、基礎 研究の段階は概ね終

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>①香川大学、森林総合研究所等の学術機関にて竹成分の委託研究。</p> <p>②竹伐採コストの低減に向けた試験伐採事業。</p> <p>③竹を利用したパーティクルボードの製品化を行う企業と連携し、原料調達システムの構築。</p> <p>④竹原料の安定的な調達を確保するため、竹資源事業化推進協議会を発足。</p>		<p>活用し、竹伐採コストの低減に向けた試験伐採を実施した。</p> <p>①～④平成 27 年度から林野庁の補助研究開発支援事業「竹資源グリーンテクノロジーによる高度利用技術の開発」事業により、竹の抽出水及び抽出残渣の機能性評価と製品化に向けた研究を森林総合研究所を中心とし、企業と連携して実施した。また、実証実験に必要な原料調達等を竹資源事業化推進協議会が担った。</p>		<p>了した。今後は「地方創生推進交付金」を活用して竹抽出水などの実用化のための事業を行う必要がある。</p> <p>また、議会から事業の改善と効率化を求められており、今後は林野庁の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」などを活用して、地域ぐるみでの里山林の保全管理や竹資源の農業利用への取り組みを農業振興課と連携して推進していく必要がある。</p> <p>[環境衛生課]</p>
2-2-4 ごみの不法投棄対策の推進	<p>平成 22 年度より、シルバー人材センターへ不法投棄パトロールを業務委託し、定期的な巡回・回収・啓発が行える体制を確立している。</p> <p>また、不法投棄パトロールからの報告内容をもとに、不法投棄多発地域などの情報収集及び地図化を行い、より効率的な監視業務が行えるよう取り組んでいる。</p>	A	<p>平成 22 年度より、シルバー人材センターへ不法投棄パトロールを業務委託し、定期的な巡回・回収・啓発が行える体制を確立している。</p> <p>また、平成 27 年度からは、夜間パトロールを実施している。</p> <p>また、不法投棄パトロールからの報告内容をもとに、不法投棄多発地域などの情報収集及び地図化を行い、より効率的な監視業務が行えるよう取り組んでいる。</p>	A	<p>ごみの不法投棄の未然防止。</p> <p>[環境衛生課]</p>
2-2-5 し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実	<p>循環型社会の形成に向けて、生活排水処理施設から発生する処理水及び汚泥を、再利用し、汚泥廃棄物の減量化を図り、資源として利用する。処理水及び汚泥は、資源として捉えて、処理水は、循</p>	A	<p>三豊クリアプラザの受入終了（H26.3.31）及び三観衛生組合の受入終了（H27.3.31）に伴い、三豊市内から収集された生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、中讃広域行政事務組合（瀬戸グ</p>	A	<p>休止している三豊クリアプラザ（し尿処理施設）の解体整備及び跡地利用計画の策定。</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	環再利用、汚泥は、減量化の促進及び資源の有効利用をする。		リーンセンター)で共同処理を行っている。瀬戸グリーンセンターで処理された汚泥は、かがわコンポスト事業所において最終コンポスト化(肥料化)され、三豊市内において農地還元されている。		[水処理課]

2-3 上水道の安定供給

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
2-3-1 水道施設の耐震化	-	-	平成 27 年度から3ヶ年計画で豊中町浄水場管理棟更新・豊中町浄水場のろ過池、混和池、送水ポンプ棟耐震補強を行った。	D	平成 30 年 4 月 1 日に創設される「香川県広域水道企業団」の中長期更新計画に基づき順次実施する。 [水道課]
2-3-2 老朽管の更新	老朽化が進んでいる管路や漏水多発場所の管路を、φ75 未満はポリエチレン管に φ75 以上については、耐震性の優れたダクタイル鑄鉄管(GX形等)に年間約 5km 程度の布設替工事を実施した。また配水池については、老朽化が進んでいた岩瀬配水池の改修工事を実施した。	D	老朽化が進んでいる管路や漏水多発場所の管路を、φ75 未満はポリエチレン管に φ75 以上については、耐震性の優れたダクタイル鑄鉄管(GX形等)に年間約 8km 程度の布設替工事を実施した。	D	平成 30 年 4 月 1 日に創設される「香川県広域水道企業団」の中長期更新計画に基づき順次実施する。 [水道課]
2-3-3 監視システムの整備検討	-	-	平成 27 年度から2ヶ年計画で7地区の主要施設の監視を豊中町浄水場と水道局で監視できるよう整備を行った。	A	平成 30 年 4 月 1 日に創設される「香川県広域水道企業団」の中長期更新計画に基づき順次実施する。 [水道課]
2-3-4 有収率の向上	-	-	漏水調査・修繕については、旧町ごとにローテーションを組んで毎年実施し修繕が必要な箇所については随時修繕を行った。 老朽管更新事業については、(2-3-2)のとおり実施した。	D	平成 30 年 4 月 1 日に創設される「香川県広域水道企業団」の中長期更新計画に基づき順次実施する。 [水道課]

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
2-3-5 水源の確保	県営水道受水については、超過しないよう契約水量に基づいた範囲内での受水に努めた。自己水源については、大道浄水場付近で調査した結果、安定して取水できる水源地が確保できなかった。	C	県営水道受水については、超過しないよう契約水量に基づいた範囲内での受水に努めた。自己水源については、広域水道企業団の方針では新規水源の確保は行わない方針である。	C	平成 30 年 4 月 1 日に創設される「香川県広域水道企業団」の中長期更新計画に基づき順次実施する。 [水道課]

2-4 生活排水の適正処理

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
2-4-1 浄化槽の普及促進	生活排水による公共用水域（河川・ため池・海）の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者、及び単独槽を撤去する者に対して、工事費の一部を補助した。 設置基数 撤去基数 平成 22 年度 322 80 平成 23 年度 323 64 平成 24 年度 295 51 平成 25 年度 273 54	A	生活排水による公共用水域（河川・ため池・海）の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者、及び単独槽（汲取り便槽）を撤去する者に対して、工事費の一部を補助した。 設置基数 撤去基数 平成 26 年度 430 64 平成 27 年度 280 41 平成 28 年度 252 65 これにより、浄化槽整備人口普及率は 41.0%（平成 24 年度末）から 52.6%（平成 28 年度末）に上昇した。	A	污水处理人口普及率からみると、全国平均は、90.4%、香川県は、75.3%、三豊市は 56.7%と大きく遅れた状態となっている。市内にはまだ単独処理浄化槽が、約 6000 基残っており、早期の転換が課題である。本補助事業の P R 等を積極的にを行い、転換推進を図っていく。 [水処理課]
2-4-2 浄化槽の適切な維持管理の促進	合併処理浄化槽の適正な維持管理を図るため、専用住宅に合併処理浄化槽を設置している者に対して補助金を交付した。平成 22 年度 719 件、平成 23 年度 732 件、平成 24 年度 1,053 件交付した。平成 24 年度より維持管理経費補助金が増額したことによ	A	合併処理浄化槽の適正な維持管理を図るため、専用住宅に合併処理浄化槽を設置している者の維持管理経費の一部について補助金（上限 3 万円）を交付した。 <交付実績> 平成 26 年度 2,045 件 平成 27 年度 2,246 件	A	適正な維持管理を行っている市民の方は、増加していると思われるが、まだ香川県内において、浄化槽法定検査の受検率は、49.3%となっており、半数以上の方が未受検となっている現状もある。 香川県浄化槽協会、香川県と連携

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	り、件数が増加した。		平成 28 年度 2,310 件 本補助事業の活用により、適正な維持管理を実施される市民が増加した。 それにより公共用水域の水質汚濁の防止が図られている。		し、未受検指導・受検促進を図っていく。 [水処理課]
2-4-3 農業・漁業集落排水施設の利用促進	農業集落排水施設（5 施設）、漁業集落排水施設（1 施設）の適正な維持管理を行うとともに、未接続世帯へ早期接続推進のための周知・啓発を行った結果、施設接続率が 6.5 ポイント上昇した。今後も処理区域内の生活排水を適正な処理により、快適な住環境の整備に努める。	B	農業集落排水施設（5 施設）、漁業集落排水施設（1 施設）の施設接続率は、81.3%となり平成 25 年度から 2.9 ポイントの微増となっており、今後も未接続世帯へ接続推進の周知・啓発を図っていく。平成 22 年度に実施した施設の機能診断・最適整備構想を踏まえ平成 27、平成 28 年度に潟満地区の機能強化対策（国県補助事業）による更新工事を行った。	B	潟満地区以外においても、機能強化対策事業による更新工事等を実施し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図っていく。 [水処理課]
2-4-4 都市下水路の適正な維持管理		—	都市下水路と排水機場施設の適正な維持管理を行っており、豪雨時にも速やかな排水ができています。	A	排水ポンプ等の点検を定期的に行い、適正な維持管理を図る。 今後、長寿命化計画の策定も検討していく。 [建設課]

2-5 公園・緑地の整備

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
2-5-1 公園・緑地の改修	現在は、都市公園事業として事業を展開している。都市公園の機能を十分発揮し、市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とするため、2ヶ月ごとに目視、触診、聴	C	都市公園については、施設点検及び修繕を計画的に行っている。一部施設については指定管理制度を活用し、利用率の向上を図っている。 防災機能の向上については取り組みができていない。 利用率の低い法外	C	近年、施設の一部である公園遊具等の事故の問題があり、維持管理費が肥大している。 計画的な修繕や利用率の低い施設については撤去も含めた検討が必要である。

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	診などにより施設の変形や異常の有無を調べている。また、毎年、専門技術者（日本公園施設業協会の公園施設製品整備技士）と協力して、一定期間ごとに行う日常点検より詳細な点検を行っている。		公園については、地元移管、廃止も含めて検討している。		[建設課]
2-5-2 公園・緑地の管理体制の充実	現在は、その他公園事業として事業を展開している。公園の機能を十分発揮し、公園利用者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とするため、2ヶ月ごとに目視、触診、聴診などにより施設の変形や異常の有無を調べている。	B	一部の都市公園については、指定管理者制度を利用し、効率的な維持管理に努めている。 その他公園については定期的な草刈、清掃、剪定などを行っている。	C	その他公園については、地元移管や廃止も含めて検討する必要がある。 [建設課]
2-5-3 緑化活動の推進	公園の維持管理は各種団体に委託し、緑地帯・樹木の維持管理を行った。自治会、子供会活動での緑化運動は行われているものの、ボランティア団体による公共施設等への花づくり運動は一部の地域のみの活動となっている。花いっぱい運動を推進するために三豊市フラワーセンターで育苗された苗を学校等の公共施設に配布している。	B	フラワーパーク（詫間町積地区）にマーガレットの苗を供給し、日本有数のマーガレット産地である三豊市のPRや地域の花壇、保育所、幼稚園、小中学校へ花の苗を供給しており、三豊市内の緑化活動推進のための中核的施設としての位置づけを担っている。	B	地域の花壇に対する苗の供給は一部地域にとどまっており、供給体制の構築について検討していく必要がある。 [管財課]

2-6 墓地・斎場の整備

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
2-6-1 斎場の整備・維持管理	平成 23 年度に三豊市火葬場基本方針を作成し、市内に北部・南部の2箇所の火葬場を建設予定であり、基本方針にそって火葬場建設を進	C	南部火葬場に関しては平成 28 年 3 月から供用を開始した。 北部火葬場に関しては平成 28 年 4 月から旧七宝斎苑を取	A	火葬場は、故人と遺族の最後の別れを行う厳粛な場であり、ご遺族がその悲しみを乗り越えるための重要な(特別な)施設であり、

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>めている。</p> <p>平成 23 年度から北部火葬場を現七宝斎苑地・南部火葬場を現山本財田斎場隣地で建設決定し、北部・南部の地元説明会を実施している。</p> <p>平成 24 年に南部火葬場用地を取得、現在基本設計に取り組んでいる。</p>		<p>り壊し、平成 29 年 1 月から建築工事に取り掛かり平成 30 年 9 月から供用開始となる。</p>		<p>火葬はやり直しがかさず、常に支障なく使用ができなければならない。火葬施設の故障等がないよう点検整備のため月に 2 日休場日を設けているが、北部火葬場の供用開始に伴い施設の休場日の見直しや、火葬料金について見直しの検討が必要。</p> <p>[環境衛生課]</p>
<p>2-6-2 墓地の供給・維持管理</p>	<p>三豊市内の墓地需要に応えるため、市営墓地の詫間中央霊園・久保谷霊園の利用者の募集をした。また、墓地使用者及び周辺環境に配慮した維持管理を実施した。</p> <p>市営墓地使用状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在) 総区画 604 区画 使用区画 369 区画 残区画 235 区画 詫間中央霊園 (残区画 235 区画) 久保谷霊園(残区画 0 区画) 管理料(期間) 1 区画当り 3 年間 (H24～H26) 3,000 円</p>	<p>B</p>	<p>三豊市内の墓地需要に応えるため、市営墓地の詫間中央霊園・久保谷霊園の利用者の募集をし、墓地使用者及び周辺環境に配慮した維持管理を実施した。平成 27 年度に 3 年間の管理料を徴収し(全納)、維持管理を行った。墓域部分の除草や献花の処分等清掃業務は、委託にて実施した。</p> <p>市営墓地使用状況 (平成 29 年 10 月 31 日現在) 総区画 604 区画 使用区画 387 区画 残区画 217 区画 詫間中央霊園(残区画 217 区画)・久保谷霊園(残区画 0 区画) 管理料(期間) 1 区画当り 3 年間 (H27～H29) 3,000 円</p>	<p>B</p>	<p>少子化の進展により、先祖代々の墓地を受け継ぐ継承者がいないケースも顕著化してきており、今後の墓地整備にあたっては、多様化した墓地ニーズに対応できるような墓地形態や供給方策等を検討していく必要がある。また、3 年間の管理料については 100%納入されており滞納者はいないが、継承者がいなくなれば滞納や墓地の管理者不在のケースが出てくるため、管理料の支払い方法や徴収方法等について検討する必要がある。</p> <p>[環境衛生課]</p>

2-7 土地の有効利用

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
2-7-1 計画的な土地利用の推進	選ばれる地“三豊”を目指し、「特色を活かした個性豊かなまちづくりへの取り組み」、「自然と共生したまちづくりへの取り組み」、並びに「計画的な土地利用」の推進を行った。	C	「三豊市土地利用計画」に基づき、本計画内に示された「土地利用の将来像」実現のため、商業・業務機能の拡充やにぎわい創出のための事業展開に努めた。	C	現在、都市計画審議会が設置され、都市計画マスタープランに示された事項をどう実現していくかを審議しており、審議会の中で発信される意見に基づき、より具体的な方向性が示された段階で、現在の土地利用計画を見直す必要があるれば、土地利用計画のあり方も含め、検討していく。 [田園都市推進課]
2-7-2 土地利用に関連する計画の一体的な運用	新総合計画で掲げた目標や施策を、この市域においてどう展開するかを示す「三豊市土地利用計画」を平成 22 年 3 月に策定した。この計画は、基準年次を平成 21 年度、目標年次を平成 30 年度としている。	A	三豊市土地利用計画は、国土利用計画法に基づく計画ではなく、「三豊市新総合計画」に基づき策定されており、「新総合計画」を面（土地）として展開した計画であり、各課において具体的な土地利用に係る計画等が策定され、事業管理されている。	A	各課における土地利用に関連する計画内容が改正される場合、三豊市土地利用計画も含めた一連の計画内容との整合性をとる必要があり、情報共有を強化し、整合性ある事業展開を実施する。 [田園都市推進課]
2-8-1 市営住宅の整備・改善	「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、団地別活用方針に従い耐用年数を経過している住宅について、退去等による空き家になり次第、平成 21 年からの 3 カ年で 5 棟 10 戸の取り壊しを行った。また、建替え計画に従い仁尾の上団地において建替え時の入居者数に配慮し 13 戸取り壊し 5 棟 10 戸建設した。そして、残りの 7 戸については内外装の更新及び給排水設備の	B	「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」及び「三豊市市営住宅長寿命化計画」に基づき、団地別活用方針に従い耐用年数を経過している住宅について、退去等による空き家になり次第、平成 26 年からの 3 カ年で 5 棟 12 戸の取り壊しを行うとともに、山本町庵上団地においては、8 戸の改修工事を実施しバリアフリー化を推進した。また、統合建替の計画団地（勝間団地）に	B	改良住宅については、耐用年限経過住宅が多いことから、「人権と福祉のまちづくり協議会」との協議を推進し、社会資本整備総合交付金事業により更新住宅の建設及び改修工事を行うことにより、バリアフリー化率の上昇を図る。廃止予定団地の耐用年限経過住宅については、入居者の住替の促進を図り、退去後は速やかに解体工事を実施することによ

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	更新を行った。		については、代替施設として社会資本整備総合交付金事業により、旧雇用促進住宅高瀬宿舎 60 戸を取得した。		り、老朽住宅保有化率の低減に努める。 [住宅課]
2-8-2 住宅・建築物の耐震化の促進	-	-	住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると住宅の耐震化率は平成 20 年度が 59.6%、平成 25 年度が 60.6%、平成 27 年度は推計で 61.0%となっており、市が目標とする耐震化率 90%を達成できていない。 市においては、平成 23 年度より耐震診断及び耐震改修に対し、補助をしており、平成 28 年度までの実績は、耐震診断 158 件、耐震改修 31 件、簡易耐震改修 1 件となっている。	C	今後も「三豊市耐震改修促進計画」に基づき、市民への建築物の耐震化の啓発や建築物の耐震診断・耐震改修の促進を推進していく。 [建築課]

2-9 道路・交通網、港湾の整備

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
2-9-1 国・県道の整備促進	国道 11 号の 4 車線化については、平成 20 年度から事業を推進しており、一部区間では用地買収が完了している。また国道 32 号猪ノ鼻道路については、香川県側はトンネル掘削工事の準備が完了し、徳島県側の進捗を待っている状況である。 県道については、通称さぬき浜街道の道路改良事業をはじめ計画的に事業を推進し道路整備の進捗を図っている。また歩道設置事業についても計画的に順次整備している。	A	国道 11 号の 4 車線化については、平成 20 年度から事業を推進しており、一部区間では用地買収が完了し、工事着手している。また国道 32 号猪ノ鼻道路については、香川県側、徳島県側ともにトンネル掘削工事を行っている。 県道については、計画的に事業を推進し道路整備の進捗を図っている。また歩道設置事業についても計画的に順次整備している。	A	今後も国の関係機関に働きかけ、国道 11 号の 4 車線化や国道 32 号猪ノ鼻道路の早期完成を要望していく。 また、県道についても整備を図るよう要望していく。 [建設課]

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
2-9-2 市道の整備	市道整備については、平成 21 年度から平成 24 年度において延長 7,526mの改良工事を実施し整備を図った。また維持修繕については随時状況を確認しながら工事を実施した。歩道整備については、平成 21 年度から平成 24 年度において延長 1,032mの設置を実施して整備を図った。	B	市道整備については改良工事を、また市道維持については維持修繕工事を状況を確認しながら実施した。歩道整備については、順次設置を実施して整備を図った。	B	市道の改良については順次予算を確保し、地元市民の協力を得ながら整備を図る。また、市道の維持修繕については要望に対応できる予算を確保し、随時実施していく。 [建設課]
2-9-3 環境と人にやさしい道路空間づくり	道路整備において、特に道路改良工事を実施する場合はバリアフリー化、環境・景観の保全と創造などに配慮して設計・施工を実施し、環境と人にやさしいというおのの道づくりを図っている。	A	道路整備において、特に道路改良工事を実施する場合はバリアフリー化、環境・景観の保全と創造などに配慮して設計・施工を実施し、環境と人にやさしいというおのの道づくりを図っている。	A	道路整備において、バリアフリー化、環境・景観の保全と創造などに配慮して設計・施工を実施し、環境と人にやさしいというおのの道づくりの推進を図る。 [建設課]
2-9-4 コミュニティバスの充実	平成 25 年度の年間利用者数の目標数値を 360,000 人に設定し、運行開始以降、利用者数の少ない路線については毎年見直しをしてきたが、平成 21 年度末では、339,482 人であったのに対し、平成 24 年度末においては 324,994 人と約 15,000 人減少した。これは自家用自動車の普及により免許を持たない者（交通弱者）が減少していることや、高校に通学する学生の減少等によりコミュニティバスの利用者が減少したと考えられる。	B	年間利用者数は平成 25 年度 318,563 人、平成 26 年度 306,518 人、平成 27 年度 294,533 人、平成 28 年度 287,329 人で推移しており、ピーク時の平成 22 年度 348,841 人と比較すると 61,512 人、年間平均約 1 万人が減少し続けており、率にすると 82.4%にとどまっている。主には、高齢者は増加しているものの運転免許証を持たない者（交通弱者）の減少や、コミュニティバスに通学に使う学生の減少によるものと考えられる。	C	利用者数の大幅な増は見込めないものの、市民ニーズにあったコースの変更や利用促進のために PRを進めていき、減少に歯止めをかけるべく、様々な施策を実行していく。 [管財課]
2-9-5 離島航路の維持	四国運輸局はじめ、県交通政策課、島民、運行事業者、市の協働により「三豊市須田～粟島～宮	A	関係機関や島民を含めた航路改善協議会において、毎年「離島航路確保維持計画」し、航路の安定	A	島民人口が減っていく中で、島民の生活手段である航路の維持。 今後も継続した

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	の下航路改善協議会」を発足し、航路の活性化及び安定化を図り、地域経済の振興と島民生活の向上に努めている。		化を図るとともに、瀬戸内国際芸術祭をはじめとした「芸術」を活用した交流人口の増加に努めた。		交流人口の増加への取り組み。 [産業政策課]
2-9-6 港湾施設の維持管理	前期基本計画策定時には、本市の社会経済活性化を図るために詫間港の物流機能の充実を図る計画であったが、社会情勢等の変化により貨物量が激減したため関係機関に働きかけは実施していない。平成 21、22 年度の 2 カ年で国の補助事業として仁尾港係留施設整備事業により整備を進め、また、経済危機対策事業として 25 t 用クレーンを設置し整備を整えることで、ほぼ計画通りにマリンレジャー機能の強化が図られた。	C	香川県地震津波対策海岸堤防等整備計画等に基づき、県と協議しながら県補助事業による逐次改良工事を進めており、高潮対策施設改修等の港湾施設整備を計画的に実施し安全なまちづくりを目指した。	C	老朽化する港湾施設の点検診断を実施し維持工事の計画等により安全確保を図らなければならない。港湾施設の修繕・工事等は多額な費用を要するため、補助事業を活用するため臨海地域の利用促進を図る。 [港湾水産課]
2-9-7 詫間港の利用促進	-	-	ポートセールスの一環として、香川県と事業所訪問を実施したが、利用促進の向上に結び付かなかった。平成 29 年度企業訪問において 1 社よりコンテナ船を活用した詫間港の利用と企業進出について関係課と協議し利用促進につながるよう努めている。	D	コンテナ港湾の背後圏が重なっているため、港湾施設の新たな活用方法の検討。 物流・産業変遷の結果として生じている未利用地の活用も検討。 みなとを活用したみなとまちづくりによる地域の活性化。 [港湾水産課]

2-10 情報化の推進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
2-10-1 誰もが支障なく利用できる情報環境づくり	合併依頼懸案事項であった情報通信基盤整備であるが、当初の計画は平成 19 年から平成 29 年までの 10 年をかけて三豊ケーブルテレビ放送株式会社が市内全域に光ファイバーを敷設する計画であった。しかし、平成 24 年 5 月に計画を中止する旨の通知があった。その通知を受けて同年 11 月頃より補助金を活用して情報通信事業者に整備していただく計画に方向転換した結果、未整備地区を対象に三豊市情報通信基盤整備事業として NTT 西日本に補助金を交付し年度末を目途に整備することとなった。	A	ほぼ市内全域を対象に三豊市情報通信基盤整備事業として NTT 西日本に補助金を交付し平成 26 年 6 月に整備が完了した。	A	市内のほぼ全域に光ファイバー網を敷設することができ、ブロードバンドを市内全域での利用が可能となった。今後はインターネット利用だけでなく、光ファイバー網等を利用した防災、福祉等の事業に利用し市民へのサービス展開を模索する。 [総務課]
2-10-2 多様な分野における情報化の推進	平成 22 年度から配信カテゴリーに「その他情報」を追加し、どのカテゴリーにも属さない情報も分かりやすく配信できるようにした。また 24 年 4 月から「みとよのほんまもん」のシステムを分離するとともに、幼稚園や保育所、放課後児童クラブのカテゴリーを追加した。これにより、一般情報のほか学校、幼稚園、保育所等、広範囲の情報を個人の選択により、受信できるようになった。	A	平成 29 年度 9 月からメール配信システムを変更した。今までのシステムは、学校や幼稚園、保育所等を 1 カ所ずつしか選ぶことができなかったが、必要な数を選ぶことができるようになり、より多くの情報を個人の選択により受信できるようになった。	A	市内すべての学校・幼稚園・保育所などをシステム上では選択ができるようになっているが、各学校で独自のメール配信をしているところもある。今後統一することでより多くの情報が受信できるようになるが、運用方法や費用面において検討が必要である。 [秘書課]

3 第3章 人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）

3-1 消防・防災体制の強化

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
3-1-1 消防団の育成強化	毎年、各種訓練や研修を実施し消防団員の資質向上、育成強化が図られている。	B	毎年、各種訓練や研修を実施し消防団の資質向上、育成強化が図られている。	B	より地域に密着した消防団の充実に努める。また、市全体の人口は減少傾向にあるが消防団員数は維持し、地域防災力の中心としての消防団の育成・強化に努める。 [危機管理課]
3-1-2 消防施設の計画的更新	老朽化の著しいものから順次更新計画と照らし合わせ、国の交付金を使うなどして実施。	B	老朽化の著しいものから順次更新計画と照らし合わせ、更新を実施。 また、購入後 20 年を目途に消防車の更新を行い、地元要望を中心に防火水槽・消火栓を整備するなど、消防施設の充実に努めた。	B	今後、多くの消防水利・消防車が修繕・更新の時期を迎えるなど、必要経費の増加が見込まれる。必要な費用の一層の精査が求められる。 [危機管理課]
3-1-3 常備消防の機能充実と連携強化	市民の生命・財産を守るため火災や風水害が発生した際には、常備消防と消防団は常に連携が図られている。	B	市民の生命・財産を守るため火災や風水害が発生した際には、常備消防と消防団は常に連携が図られている。	B	今後も、常備消防と消防団の連携を図り、一層の消防力の向上に努めたい。 [危機管理課]
3-1-4 自主防災組織の育成強化【重点】	東日本大震災以後、自主防災気運が高まり防災資機材整備費補助金を使い自主防災組織を結成し訓練するケースが増えた。 また、市主催による市民参加型の防災訓練を毎年実施し啓発活動を続けている。	B	現在、市内での自主防災組織のカバー率は 72.0%となっており、毎年、自主防災組織は微増している状態である。個別での避難訓練や防災訓練も増えており、市主催の総合防災訓練にも積極的に参加いただいているところである。	B	自主防災組織カバー率は年々上昇しているが、まだ3割弱はカバーできていないので、さらなる組織化の推進及び啓発活動を行って行かなければならない。 [危機管理課]
3-1-5 避難体制の確立と強化【重点】	避難体制の確立については、総合防災マップ、洪水ハザードマップを配布して	B	平成 26 年度に全面改定した新総合防災マップを全戸配布し、南海トラフ地震	B	これまでも地域の住民にはハザードマップを配布しワークショップな

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	いるが住民の認識が十分ではない。		に対応した、一步踏み込んだ地震・風水害編のマップとし、市民の防災意識の高揚を図った。また、備蓄品については香川県緊急物資の備蓄マニュアルに基づき、平成 30 年度を目途に避難者 1 日分の半数の備蓄を完了する予定である。		どで避難所等について周知を行ってきたが、最近の気象条件や環境の変化により住民の防災の関心が高まっている。これまでの無関心から、自分たちが住む危険区域や被害区域などを認識することにより、改めて校区単位での自主防災活動の推進を支援する。 [危機管理課]
3-1-6 災害時の情報収集・伝達体制の充実【重点】	平成 21 年度～23 年度においてデジタル式防災行政無線整備事業に取り組み、平成 24 年 1 月より市内全域を対象に放送を開始している。また、緊急情報を自動連動により放送することができ、緊急地震速報や武力攻撃に関する情報、出火報等を市民へ迅速に伝達することが可能となった。 また、日常は市役所からのお知らせやお悔やみ放送等を行い、市民への情報伝達の重要な手段として活用されている。	A	防災行政無線（同報系）については、戸別受信機の全戸配布及び難聴地域においては再送信子局の整備を推進することにより、整備は終了した。平成 29 年度からは移動系防災行政無線のデジタル化を図るために実施設計業務に着手し、平成 30 年度からの運用を目指している。	A	大規模災害に対応した無線システムの構築を図るために、平成 30 年度に移動系デジタル防災行政無線整備工事を実施するので、実施設計をしっかりと作成し市内全域で運用ができるように整備を推進する。 [危機管理課]
3-1-7 防災士の育成【重点】	—	—	平成 26 年度及び 27 年度の 2 年度で「三豊市防災士養成講座」を開催し 94 名が防災士の資格を取得した。その後、その方々が中心となり、現在三豊市防災士会を結成して活動を実践している。	B	地域に根ざした活動を防災士の方々にして頂かねばならないが、自治会によっては自主防災組織が未結成の自治会もあるので、防災士と自主防災組織の連携を今まで以上に推進する必要がある。 [危機管理課]
3-1-8 危機管理センターの整備	—	—	危機管理センターを整備し、大災害に見舞われた際の迅速な本部体制の確立と	A	整備された危機管理センターを効果的に活用し、三豊市の減災対策につ

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
			被害情報の収集、市民への迅速な災害情報の伝達による避難体制の確立、早期の応急復旧業務体制の構築が可能となった。		なげていく必要がある。 [管財課]
3-1-9 災害時の業務継続体制の整備【重点】	—	—	平成 26 年 3 月に「三豊市業務継続計画（BCP）地震編」を作成し、大規模地震発生時における通常業務及び非常時優先業務の指針を定めた。平成 29 年 3 月には一歩踏み込んだ「応急期人員配置計画」を作成し、今後起きるであろう南海トラフ大地震に対応する職員配置及び復旧活動を行うための対象施設の選定等を行い、整備を進めた。	A	年度が替わるたびに職員の人事異動があるので、それに伴う人員配置を適正に行わなければならない。また、対象となる施設もスクラップアンドビルドされるので、最新のデータ更新を行う必要がある。 [危機管理課]
3-1-10 治山・治水対策の促進	急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命と財産等を保護することを目的としている。 市においては、平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間で 6 地区において対策事業を実施し、当該地区の住民の安全・安心が図られた。	A	急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命と財産等を保護することを目的としている。 市においては、平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で 3 地区において対策事業を実施し、当該地区の住民の安全・安心が図られた。	A	急傾斜地崩壊対策事業は採択基準により実施している事業であり、地元負担金が生じるため事業実施には地元住民の理解と協力が必要である。今後も実施可能な箇所については、地元住民の理解と協力を得ながら事業を推進していく。 [建設課]

3-2 防犯対策の推進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
3-2-1 防犯体制の強化	安全安心パトロール隊や子ども見守り隊等の組織は、他の部署が主体となるため、積極的な育成、強化は行っていない。主に、警察や防犯協会等の関係機関との連携を強化し、	C	安全安心パトロール隊や子ども見守り隊等の組織は、他の部署が主体となるため、積極的な育成、強化は行っていないが、活動状況については把握し連携に努めている。主に、警	C	地域住民等による児童・生徒の登下校時の見守りパトロールや、子ども SOS の家、地域ぐるみで高齢者の見守り活動等を支援するとともに、警察等の専門機関、関係団

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	犯罪抑止のための啓発活動を行っている。		警察や防犯協会等の関係機関との連携を強化し、犯罪抑止のための啓発活動を行っている。		体との連携を強化し、安全・安心な地域づくりを推進に努める。 [総務課]
3-2-2 防犯設備の充実	防犯灯の新設は、地域（自治会）の要望を精査し、平成 21 年度 36 灯、平成 22 年度 39 灯、平成 23 年度 38 灯、平成 24 年度 35 灯の設置を行った。既設防犯灯の修繕についても随時行い、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。 ※現在、防犯灯の修繕は、各町のまちづくり推進隊にて行っている。	B	防犯灯の新設は、地域（自治会）の要望を精査し、平成 26 年度灯、平成 27 年度灯、平成 28 年度灯、平成 29 年度灯（予定）の設置を行った。既設防犯灯の修繕についても随時行い（LED化）、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。 ※現在、防犯灯の維持管理等は、各町のまちづくり推進隊にて行っている。	B	平成 28 年度において環境省の補助事業である「LED 照明導入促進事業」を活用した調査及び計画策定、29 年度は防犯灯 LED 照明導入補助事業を申請し、LED 照明への取替工事を行っている。一括導入することによる導入コスト及び維持管理費用削減の経済的メリットがある。 LED 化することにより、照度はかわらないものの、明るく感じるために、施工後の角度調整等の要望が出てきており、地元と施工業者との調整が必要となっているため、できるだけ速やかに施工業者と調整し対応していく。 リース契約者（保守業者）及び四国電力と連携し、補助対象の防犯灯だけでなく市管理の防犯灯についても確認し、地図情報及び管理台帳の作成整備を進めていく。 [総務課]

3-3 交通安全対策の推進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
3-3-1 交通安全意識の高揚	交通関係各種団体と連携しながら交通安全運動や各種キャンペーンを実施する	A	交通関係各種団体と連携しながら交通安全運動や各種キャンペーンを実施する	A	引き続き、交通指導員、交通安全協会、交通安全母の会、交通安全運転管

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>ことで、ドライバーや通行者への注意喚起を行い、交通事故件数の減少につながっている。</p> <p>また、地域の学校や高齢者に対する交通安全教室を開催することにより、子どもや高齢者の交通安全意識が高揚している。特に高齢者の交通事故を減らすため平成 24 年度よりはじめた高齢者免許証自主返納支援事業では、147 名の方が免許証を返納し安全で安心な生活を手に入れている。</p>		<p>ことで、ドライバーや通行者への注意喚起を行い、交通事故件数の減少につながっている。</p> <p>また、地域の学校や高齢者に対する交通安全教室を開催することにより、子どもや高齢者の交通安全意識高揚に努めている。平成 24 年度よりはじめた高齢者免許証自主返納支援事業では、1,239 名（10 月末現在の累計）の方が免許証を返納することにより、特に高齢者の事故防止を図っている。</p>		<p>理者協議会などの関係機関・団体や地域組織等と連携しながら、交通安全運動や各種キャンペーンを組織的かつ継続的に展開していく。また、学校や高齢者を対象とした交通安全教室を開催するとともに、様々な団体により、引き続き交通安全啓発活動を実施できるよう進め、子どもや高齢者の交通安全意識の高揚に努めていく。</p> <p>[総務課]</p>
3-3-2 交通安全施設の整備	<p>交通安全施設の整備については、地域（自治会）の要望を精査し、道路反射鏡、転落防止柵、路面表示等を行っている。対象となる個所の道路や要望内容により、公安委員会、県土木事務所、市建設課と連携して、対応の可否を決定している。また、平成 24 年度は、教育委員会をはじめ、関係機関とともに市内小学校の通学路点検をおこなった。</p>	B	<p>自治会要望をもとに、現地確認等を行いながら道路反射鏡、転落防止柵、規制以外の路面標示などを行っている。</p>	B	<p>道路反射鏡、転落防止柵等の設置箇所、数量が正確に把握できていないため、設置者及び所有者不明の道路反射鏡が存在するため、台帳整備が必要である。</p> <p>[建設課]</p>

3-4 消費者対策の推進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
3-4-1 啓発・情報提供の推進	<p>三豊市消費者友の会への助成事業として「くらしのセミナー」を年 6 回開催。また、平成 24 年度には香川県消費者行政活性化事業を受け、悪質商法撃退カレンダーを作成し、全世</p>	A	<p>平成 26 年度に、香川県消費者行政活性化事業の補助金を使って、消費者問題に関する講演会を開催するなど消費者意識の高揚と司式の向上を図った。</p> <p>三豊市内の消費者</p>	A	<p>増加する高齢者に対して、高齢者をねらう消費者問題が増加・多様化する中で、情報提供・啓発活動を消費者団体と協力して促進し、さらなる消費者意識の高揚と知識</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	帯へ配布、啓発にも努めた。		<p>団体「三豊市消費者友の会」への助成事業として、「くらしのセミナー」を年3回開催した。</p> <p>県等からの情報提供について、ホームページ等で市民に対し広報・周知を行うことで、消費生活情報について啓発を行った。</p>		<p>の向上を図る。</p> <p>[産業政策課]</p>
3-4-2 相談体制の充実	消費生活相談窓口を産業政策課に設け、三豊警察署生活安全課や西讃県民センターと連携しながら市民の消費に関する問題に対応している。	A	<p>消費生活相談窓口を産業政策課に設け、三豊警察署生活安全課や西讃県民センターと連携しながら市民の消費に関する問題に対応している。</p> <p>県等からの情報提供について、ホームページ等で市民に対し広報・周知を行うことで、消費者トラブルを未然に防ぐ啓発を行った。</p>	A	<p>増加する高齢者に対して、高齢者をねらう消費者問題が増加・多様化する中で、情報提供・啓発活動を消費者団体と協力して促進し、さらなる消費者意識の高揚と知識の向上を図る。</p> <p>[産業政策課]</p>

4 第4章 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち（医療・健康・福祉）

4-1 地域医療体制の確立

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
4-1-1 地域医療の充実【重点】	民間であった栗島診療所の医師の引退に伴い、平成 24 年 1 月 1 日より市の診療所として三豊市国民健康保険栗島診療所を開設し地域の医療を確保している。市立 2 病院及び三豊総合病院は、国の定める適正な繰出金、負担金により健全な経営を維持している。	B	財田診療所については、平成 26 年 10 月より三豊総合病院企業団に運営委託し、また志々島・栗島診療所については、永康病院等との委託契約による医師派遣により、近くに医療機関のない地域、離島等の医療を確保している。 三豊総合病院企業団、永康病院、西香川病院へは、交付税措置されている金額を上限に負担金・繰出金を支出することで自治体病院の経営等を維持、地域住民の健康保持に必要な医療や介護の提供を図っている。	B	「三豊市新公立病院改革プラン」を平成 28 年度に策定、平成 28 年 12 月に「永康病院調査特別委員会」が設置され、永康病院の機能等、建替についての検討・協議を行っている。 [健康課]
4-1-2 離島救急体制の支援	離島において救急患者が発生し、船舶を借り上げ輸送した場合、その輸送費を補助し、離島の住民負担の軽減を図ることを目的としている。補助対象輸送費の額は、救急患者である離島住民を輸送するために船舶を借り上げた場合、その借り上げに要する経費とし、片道の経費を限度としている。	A	栗島・志々島において救急患者が発生し、船舶を借り上げ輸送した場合、その輸送費を補助し、離島の住民負担の軽減を図ることを目的としている。補助対象輸送費の額は、救急患者である離島住民を輸送するための船舶の借り上げに要した、片道の経費を限度としている。	A	離島救急輸送を必要とする者の費用の負担軽減を図ることにより、離島における住民が身近で必要な医療を受けられる体制を維持できるよう継続して取り組む。 [健康課]

4-2 健康づくりの促進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
4-2-1 一次予防及び重症化予防の重視	<p>特定健康診査の受診率の国の目標値は60%であるが、本市の受診率は制度の始まった平成20年は41.9%、その後少しずつ低下し平成23年度は37.2%にとどまっている。しかしながら県下8市との比較では東かがわ市、善通寺市に次いで第3位であり、平成24年度（速報値）は40.3%に上昇した。これは、年代を絞った受診勧奨や広報車、食生活改善推進協議会員など地区組織による呼びかけなどが効を奏したものである。</p>	B	<p>特定健康診査の受診率の国の目標値は60%である。本市は平成28年度受診率43.6%（平成29年10月末速報値）である。特に、40歳・50歳代の受診率が低いこともあり、40歳～60歳までの節目の人への無料クーポン配布や、年代を絞った若い世代への受診勧奨や夜間検診等を行った。このような取り組みの結果、受診率は県下8市の中で1位である。がん検診も、日曜検診の実施、女性のがん検診では、無料託児所の開設を行い、受診しやすい環境づくりを行った。また、要精密検査者の未受診者に再検査の必要性を説明し受診につなげている。人間ドックの委託先の拡充にも取り組んでいる。食生活改善推進協議会員やまちづくり推進隊員などの地区組織と協同で、受診勧奨や疾病予防を呼びかけたことも功を奏したものである。個々の重症化予防にも取り組み、糖尿病未受診者の受診勧奨やCKD個別健康相談も行っている。</p>	B	<p>特に特定健康診査や特定保健指導は、40歳代50歳代の受診者が少ない。働き盛りへの健康づくりの啓発や一次予防に重点を置いた健康教育や相談、糖尿病やCKDの発症予防や早期発見による重症化予防の取り組みが継続して必要である。夜間検診や日曜検診、人間ドックにも引き続き取り組み、参加しやすい環境づくりに取り組む必要がある。</p>
4-2-2 自主的な健康づくりの推進	<p>市民一人ひとりが自分の健康問題を明確にし生活習慣を見直すため、特定健康診・健康相談・健康教育などを実施し、一人ひとりにあった</p>	B	<p>特定健康診査・健康診査後には、検診結果説明会を行い、一人ひとりの健康結果にそった個別指導を行った。 特定保健指導で</p>	B	<p>特定保健指導利用者を増やすため、対象となった人には個別訪問での指導を行い、検診結果からその人の健康課題を明確にする。</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>健康指導を行った。 また訪問指導では、平成 22 年度から糖尿病の人への受診勧奨を目的に、主治医から健康指導依頼のあった人に、保健師や栄養士が個別訪問を実施した。</p>		<p>は、利用者の希望する時間に沿うように、平成 27 年度から訪問による個別指導を開始している。 糖尿病の受診勧奨だけではなく、平成 27 年度からはCKD（慢性腎臓病）予防にも重点的に取り組み、主治医から依頼のあった人には、保健師や栄養士が個別訪問を実施している。</p>		<p>[健康課]</p>
<p>4-2-3 健康づくりの分野別目標値の達成に向けた取り組みの推進 【重点】</p>		<p>—</p>	<p>7 分野 52 項目については三豊市健康増進計画の中で、「健康寿命の延伸」及び「生活の質の向上」を実現するために次のようなことに取り組んでいる。「栄養・食生活」：1 日の野菜摂取量 350 g（1 日小皿 5 皿）を目標に教室やキャンペーンの開催。「身体活動・運動」：1 日プラス 10（テン）を意識して体を動かすように周知と、生活習慣病を予防するために「脂肪とれとれ教室」を開催。「歯と口腔の健康」：三豊市歯科保健推進協議会を年 1 回開催し、有識者や市内各団体と情報交換を行いながらライフステージに応じた歯科保健活動を実施。歯周病検診を実施。「生活習慣病・健康管理等」：節目年齢の検診自己負担金の無料化などの受診勧奨の実施。など、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるように支援をしている。</p>	<p>B</p>	<p>平成 29 年度、健康増進計画が最終年度となるため評価を行った結果、他の分野に比べると、「こころの健康」「喫煙」や「飲酒」の分野の取り組みが不十分であった。今後、「こころの健康」では、気軽に相談できる相談できる環境づくり、「喫煙」ではCOPDや受動喫煙がなくなるよう周知・啓発、「飲酒」ではお酒の適量や未成年者の飲酒が及ぼす影響について引き続き周知・啓発等が必要である。</p> <p>[健康課]</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
4-2-4 ライフ ステージに応 じた健康づく りの推進	<p>毎年実施している健康福祉まつりでは、子どもから高齢者まで、障がいのあるなしにかかわらず、各ブースでそれぞれの対象の特性を踏まえた相談や事業の紹介を行い、またニーズにあわせた講演会などを開催することにより、自主的な健康づくり意識を高めることができた。</p> <p>健康増進事業では、市内各地区で定例健康相談や健診後の結果相談会として、来所者の抱える健康問題にあわせた助言を行ったり、手軽に運動に取り組める運動講座として幅広い年代に健康づくりの大切さを啓発できた。</p>	B	<p>ポピュレーションアプローチとして、毎年実施している健康福祉まつりや歯のフェスタでは、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、対象者の特性を踏まえた、相談や事業を行った。楽しみながら健康づくりについて学べる事業として取り組んでいる。</p> <p>健康増進事業では、市内7か所で定例健康相談を開催し、誰もが相談できる場を提供している。</p> <p>また、平成 25 年度から開催している運動教室終了時には、その参加者が教室終了後も運動ができるように、自主グループ化の支援をした。現在、市内に9グループの運動グループができ、自分たちで運営をしている。</p>	B	<p>健康増進事業においては、自主的に健康管理ができるように健康相談や健康教育を行うことにより支援する。</p> <p>自主グループができるように、運動の種類を変えるなど検討しながら運動教室も継続する。</p> <p>ポピュレーションアプローチとしては、歯のフェスタを歯科医師会と協同で開催する。</p> <p style="text-align: right;">[健康課]</p>
4-2-5 健康づ くりを支援す るための環境 整備	<p>民間手法による市民の健康づくり・体力づくりを行うため、三豊市健康づくり財団へ「美・ピラティス講座」を委託し、市内保健センター等を利用して実施した。この講座には多くの参加者があり、平成 25 年度も地区を変えて継続して実施している。また、参加者のうち健康意識の高い人を中心として、自主的に講座を継続している。今後も、実施場所の提供など、市民の健康づくりを支援していく。</p>	B	<p>健康運動講座の一つで、いつでも誰でもどこでもできる3分エクササイズとして、平成 24 年・26 年・28 年と「ラジオ体操会」を開催した。参加者には地域で仲間づくりをしていただけのように呼びかけ、集会の後にはラジオ体操を行っている自治会もある。家庭や地域、職場で運動をする環境ができている。「美・ピラティス」「脂肪とれとれ教室」は三豊市総合型地域文化スポーツクラブへ委託して実施している。教室参加期間中に、運動継</p>	B	<p>今後も三豊市総合型地域文化スポーツクラブには委託をして運動教室を継続する。市民が利用しやすい保健センターの活用は今後の検討課題である。</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
			続の必要性を伝え、終了後には、仲間づくりをして自主グループとして運動が継続できる環境づくりができいる。		[健康課]
4-2-6 食育の推進	心身の健康と豊かな人間形成を培うため食育計画(平成 21 年度策定)に基づき、家庭・学校関係・地域・行政の役割や取り組み内容を明確にし総合的な食育の取り組みを実施している。郷土料理の伝承や親子の食育、生活習慣病予防などは、食生活改善推進員により幅広い年代に推進している。推進員の養成については講座を開催し、年 30 名程度の人材を育成しているが、推進員数は、平成 21 年度 614 名、25 年度 616 名で変化はない。また、推進員の知識向上のため研修を行っている。	B	三豊市食育推進計画に基づき総合的な食育の取り組みを展開している。 郷土料理の伝承や親子の食育、生活習慣病の予防などは、食生活改善推進員が「香川の食文化事業」「病態別料理教室」として地域の中で幅広い年代に推進している。 また、保育所や幼稚園への出向き親子クッキングを開催したり、魚のさばき方教室も開催している。 食生活改善推進員数は、平成 25 年度 616 名、平成 29 年度 616 名と変化はない。推進員の養成は、毎年講座を開催し、年 30 名～40 名程度を養成している。	B	市民アンケートによると、食育に関心がある人は約 6 割となっている。年齢が上がるにつれて、食生活や食育への関心が薄れるため、小・中学校だけでなく継続的な周知・啓発が必要である。 地域との連携は必要である。地域で活動する食生活改善推進員の活動支援を行い、市民が楽しみながら食について興味・関心を持ちながら学べる機会をつくる。 [健康課]

4-3 児童福祉・子育て支援の充実

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
4-3-1 子育て支援に関する指針の策定		—	子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成 26 年度に、「三豊市子ども・子育て会議」での議論やパブリックコメントを経て、三豊市子ども・子育て支援事業計画である「みとよ すすく子育てサポートプラン」を策定した。このプランについては、三豊市次世代育成支援行	A	「みとよ すすく子育てサポートプラン」は平成 27 年度～平成 31 年度の 5 か年計画であるため、今後は平成 32 年度以降の第 2 次計画を策定する必要がある。共働きの増加や核家族化に伴い、急速に高まっている保育ニーズへの対応や、子どもの貧困対策、

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
			<p>動計画を兼ねた計画となっている。</p> <p>プラン策定後は、毎年度、プランに掲げる各事業の進捗状況を調査するとともに、PDCAサイクルに則り、事業の充実や見直しを行っている。</p> <p>平成 29 年度は計画の中間年に当たることから、「教育・保育に係る量の見込み」や提供体制等について、中間見直しを実施しているところである。</p>		<p>子どもに関する相談体制の強化など、時代の流れに合った子育て支援策に取り組むため、市民ニーズを的確に把握する必要がある。</p> <p>[子育て支援課]</p>
<p>4-3-2 地域における子育て支援の充実【重点】</p>	<p>地域における子育て支援施設・制度については、通所（施設）系サービスとして放課後児童クラブを中心として順次、整備を図ってきたところであり、保育所や子育て支援センター及び児童館等とあわせて、ほぼ計画通り保育環境の充実が図られた。</p> <p>一方、居宅系サービスとしてファミリー・サポート・センター事業やホームヘルプ事業を構築し、それに対して子育て応援サービス券で負担軽減を図るなど利用拡大を図った。</p>	B	<p>平成 27 年度より子ども・子育て新制度が始まり、子ども・子育て支援事業計画（みとよすくすく子育てサポートプラン）に従って、「ファミリー・サポート・センター事業」や「一時預かり事業」など、地域における子育て支援サービスを提供している。その中で、地域子育て支援拠点事業では、地域子育て支援センターとつどいの広場を開設し、家庭で保育している保護者の交流を図った。また、「放課後児童健全育成事業」では、放課後児童クラブの民間委託にも取り組んだ。</p>	B	<p>「子ども・子育て新制度」の中で、支援体制が定着してきたところである。保育サービスや子育て支援サービスにおいて、民間事業者や各種団体等が参画し、地域で子どもを育てる体制を支援していく必要がある。</p> <p>[子育て支援課]</p>
<p>4-3-3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進【重点】</p>	<p>妊婦、乳幼児対象の健康診査及び相談事業は、きめ細やかな支援を目指し実施している。予防接種の必要性の啓発に努めているが、制度の改正が続き接種率は伸び悩んでいる。特</p>	B	<p>妊産婦、乳幼児の健康診査及び相談事業等はきめ細やかな支援を目指して実施しているが、ハイリスク妊産婦や、発達の気になる児が増加しており、一層の支援が必要となってい</p>	B	<p>地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、ハイリスク妊産婦の増加、発達の気になる子の増加が課題となっている。妊娠期から</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>定不妊治療に加えて、平成 24 年度より一般不妊治療費も助成し不妊治療費助成事業の充実が図られた。</p> <p>乳幼児医療費助成事業（子ども医療費助成事業）</p> <p>平成 22 年 10 月診療分より 15 歳到達年度末まで対象者を拡充し、事業名称も「子ども医療費助成事業」と変更した。</p>		<p>る。予防接種は、平成 28 年度よりロタウイルス予防接種の一部助成事業を開始した。接種率は、啓発・接種勧奨・アプリ利用などで、わずかではあるが向上している。特定不妊治療、一般不妊治療は、助成件数が年々増加しているが、成功数には、変化がない。平成 26 年度出生児より、MYカルテを発行し、妊娠期から生活習慣病予防に取り組んでいる。</p>		<p>子育て期までの支援を切れ目なく提供するために、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、地域、医療機関等関係機関と連携し継続支援を行う思春期保健対策は具体的な取り組みができていない。関係機関との連携を行って、取り組みの検討が必要である。</p> <p>[子育て支援課]</p>
<p>4-3-4 要保護児童の早期発見などきめ細やかな取り組みの推進【重点】</p>	<p>複雑な家庭環境などを背景に、本市でも育児放棄を含む児童虐待事例が後を絶たないところであるが、それに対しては、三豊市児童対策協議会における実務者会議、個別ケースの支援を適宜検討する個別ケース会議等で協議のうえ、関係機関できめ細やかな対応や支援を行っている。ひとり親家庭への支援策の一つである母子家庭等医療費助成事業については、平成 23 年 8 月診療分から、ひとり親の父親も支給対象とするなど支援の幅を拡げている（ひとり親等医療費支給医療と名称を変更）。</p>	<p>B</p>	<p>複雑な家庭環境等を背景にしつけと称した虐待や育児放棄など、児童虐待事例は後を絶たず、長期にわたる支援を必要とするケースも多くなっている。さらに、地域のつながりの希薄化や核家族化等により、妊産婦や母親の孤立感や負担感が高まってきている。</p> <p>児童虐待事例については従来より三豊市児童対策協議会における実務者会議、個別ケース会議等で関係機関にて協議、情報共有を行い、きめ細かい対応、支援を行っている。</p> <p>リスクを抱える妊産婦や母親については、これまで以上に母子保健グループとの連携を図り、支援を行っている。</p> <p>ひとり親等医療費支給医療における助成事業については、ひとり親の父親を含め制度の浸透は図られている。また、フ</p>	<p>B</p>	<p>児童福祉法の改正により、妊娠期から子育て期までの支援を行うための「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務としてうたわれている。さらに、児童虐待に対する迅速・的確な対応を行うため、「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めることも明記されている。</p> <p>今後、両方の機能を備えた包括支援センター設置を目指し、母子保健、児童相談、その他関係機関がより連携を深めた支援体制づくりを目指していく。</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
			アミリー・サポート・センター事業利用におけるひとり親家庭対象の補助金交付については件数は多くはないが、一定の利用者がおり、経済的支援の一翼を担っている。		[子育て支援課]

4-4 高齢者福祉の推進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
4-4-1 高齢者支援に関する指針の策定	—	—	<p>高齢者福祉施策や介護保険事業を具体的に進めていくための計画として、平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする三豊市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画を策定し、「人々が支えあい健康でいきいきと暮らせるまち」を基本理念とし、基本目標である、「安心して地域に住み続けられる仕組みづくり」・「健康に暮らせるまちづくり」などの施策・事業の展開を図ってきた。</p> <p>介護保険法は、医療介護総合確保推進法の趣旨に基づき、見直しが行われ、第 6 期計画中に要支援認定者等の介護予防の訪問介護と通所介護を三豊市が効果的・効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」を平成 28 年 4 月から開始した。</p> <p>また、認知症支援事業、医療と介護の連携事業など、次期第 7 期介護保険事業</p>	B	<p>今後ますます高齢化が進むとともに、地域においては、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援・介護を必要とする高齢者がますます増加するとともに、地域の高齢者・障がい者・子どもなど、様々な地域の課題が、重層化・複雑化していくものと考えられる。</p> <p>三豊市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の基本的な方向性と成果を継承しつつ、中長期的視点からは、平成 37 年における地域包括ケアシステムの構築やさらには、地域共生社会の実現を目指すとともに、今後の 3 年間の具体的施策・取り組みを進めるための計画して「三豊市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定する。</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
			計画につながるよう 事業展開を行った。		[介護保険課]
4-4-2 介護予 防事業の推進 【重点】	<p>一次予防事業（主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持または向上に向けた取り組み）</p> <p>2次予防事業（生活機能低下者を対象に要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する）とともに様々な介護予防教室の実施、通所型介護予防事業【直営、委託】、訪問型介護予防事業を実施し、並行して、防災行政無線、広報誌による行事予定、チラシの配布等の普及・啓発活動を実施している。また、介護予防サポーター、認知症サポーター養成事業を実施している。</p>	B	<p>長年継続して一次予防事業に参加している高齢者は、要介護状態にならず自立した生活を営んでいる人が多いことが市の調査で明らかになっている。</p> <p>平成 27 年の介護保険制度改正により、三豊市では平成 28 年度から新総合事業に取り組んでいるところである。従来の一次予防 2 次予防の区別なく高齢者主体の介護予防活動の育成や支援を行う「一般介護予防事業」として実施している。従来から実施している介護予防教室の内容を充実したり、三豊市独自の体操「みとよ元気体操」を考案しその普及に努めるとともにボランティアの養成も行い、社会参加の促進や生きがいづくりとなっている。</p>	B	<p>要支援者等に対して、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体による多様なサービス（サービス B）や、短期集中型サービスで自立した状態に支援するサービス（サービス C）の充実に向けた取り組みが必要である。</p>
4-4-3 在宅福 祉サービスの 充実	<p>高齢者が住み慣れた地域や家庭で、生きがいのある安定した生活が営めるよう各事業を実施。それぞれの要綱に該当する対象者のうち希望があったものに事業を実施することにより、一人暮らしの不安等の解消、介護予防に寄与している。想定予定数に近い実施がある。高齢者に対して、敬老の意を表すことによって、高齢者の福祉の増進や安否確認等が図ら</p>	B	<p>高齢者緊急通報装置貸与事業や生活管理指導員派遣事業、生きがい活動支援通所事業等の実施により一人暮らしの不安解消や介護予防に寄与している。その他、県の補助金を活用した居場所づくり事業は、住民自ら運営する地域の活動拠点で、気軽に集える介護予防活動や多世代交流の場として、参加する人はもちろんのこと、運営する高齢者にとっても生き</p>	B	<p>[介護保険課]</p> <p>居場所づくりの 5 団体の活動支援や、そこを拠点とした地域での生活支援の取り組みの広がりを支援する。そのためには他の地域支援事業（総合事業の住民主体のサービスや生活支援体制整備事業等）との連携が必要である。</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>れている。具体手には、毎年9月15日現在、市内に在住する数えの88歳（米寿）の方に祝い金1万円を数えの百歳以上の方に祝い金1万円と記念品を贈呈している。祝金については、金融機関で熨斗袋に1万円を封入していただき、民生委員を通じて贈呈するなど実施方法を合理化してきた。記念品については、市内の伝統工芸士の作品を限定することで地域振興に貢献できるよう配慮している。</p>		<p>がいの場となっている。平成24年度以降、平成29年度末までに5団体がこの制度を活用して活動をしている。</p>		<p>[介護保険課]</p>
<p>4-4-4 介護サービスの充実</p>	<p>居宅介護予防支援を三豊市直営で、実施している。高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じ、自立した生活が営めるように平等で、質の高い居宅サービス計画作成に努めている。サービス計画数はここ数年横ばいの傾向にあり、高齢者数の割合から考えると予防事業の成果が出ているように考えられる。</p>	<p>B</p>	<p>介護保険制度において、高齢者自身によるサービスの種類やサービス事業者の選択が適正に行われるためには、質、量ともに必要なサービスの整備が必要である。要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービス及び地域密着型サービスの供給確保に重点を置き、平成29年度には、地域密着型施設3施設が新規開設になった。</p> <p>また、多様化する介護サービスニーズに対応し、適切な介護サービスを提供するためには介護員の確保が急務となっている。「三豊市介護職員初任者研修補助金事業」を実施し、市内の介護事業所に就労する者に補助を行っている。</p>	<p>B</p>	<p>施設サービスについては、平成27年度の制度改正により、老人保健福祉施設の新規入所者が原則要介護3以上の方に限定されることとなっており、重度者の割合が増加している。入所待機者対策として地域密着型施設や特定施設サービスを平成29年度11月までに整備し、開設した。地域密着型サービス（施設、デイサービス）については、適正な運営を確保するために、事業所指定を行う場合は、人員、設備及び運営に関する基準に基づき、指定申請事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い利用者が安心してサービスを受けられるよう、適正なサービス提供と</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
					業務運営体制の確保に努める。また、保険者（三豊市）機能の強化という観点から、居宅介護支援事業者の指定権限が平成 30 年度から県から市に移譲され、地域密着型サービスと同様に指導・監査を市が実施することとなり、適切なサービス提供のためにチェック体制の強化に努める。 [介護保険課]
4-4-5 高齢者虐待の防止と権利擁護事業の推進	高齢化率の上昇に伴い、独居高齢者や高齢者のみの世帯も増加してきている中で実態把握を行うことにより、支援を必要とする高齢者を見出し保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者とのネットワークを構築を図るとともに、困難な状況にある高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう権利擁護に必要な支援を行う。 低所得者の市長申立てに係る成年後見制度の申立て費用や成年後見人等報酬扶助の助成を行う。	A	独居高齢者や高齢者世帯だけでなく、問題解決能力の低い家族との同居など、高齢者を取り巻く環境の変化は大きい。そのような現状の中、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の生活の実態や必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスや制度の利用につなげる支援を行う。 民生委員や介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない支援困難事例については、地域ケア個別会議、成年後見制度活用等により必要な支援を行う。 また、消費者被害の防止や高齢者虐待の防止については広く市民や関係者に普及啓発を行い、低所得者への成年後見制	A	成年後見制度の円滑な利用に向けて、制度の幅広い普及啓発を行うとともに、今後利用者が増えることにより成年後見人等の不足が予測される。市においては、市民後見人の養成や、中核機関の設置や円滑な運営、地域連携ネットワークの整備に向けた取り組みを推進するため、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき市の計画を立案し遂行する。

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
			度の申立てや報酬に 対して助成を行う。		[介護保険課]
4-4-6 高齢者の 生きがいがいつ くりの支援	<p>老人クラブは、生きがいと健康づくりのために、互いに支えあい「健康・友愛・奉仕」活動の推進を軸に、単位クラブや地区連合会などによる世代間交流をはじめ、特色ある様々な事業を展開している。登下校時のあいさつ運動や見守りをはじめ、ひきこもり予防につながる「たまり場」の推進や友愛訪問による会員相互の見守り活動など、地域に根ざした事業をしている。</p> <p>平成 21 年度 118 クラブ・6,245 人 平成 22 年度 117 クラブ・6,117 人 平成 23 年度 113 クラブ・5,801 人 平成 24 年度 111 クラブ・5,501 人</p> <p>シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められ、高齢者の就業の機会を確保し、持って、高齢者の福祉の増進に資することを目的として事業推進している。</p> <p>会員数の推移 平成 21 年度 806 人 平成 22 年度 840 人 平成 23 年度 798 人 平成 24 年度 699 人</p>	B	<p>老人クラブでは、地域の高齢者が生きがいと健康づくりのために「健康・友愛・奉仕」活動の推進を軸に活動している。各種運動会やスポーツ大会、介護予防研修会などを行い、健康づくり、介護予防の推進に努めており、友愛チーム活動やたまり場活動による互いに支えあう地域社会づくりを進めている。また、公共施設や公園などの清掃活動や緑化活動、地域の子どもの登下校時の見守りやあいさつ運動など、地域の安心安全を支える活動も行っている。</p> <p>平成 26 年度 115 クラブ・5,142 人 平成 27 年度 109 クラブ・4,840 人 平成 28 年度 106 クラブ・4,620 人 平成 29 年度 105 クラブ・4,477 人</p> <p>シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められ、高齢者の就業の機会を確保し、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とし事業を行っている。</p> <p>(会員数の推移) 平成 26 年度 649 人 平成 27 年度 621 人 平成 28 年度 592 人 平成 29 年度 561 人 (9 月末現在)</p>	B	<p>老人クラブでは、役員後継者の不在及び会員数の減少により、単位クラブが解散に追い込まれる状況が生じており、クラブ数・会員数ともに減少傾向にある。若手会員の加入促進とリーダーの育成が今後の課題だと思われる。</p>
					[福祉課]

4-5 障がい者福祉の推進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
4-5-1 障がい者支援に関する指針の策定	—	—	三豊市障害者計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」として、三豊市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、2つの計画は密接な関係があり、地域の障害者施策を総合的に推進していく必要があることから、本市ではこれらを一体的な計画として策定している。障害者総合支援法では「市町村障害福祉計画」の期間を3か年で1期として定められており、現行の計画は平成27～29年度を計画期間として平成26年度に策定しました。現在は平成30～32年度を計画期間として策定の最中となっている。	B	第2回計画策定委員会では、「障害福祉に関するアンケート」等の結果を報告し、今後の計画にどう反映させていくかを協議する予定である。策定委員会については随時開催し、パブリックコメントの実施は計画の素案が作成される平成30年2月を予定となっている。この間、必要に応じ市議会民生常任委員会へも随時報告する。 [福祉課]
4-5-2 啓発・広報、交流活動の充実	ホームページへの掲載は、平成24年度に三豊市障害者計画(第2期)や三豊市障害福祉計画(第3期)を策定し掲載しており、同年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、ホームページに掲載している。また、平成22年度の全国障害者スポーツ大会で入賞した方も掲載したり、各種制度の紹介も常時掲載している。広報誌については、各種相談会・学習会・講演会の案内の掲載	—	ホームページへの掲載については、三豊市障害者計画(第3期)・三豊市障害福祉計画(第4期)や「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「障害者優先調達推進法」について、また、各種制度の紹介も常時掲載している。 広報誌については、各種相談会・学習会・講演会の案内の掲載(毎月)や福祉年金や特別児童扶養手当等の各種申請の案内も随時掲載して	B	平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」が広く一般市民に浸透していないため、「身体障害者補助犬法」の周知を商工会を通じ各種商店に実施する等、効果的な啓発方法を関係者と協議のうえ継続的に実施する。

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>(毎月)や福祉年金や特別児童扶養手当等の各種申請の案内も随時掲載している。視覚障害者に対し、「音訳テープ」を無料で貸出ししており、「広報みとよ」「社協だより」「しちふく」を要約した音訳テープを三豊市内にお住まいの聴覚障害者の方に無料でお届けしている。(CDでも可)(三豊市社会福祉協議会高瀬支所：みとよ音声訳の会ほか)各種団体において、各種講座が実施されている。既に内容等は工夫されており、高水準な内容となっている。交流や社会参加については、障害者福祉団体等に活動補助金を交付しており、特にスポーツ・レクリエーション活動においては、かがわ総合リハビリテーションセンターに委託しており、近隣では三豊市だけの活動である。また、県の障害者スポーツ大会への参加も三豊市は非常に積極的である。</p>		<p>いる。視覚障害者に対し、「音訳テープ」を無料で貸出ししており、「広報みとよ」「社協だより」「しちふく」を要約した音訳テープを三豊市内にお住まいの聴覚障害者の方に無料でお届けしている。(CDでも可)(三豊市社会福祉協議会高瀬支所：みとよ音声訳の会ほか)各種団体において、各種講座が実施されている。既に内容等は工夫されており、高水準な内容となっている。交流や社会参加については、障害者福祉団体等に活動補助金を交付しており、特にスポーツ・レクリエーション活動においては、かがわ総合リハビリテーションセンターに委託しており、近隣では三豊市だけの活動である。また、県の障害者スポーツ大会への参加も三豊市は非常に積極的である。</p>		<p>[福祉課]</p>
4-5-3 福祉サービスの充実	<p>障害者は自立支援事業により、在宅においてホームヘルパーによる身体介護、家事援助等きめ細かいサービスを受けており、地域で自立した生活を送れている。</p> <p>また、入所施設や通所施設においても行き届いたサービスを受け、経済的にも手厚い補助を行って</p>	B	<p>障害者は自立支援事業により、在宅においてホームヘルパーによる身体介護、家事援助等きめ細かいサービスを受けており、地域で自立した生活を送れている。</p> <p>また、入所施設や通所施設においても行き届いたサービスを受け、経済的にも手厚い補助を行って</p>	B	<p>障がい者が施設入所から在宅生活へ移行するには家族の支えが不可欠となるが、家族も高齢化が進み「親亡き後」も考えなければならぬ。このためには「我が事まるごと」の精神により、家族以外の血縁や民生委員を含み地縁関係者の協力を得る方法を模索す</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	いる。このほか、精神通院医療や更生医療、補装具の交付についても、経済的な補助を行っている。重度身体障害者住宅改造事業の実績は、平成 22 年度に 1 件あるのみである。		いる。このほか、精神通院医療や更生医療、補装具の交付についても、経済的な補助を行っている。重度身体障害者住宅改造事業の実績は、現時点ではない。		る必要があると考える。 [福祉課]
4-5-4 地域生活支援事業の充実	<p>地域生活支援事業については、相談支援専門員によって立てられたプランに従い、計画的に利用されている。プランから見た達成度としてはほぼ 100%である。障害者の地域における生活を支える事業としては、相談支援事業・移動支援事業・コミュニケーション支援事業・地域活動支援センター事業等があります。</p> <p>福祉年金については、身体・療育・精神の各手帳を所持しており、市内に 1 年以上住所を有し、在宅で生活している方に年 1 回支給している。</p> <p>重度心身障害者等医療費支給事業は平成 21 年度 8 月診療分より、70 歳未満の後期高齢者医療に加入していない者人について、三豊・観音寺市内医療機関に限り現物給付を実施している。</p>	B	<p>相談支援事業所に委託することにより障害者からの相談に対応している。障害の種類で対応する相談支援事業所を決めているが相談支援専門員の不足により時間的余裕がなく計画相談に追われている。</p> <p>福祉年金については、身体・療育・精神の各手帳を所持しており、市内に 1 年以上住所を有し、在宅で生活している方に年 1 回支給している。</p> <p>重度心身障害者等医療費支給事業は平成 21 年度 8 月診療分より、70 歳未満の後期高齢者医療に加入していない者人について、三豊・観音寺市内医療機関に限り現物給付を実施している。</p>	B	<p>相談支援専門員の増員を図る。</p> <p>困難事例に対応できる地域での体制を作る。</p> <p>医療、事業所、施設、学校、行政等関係機関とのネットワークを構築する。</p> <p>[福祉課]</p>
4-5-5 雇用・就労支援の充実	<p>障害者の雇用・就労支援の充実については、主に障害者就業・生活支援センターつばさで取り組まれている。市の行政的には、就労支援のノウハウや能力もないため、相談があれ</p>	D	<p>【職域の拡大】 相談があった人に対し、その人に合った窓口を紹介している。</p> <p>【関係機関と連携】 就労移行支援事業所、特別支援学校等が連携をし就労、福</p>	C	<p>【職域の拡大】 地域で施設が少ない。障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等と連携していく。</p> <p>【関係機関と連携】 就労移行支援事業所の施設数が少</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>ばハローワークや「つばさ」に話をつなぐことしかできない。「つばさ」・・・障害者就労・生活支援センター。</p>		<p>祉サービスの利用につなげる。 【一般雇用への移行】 就労移行支援事業所から一般就労へスムーズに移行できるように連携する。</p>		<p>ない。障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等と連携していく。 【一般雇用への移行】 一般就労へ移行する人が少ない。障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等と連携していく。 [福祉課]</p>
<p>4-5-6 福祉のまちづくりの充実</p>	<p>障害者の社会参加を促進するためには、外出における物理的困難等を取り除くことが必要で、これまで、歩道の整備や段差の解消、誘導用ブロック・信号機・多目的トイレの設置等公共施設等それぞれの事業で行われており、障害者に配慮しているのが現状である。</p>	<p>B</p>	<p>【歩道の整備等】 道路管理者及び所轄の警察と連携し、整備する際にはバリアフリー対応型等について検討していく。新設・改良においては歩道整備を行った。香川県屋外広告物関係機関連絡会の違反広告物一斉除去実施にあわせて、年1回パトロールを行った。 国道、県道への歩道整備等の推進要望や市道における交通安全対策工事の整備を行う。 【信号機の設置】 利用者の多い交差点や学校周辺の交差点に設置される信号機には、障害特性に対応した整備を公安委員会と協議、検討する。 【公共施設等のバリアフリー化】 コミュニティバス運行事業は12路線・14台で運行しており、車いすで搭乗可能な車両は3台である。低床バスは通常の車両より割高であることから、路線維持の条件である収支率に影響されるが、今後のバス車両の更新時に検討する。</p>	<p>C</p>	<p>【歩道の整備等】 香川県屋外広告物適正化旬間（9月1日～10日）にあわせて、違反広告物の除却パトロールを実施する整備費の問題もあるが、地元住民との合意形成が必要となる。 【信号機の設置】 既存信号機の改修及び更新等の整備に係る費用の問題。 【公共施設等のバリアフリー化】 メーカーにもよるが、車いす対応の低床バスは座席が少なくなるため、年配者の利用の多い路線は、影響があることが考えられる。費用対効果も重要なポイントであり、低床バスを積極的購入は慎重に行う。 [福祉課]</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
4-5-7 安全・ 安心の確保	毎年、民生・児童委員に災害時要援護者登録台帳の見直しを依頼し、自治会長には自治会内での新規登録者への周知を依頼しており、これをもとにリストを作成し、民生・児童委員並びに自治会長へお渡ししている。	B	【災害時要援護者】 毎年、民生・児童委員に災害時要援護者登録台帳の見直しを依頼し、自治会長には自治会内での新規登録者への周知を依頼しており、これをもとにリストを作成し、民生・児童委員並びに自治会長へお渡ししている。 【権利擁護事業】 必要に応じて福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用により、本人の人権を守るための支援を行っている。	B	【災害時要援護者】 移動困難者や意思疎通が難しい方への支援についての課題があり、避難所への多機能トイレの設置や意思疎通支援方法の検討が求められている。 【権利擁護事業】 (課題) 本人の希望をどこまで優先するのか、虐待といえるのかどうかなど判断の難しいケースもある。 後見人等の支援者が親族間のトラブルに巻き込まれることがある。 現在の人員体制のままでは、今後も増加する需要に対し、受け皿が不足する。 (取り組み) 必要なケースについては、関係機関と連携し、引き続き支援を行っていく。 福祉課との連携を密にとり、親族間のトラブルが予見されるケースについては、専門職の対応を依頼する。 人員を確保するための予算が不可欠である。 [福祉課]

4-6 生活困窮者の自立支援

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
4-6-1 相談体制の充実	民生委員児童委員(2名)が相談役となり、各地区で日常生活の様々な相談に応じている。近年、相談内容も多様化する	A	平成 27 年度より生活困窮者自立支援法の施行に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対して金銭的な	A	様々な支援が必要な困窮世帯についての情報については、民生委員・児童委員や関係機関が情報共有するこ

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>中、困難なケースは次の機関につながり早期解決へとつないでいる。また、相談事業に関する研修に積極的に参加するなどスキルアップに努めている。</p> <p>実施方法は、民生・児童委員による「くらしの相談」を各地区で毎月2回（第1・3水曜日）開催し、適切な生活指導、相談事業を行っている。相談内容の1位は、生計、2位は財産、3位は、人権・法律相談の順位となっている。</p>		<p>支援以外で自立に向けた支援ができるよう専門の相談支援員を福祉事務所内に配置している。支援としては相談者の状況に応じたプランを作成したうえで関係機関へのつなぎや家計相談や就労に向けた支援などを実施している。また、民生委員・児童委員や包括支援センターなどとも連携して支援が必要な世帯の早期の情報を得るように努めるとともに困窮の内容により生活保護申請や社会福祉協議会の支援制度について説明するなど多様な支援を実施している。</p>		<p>とにより問題が深刻になる前に支援を行うように取り組んでいる。しかしながら、情報提供や様々な理由により相談や支援が行き届くことないケースが潜在的にあると想定される。そうしたことから、今後とも一層の情報ネットワークの強化が必要となっている。また、高校進学を希望する者への学習支援や居場所の提供などに取り組み、貧困の連鎖を防ぐための施策なども必要とってきている。</p> <p style="text-align: right;">[福祉課]</p>
4-6-2 生活保護制度の適切な運用	<p>稼働能力を有する所定年齢の被保護者に対して就労支援員を活用した就労指導・支援を行うための方法について、平成 22 年度に就労支援員活用就労指導支援プログラム実施要領を作成し、就労による自立を促進している。さらに、平成 24 年度からは、観音寺公共職業安定所と生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定を締結し、生活保護受給者の就職による経済的自立の実現を図っている。</p>	D	<p>母子世帯や障がい者世帯など働き方や職種等に配慮が必要な世帯については、他法他施策による資格取得や就労先について担当CWと就労支援員が観音寺職業安定所と連携して就労支援を実施している。また、保護受給中の者については、自立助長の観点から健康状態を確認したうえで稼働能力の可否を適切に判断したうえで助言や指導を行うとともに就労活動を行わないケースについては、生活保護法に基づく文書指導等を行い必要に応じて保護の停止または廃止を行っている。</p>	C	<p>傷病・障がい・精神疾患等による入院や不就労により受給期間が長期になる場合やひきこもりや多重債務のため生活に困窮して生活保護申請に至るケースがあります。また、生活保護世帯の高齢化とともに医療費が払えず保護を申請するケースがあり受給者の入院日数の増加や高額入院・治療が必要な患者が増加していることから、生活保護費が毎年増加していることが課題となっている。こうしたことから、今後は病気が重篤になる前の早期の発見と治療を指導するとともに頻回や重複受診をすることが</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
					ないよう適切な支出の徹底を図る必要があります。また、障害者手帳などの取得や更生医療の申請など他法他施策を活用して医療費の支出の抑制に取り組むことが必要となっている。 [福祉課]

4-7 地域福祉の推進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
4-7-1 地域福祉計画の推進	住み慣れた地域の中で、人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせることを目的に、福祉の総括的な計画として平成 24 年度に第 2 期地域福祉計画を策定しました。地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、市民アンケート調査を実施し広く意見を反映するとともに、福祉関係団体ヒアリング調査を実施しました。また、計画の策定にあたっては策定委員会での協議を行うなど、策定の段階から積極的な住民参加による計画となった。	A	<p>現行の地域福祉計画に則り、関係各課及び関係団体と連携し事業を実施している。</p> <p>現行の計画が平成 29 年度で終了するので、次期計画を策定するため、福祉関係団体代表者や有識者等を委員とした地域福祉計画策定委員会を設置。現状の市民のニーズや前回と今回の比較を行うため市民アンケートや現計画の振り返りを実施し新計画を策定行う。</p>	A	<p>高齢の親と働いていない 50 代の子が同居している世帯や、介護と育児に同時に直面する世帯、様々な課題が複合して生活困窮している世帯など今まで以上に現状の枠を超えた包括的な取り組みが必要になってきている。</p> <p>[福祉課]</p>
4-7-2 社会福祉協議会との連携	ひとり暮らし高齢者や障がい者などを対象に緊急時に迅速な救急活動を円滑に行う「緊急キット」にあわせ、安否確認と孤独の緩和を図る「こんにちはコール：電話対応」や地域ボランティアがチームとなり定期訪問活動等を推進している。また、福祉への理解と関心を高める	A	ひとり暮らし高齢者や障がい者などを対象に緊急時に迅速な救急活動を円滑に行う「緊急情報キット」にあわせ、安否確認と孤独の緩和を図る「こんにちはコール：電話対応」や地域ボランティアがチームとなり定期訪問活動等を推進している。また、福祉への理解と関心を高め	A	福祉学習は、希望校のみへの対応にて、市内全小学校での実施に至っていないため、今後取り組み方法を検討するとともに、中高生向けの福祉学習のカリキュラムも検討する必要がある。

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	ため、小学校高学年を対象に福祉教育や、中高生対象に夏休みボランティア体験を継続実施している。		るため、小学校高学年を対象に福祉教育や、中高生対象に夏休みボランティア体験を継続実施している。		[福祉課]

4-8 社会保障制度の健全運営

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
4-8-1 国民健康保険事業の健全化	国民健康保険を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっている。そのため、医療費節減の一つとしてジェネリック医薬品の推進のため、県下一斉にジェネリック医薬品の差額通知を平成 24 年度から行っている。また、保険税の賦課徴収やレセプト点検の充実、また、効果的な保険事業の実施などに取り組んできました。40 歳から 74 歳の国保加入者を対象に「特定健康診査・特定保健指導」を実施。生活習慣病予防のための「特定健康診査」(いわゆるメタボリック検診)の結果に基づいた保健指導を行う等、医療費の抑制に努めている。	B	レセプト情報等のデータ分析とそれに基づく被保険者の健康保持増進のため平成 27 年度に「データヘルス計画」を策定し、三豊市の健康課題にあわせた事業に取り組み、評価、改善を行っている。また、平成 27 年度の国保制度改正において、安定的な国保運営のため、平成 30 年度より都道府県化が施行されることになり、平成 26 年度から県市町国保広域化等連携会議において協議を重ね、事務事業の標準化、広域化、情報連携のため準備を進めている。	B	平成 30 年度都道府県化に伴い、県から提示される三豊市の標準保険料率を参考に税率改正を予定しているが、年齢構成、医療費水準が高く、所得水準が低い構造的な課題もあり、税率改正による被保険者への影響が最少になるよう検討が必要である。また国、県からの提示が平成 30 年 1 月の予定であるため、大変厳しいスケジュールとなっている。
4-8-2 後期高齢者医療制度の適正な運営	平成 20 年 4 月から新たに創設された 75 歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度においては、医療給付や保険料の決定等の事務は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が保険者となっており、被保険者の便益の増進に寄与する	A	後期高齢者医療制度においては、医療給付や保険料の決定等の事務は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が保険者となっている。被保険者の便益の増進に寄与するものとして、保険料の徴収事務及び各種申請・届出の受付や被保険者証の引渡	A	医療費適正化事業により、高騰する医療費を抑制する必要がある。健康診査事業等により、様々な疾病を早期発見・早期治療につなげていくことにより「健康寿命」の延伸を図る。 医療費適正化事業に取り組むとともに、後発(ジェネ

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	ものとして保険料の徴収事務及び各種申請・届出の受付や被保険者証の引渡し等の窓口事務を市が行っている。		し等の窓口事務は市が行っている。香川県後期高齢者広域連合と連携し、制度の周知等の市民への情報提供を行い、適正な運営に努めた。		リック)医薬品の推進及び多受診の抑制を図ることが必要であり、県下の市町(広域連合)全体の継続した取り組みが必要である。 [健康課]
4-8-3 介護保険制度の健全な運営	高齢者の増加に伴い要介護者も 65 歳以上の全高齢者の 18.7%と 20%に迫る勢いとなっている。そのため介護給付費、地域支援事業も拡大の一方で一般会計介護保険事業特別会計の繰出金も年々増加している。今後とも介護保険特別会計のさらなる円滑な運営を図るために繰出金が必要だと思われる。介護給付等費用適正化事業においては、システムを構築することによって、過誤等の発見に努めている。離島サービス負担金として島しょ部におけるヘルパー派遣等の船賃の補助を実施しているが、平成 23 年度、平成 24 年度は年間約 400 往復の補助をしている。	B	高齢者やその家族が、介護保険制度の趣旨、サービスの種類と内容、利用者負担等介護保険制度に対する理解を深めることは、介護保険の安定的な運営やサービスの円滑な利用の基本となります。要介護認定申請からサービス利用方法、また、利用者負担や保険料に係る各種軽減制度の手続き、第三者行為届出などについて、広報誌、ホームページ、パンフレットなどにより普及啓発を行った。 また給付の抑制を目的に給付費通知を年 4 回発送し、給付費の適正化を推進した。 費用負担の公平化を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点で、平成 27 年 8 月からの制度改正により相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を 2 割とした。	B	費用負担の公平化を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点で、平成 27 年度に引き続き、平成 30 年 8 月からの制度改正により相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を 3 割となる。来期については、介護保険サービスに関する情報提供の推進、相談・受付体制の充実等を積極的に行うとともに、平成 29 年度施行されたマイナンバー制度を有効に利用し介護保険制度の円滑な運営に努める。 [介護保険課]
4-8-4 国民年金制度の啓発	日本年金機構が平成 22 年 1 月に発足した。国民年金事務は、市民課と各支所で受理した資格取得届・免除申請等の適用関係書類と年金の給付に関する請求書等を市民課において	A	国民年金事務は、市民課と各支所で受理した資格取得届・免除申請等の適用関係書類と年金の給付に関する請求書等を市民課においてとりまとめ、審査を行い、事務センターへ送付	A	免除制度の改正と日本年金機構が保険料の強制徴収を強化していることから、過年度分の保険料免除・猶予申請の件数が増加している。また、平成 29 年 8 月 1 日から

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>とりまとめ、審査を行い、事務センターへ送付している。毎月の「広報みとよ」で年金制度に関する周知や啓発を行ってきた。</p> <p>また、平成 24 年 1 月から年金制度への信頼確保のため、毎月第 2 水曜日に社会保険労務士による「街角の出張年金相談」を市役所で開催し毎回多数の人に利用されている。</p>		<p>している。</p> <p>日本年金機構善通寺年金事務所と連携し、毎月の「広報みとよ」で年金制度に関する周知や啓発を行ってきた。</p> <p>また年金制度への信頼確保のため、毎月第 2 水曜日に社会保険労務士による「街角の出張年金相談」を市役所で開催している。本庁以外の北部・南部の支所でも、年に数回実施しており、毎回多数の人に利用されている。</p>		<p>は、年金受給資格期間が平成 25 年から 10 年に短縮され、今後年金請求者が増加することも見込まれる。</p> <p>「街角の出張年金相談」に関しては、年金事務所へ訪問することが困難な市民のためにも継続したい。</p> <p style="text-align: right;">[市民課]</p>

5 第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）

5-1 幼稚園教育の充実

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
5-1-1 幼稚園の規模・配置の適正化	教育委員会では、平成 22 年度に設置された「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会」からの答申を受け、平成 23 年 5 月に「三豊市立学校再編整備基本方針」を策定。その中の初期 10 年間の計画に基づき、まずは、小学校の再編整備を進め（シート No. 5-2-1 参照）、あわせて幼稚園の協議を行っていく。	C	教育委員会では、平成 22 年度に設置された「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会」からの答申を受け、平成 23 年 5 月に「三豊市立学校再編整備基本方針」を策定。その中の初期 10 年間の計画に基づき、まずは、小学校の再編整備を進め（シート No. 5-2-1 参照）、あわせて幼稚園の協議を行っていく。山本地区の幼稚園については、市長部局と協議を行いながら進めていく。	C	小学校の再編整備が進んでいる中で、今後、幼稚園と保育所との関係を見据えて市長部局との協議が急務である。 [教育総務課]
5-1-2 幼稚園施設の耐震化	幼稚園施設の耐震補強工事については、計画年度内にすべて終了した。	A	幼稚園施設の耐震補強工事については、すべて終了していた。	A	耐震補強工事については、すべて終了しているが非構造部材（外壁等）の改修を行う必要がある。 [教育総務課]
5-1-3 幼稚園教育内容の充実	適正な幼稚園教育の実施のため、市立幼稚園の運営に必要な人的、物的費用を過不足なく適時に提供することにより、健全な幼稚園運営を行った。	B	適正な幼稚園教育の実施のため、市立幼稚園の運営に必要な人的、物的費用を過不足なく適時に提供することにより、健全な幼稚園運営を行った。	B	引き続き適正な幼稚園教育実施のため市立幼稚園の運営を行う。 [学校教育課]
5-1-4 預かり保育の充実	適正な預かり保育の実施のために必要な人的、物的費用を過不足なく適時に提供し、市内のすべての幼稚園（休園を除く）において預かり保育を実施した。	B	適正な預かり保育の実施のために必要な人的、物的費用を過不足なく適時に提供し、市内のすべての幼稚園（休園を除く）において預かり保育を実施した。	B	引き続き、市内のすべての幼稚園（休園を除く）において預かり保育を実施する。 また、臨時職員については、幼稚園教諭免許所持者の配置に努める。 [学校教育課]

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
5-1-5 教職員の 資質向上	各種研修会の実施、研究会への参加により幼稚園教職員の資質向上を図った。	B	各種研修会の実施、研究会への参加により幼稚園教職員の資質向上を図った。	B	引き続き、各種研修会の実施、研究会への参加により幼稚園教職員の資質向上を図る。 [学校教育課]
5-1-6 特別支援教育の推進	身障手帳を有する園児、療育手帳を有する園児、医師の診断書により支援が必要とされる園児について、それぞれ1名の特別支援教育支援員を配置し、適切な指導及び必要な支援を行った。	A	身障手帳を有する園児、療育手帳を有する園児、医師の診断書により支援が必要とされる園児について、それぞれ1名の特別支援教育支援員を配置し、適切な指導及び必要な支援を行った。	A	引き続き、身体障害者手帳を有する園児、療育手帳を有する園児、医師の診断書により支援が必要とされる園児についてそれぞれ1名の特別支援教育支援員を配置し、適切な指導及び必要な支援を行う。 また、特別支援教育支援員（臨時職員）については、幼稚園教諭免許所有者の配置に努める。 [学校教育課]

5-2 学校教育の充実

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
5-2-1 学校の規模・配置の適正化【重点】	教育委員会では、平成 22 年度に設置された「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会」からの答申を受け、平成 23 年 5 月に「三豊市立学校再編整備基本方針」を策定。その中の初期 10 年間の計画に基づき、小学校の統廃合に着手し、同年 9 月より、詫間・仁尾・山本・財田地区の保護者説明会・住民説明会を開催した。山本・財田地区については統廃合の同意を得ることができたので、平成 28 年 4 月の開校を目指し、保護者や地域の代表で構成された地域協議会・統合準備会において、開校に必要な事項の協議を続けている。	B	山本・財田地区については、保護者や地域の代表で構成された地域協議会・統合準備会において、開校に必要な事項の協議を行い、新設校を建設し平成 28 年 4 月に新設小学校として開校することができた。詫間地区も平成 28 年 12 月に大浜小学校の保護者会の意見集約等に基づき平成 31 年 4 月の統合を目指し、地域の関係代表者説明会・保護者説明会を開催した。平成 31 年 4 月の統合を目指し、保護者や地域の代表で構成された地域協議会・統合準備会において、統合に必要な事項の協議を続けている。	B	詫間地区の大浜小学校の平成 31 年 4 月の統合に向けて、さらに地域協議会や統合準備会において協議を進めていく。 仁尾地区については今後も保護者との協議を続けていく。 [教育総務課]
5-2-2 学校施設の耐震化【重点】	小・中学校施設の耐震補強工事は平成 24 年度末で終了した。平成 25 年度より、残りの 4 施設の耐震改築工事に取り組み、計画どおり平成 27 年度の終了を目指す。	B	平成 25 年度より、計画していた耐震改築工事については、計画どおり平成 27 年度に終了した。	A	耐震補強工事については、すべて終了しているが非構造部材（外壁等）の改修を行う必要がある。 [教育総務課]
5-2-3 学校教育内容の充実【重点】	市内 25 小学校及び 6 中学校の管理運営、教材等の充実や外国語教育の推進に努めた。また、要保護や準要保護児童生徒、特殊教育児童生徒のための就学援助費・就学奨励費を支給し、その保護者の経済的負担の軽減を図った。	A	市内 25 小学校（平成 28 年度より 20 校）及び 6 中学校の管理運営、教材等の充実や外国語教育の推進に努めた。また、要保護や準要保護児童生徒、特殊教育児童生徒のための就学援助費・就学奨励費を支給し、その保護者の経済的負担の軽減を図った。	A	限りある予算の中で、義務教育充実のため学校統廃合等再編整備による有効かつ適切な予算配分が必要である。 [学校教育課]
5-2-4 学校施設管理の充実	市内 25 小学校及び 6 中学校の教育環境整備し、安心して	B	市内 25 小学校（平成 28 年度より 20 校）及び 6 中学校の教育	B	学校教育課予算で執行していた施設管理委託料及び

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	修学できるよう各教育施設の維持管理等を図った。		環境整備し、安心して修学できるよう各教育施設の維持管理等を図った。		修繕については、平成 29 年度より教育総務課で予算計上し、実施についても行った。 ただし、少額（1 万円程度）の修繕については学校教育課の各学校予算に計上し、適切な施設の維持管理に努めている。 [学校教育課]
5-2-5 教職員の資質向上	小・中学校長会、教頭会その他各種研究会等における教職員の資質向上及び学校教育の充実を図ることを目的とした研修会等の費用負担し、教育内容の充実・向上を図った。	A	小・中学校長会、教頭会その他各種研究会等における教職員の資質向上及び学校教育の充実を図ることを目的とした研修会等の費用負担し、教育内容の充実・向上を図った。	A	今後とも小・中学校に勤務する教職員の資質向上及び指導力向上に資する各種研究、研修会に費用負担を行い、学校教育の充実を図り教育環境の整備に努める。 [学校教育課]
5-2-6 特別支援教育の推進	市内 25 小学校及び 6 中学校において、特別支援教育支援員を雇用のうえ配置し、それぞれの児童生徒に沿って適切な指導支援を行い、特別支援教育の充実を図った。	A	市内 25 小学校（平成 28 年度より 20 校）及び 6 中学校において、特別支援教育支援員を雇用のうえ配置し、それぞれの児童生徒に沿って適切な指導支援を行い、特別支援教育の充実を図った。	A	増加傾向にある要支援の児童・生徒に対し、適切な特別支援教育支援員の配置及び障がいに対する理解等資質向上に努める必要がある。 [学校教育課]
5-2-7 開かれた信頼される学校づくり	—	—	授業参観や学校行事等を「学校だより」で掲載し情報を公開している。また 1 年に数回学校評議員会を開き、評価を学校経営に生かしている。 地域の方と防災教育を実施するなど生徒が地域でのお祭りや文化祭等イベントへ参加することにより地域貢献を行い、地域に開かれた学校づくりを進めた。	A	生徒数が減少傾向にあるため参加行事の精選を図る必要がある。 多様な価値観を持つ保護者への柔軟な対応が必要である。 [学校教育課]
5-2-8 学校給食体制の充実	学校給食における地場産物の活用を推進するために、毎月	B	南部学校給食センターの稼動にあわせて、市内農家の生産	B	南部地区で実施した地場産物の活用のための体制整

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>19 日を三豊市の地産地消デーとし、地場産物の活用率の増加を図った。また、学校給食における地場産物の使用割合について県の数値目標は 30%であったが、本市では年間平均 39%（平成 23 年度）を達成しており、今後も活用率の増加を目指す。</p> <p>また、市内の調理場は、施設設備の老朽化が著しく学校給食の安全性の確保が難しい状況であるため、三豊市学校給食検討委員会の答申を受け、市内 2 箇所に新たに学校給食センターを整備し平成 28 年 4 月の供用開始に向けて現在、事業を進めている。</p>		<p>者組織から地場産物を納入するための体制を整備し、三豊市産の食材を優先して活用した。また、香川県産のものを積極的に活用し、地場産物の活用率の向上を図った。本市の学校給食における香川県産の使用率は 40%程度で推移しており、県の数値目標の 30%を既に達成している。</p> <p>高瀬、山本、豊中、財田を対象とした南部学校給食センターを整備し、平成 28 年 4 月に供用を開始した。三野、詫間、仁尾の北部地区については、現在、新たな給食センターの整備内容についての調査検討を進めている。</p>		<p>備の取り組みを、北部地区においても同様に進めていく必要がある。</p> <p>また、北部地区の新たな給食センターの整備にあたっては、少子化による幼稚園・小学校の統廃合や就学前教育施設の計画等を考慮し、整備及び運営内容を検討していく必要がある。</p> <p>[学校給食課]</p>

5-3 生涯学習社会の形成

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
5-3-1 生涯学習推進計画の見直し	平成 21 年度及び平成 22 年度にかけて三豊市生涯学習推進計画策定委員会を開催し、広く提言や意見をいただき、平成 23 年 3 月に三豊市生涯学習推進計画を策定した。計画期間は平成 23～27 年度の 5 年間。	A	第 1 期三豊市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習の活性化と市民一人ひとりの生涯学習の成果がより良い地域社会の形成に幅広く役立つ仕組みづくりを目指してきた。この間の社会情勢等の変化を踏まえ、これまでの生涯学習施策の取り組みや直面する課題、生涯学習に関する市民の意識などを反映し、「豊かさをみんなで育む市民力都市三豊」という市の将来像の実現を目指し、新たな指針として、第 2 期三豊市生涯学習推進計画を策定した。	A	計画の最終年度である平成 32 年度には、社会動向やこれまでの成果の達成度などを踏まえた次期計画を検討する必要がある。 [生涯学習課]
5-3-2 生涯学習団体の支援	三豊市子ども会育成連絡協議会では、児童の豊かな感性を育みたくましい児童の育成のため、市内の小学生を対象とした創作体験活動・野外活動・スポーツ大会を開催した。 また、青年団・ジュニアリーダークラブ活動についても、野外活動をはじめとする主催行事を通して会員相互の連帯感を育て、それにより地域交流を図る活動を担っている。	B	三豊市子ども会育成連絡協議会では、平成 28 年度より、これまでの活動を統合した形の「子ども広場」を開設し、年間 5 回開催することとした。活動の内容は、ニュースポーツなどの運動や工作、芸術体験、積み木やロボットを使った様々な遊びなどであり、市内の子どもたちが集い、協力しながら活動することができている。 青年団・ジュニアリーダークラブ活動についても、野外活動などの主催行事を通して会員相互の交流を図っている。特に、ジュニアリーダークラブは平成 27 年度には 1 人にまで減ったが、現在は 4 名となり、子ども会活動のリーダーとし	B	子ども会活動が市内各地で熱心に展開されている一方、子どもの数が減少し、十分な活動ができなくなっている単位子ども会もある。子ども会の統合など再編成の必要性が出てきたが、単位子ども会は自治会とリンクしており、なかなか再編ができない現状がある。活動ができる単位での組織づくりが課題である。 中学校や高等学校の協力を得て、ジュニアリーダー組織を再興させることが課題である。学校や家庭、地域のすべての大人が、地域活動に積極的に取り組む子どもたちを評価するという価値観の転換が必要である。

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
			て積極的な活動ができるようになっている。		[生涯学習課]
5-3-3 公民館 活動の充実 【重点】	<p>公民館の延利用者数については、平成 21 年度は 191,878 名、平成 22 年度は 205,133 名、平成 23 年度は 178,089 名、24 年度は 206,658 名となっている。また講座の延参加者数については、平成 21 年度は 49,744 名、平成 22 年度は 41,420 名、平成 23 年度は 45,469 名、平成 24 年度は 50,211 名となっている。どちらも平成 24 年度が最も高い利用、参加者数となっている。また、平成 23 年度から市公民館長及び主事を専任させ、各公民館とのパイプ役を担っている。</p> <p>施設に関しても、毎年、予算編成前に各公民館に修繕箇所及び不足備品等の要望を聞き、来年度予算に活かしている。</p>	B	<p>公民館の延べ利用者数については、平成 26 年度は 241,088 名、平成 27 年度は 271,842 名、平成 28 年度は 280,865 名となっている。また講座の延べ参加者数については、平成 26 年度は 48,490 名、平成 27 年度は 38,742 名、平成 28 年度は 34,718 名となっている。公民館の延べ利用者数は増加傾向にあるが、公民館講座の延べ参加者数は減少傾向にある。</p> <p>施設に関しては、毎年、予算編成前に各公民館に修繕箇所及び不足備品などの要望を聞き、次年度予算に反映している。</p>	B	<p>公民館の延べ利用者数が増加傾向にあるのは、高齢者団体を中心に各種団体の活動回数が増えていることに比例している。また、公民館講座の延べ利用者数の減少傾向の理由としては、成人一般対象の講座数の減少と比例している。全体的に、成人一般の公民館に関わる機会が少なくなってきた傾向がある。仕事に、家庭に、子育てに一番多忙と考えられる成人一般の方の公民館活動への参加をどう考えていくか、また、男性・女性・高齢者・若者すべてが参加できるよう、いかに取り組むかが課題である。</p> <p>[生涯学習課]</p>
5-3-4 生涯学 習関連施設の 整備充実	<p>図書館資料については、平成 23 年度に「住民生活に光をそそぐ交付金」により図書の実充に努めた。公民館等社会教育施設については、平成 22 年度に「経済交付金」により地デジ対応のテレビを配備した。</p>	B	<p>平成 27 年度に非構造部材等の調査を実施し、平成 29 年度に財田町公民館・三野町公民館吉津分館の改修を実施した。平成 29 年度に施設が老朽化していた旧仁尾町公民館を解体するとともに、宗吉かわらの里展示館の施設を充実させるための改修を実施した。高瀬町公民館の建物が老朽化しており、平成 28 年度に高瀬町農村環境改善センター 2 階に公民館事務所機能を移転</p>	B	<p>老朽化している公民館分館等社会教育施設の改修・解体が課題である。特に、公民館分館については、平成 29 年度に策定した三豊市公民館基本計画に基づき、今後検討していく必要がある。三豊市文化会館の経年劣化が進んでおり、平成 30 年度にカーボンマネジメント事業を活用して、マーガレットホールを除く部分の照明機器・空調機器の更新とボイ</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
			し、施設名を「みとよ未来創造館」と改称した。平成 29 年度には老朽化している高瀬町図書館の機能をみとよ未来創造館 1 階に移転した。		ラー交換を実施する予定である。さらに、床や内壁、外壁等についても計画的な改修が必要である。 [生涯学習課]
5-3-5 家庭教育の啓発と推進	<p>本事業は、学校・園及び保護者が主体となって開催し、親子の交流、また保護者間の交流活動を通じて、家庭教育の重要性を認識してもらうことを主眼に推進している。そのため、学校・園に関係講師リストを作成し配布するとともに、趣旨を説明して事業開催を促している。また保護者向けに啓発用の冊子を作成し配布している。</p> <p>問題として、学校・園の多忙な状況や保護者自身も共働き世帯が多いことと、未実施の学校・園にとって新規事業となること等がある。そのため当初計画ほどの実績とはなっていないのが現状である。</p> <p>しかし未実施の学校・園であっても、既に本事業と類似の事業(親子教室・子育て講演会等)に取り組んでいるケースもある。</p>	B	<p>子どもが育つうえで、基本的な生活習慣やものの感じ方、考え方、価値観など、人格の基本となるものを家庭教育の中で身に付けさせる子育てを、市全体に広げることが目的に推進している。様々な活動が展開されており、幼稚園や学校で開催するため、参加率も高く有効である。</p> <p>また、県の事業である家庭教育推進員によるワークショップやネット指導員の講座など、子育てスキルの向上に役立つ情報を広く発信し、支援に努めてきた。</p>	B	<p>幼稚園主体で行われているが、小・中学校への拡大を目指している。平成 28 年度は小学校 6 校、中学校 1 校の実施で、まだまだ十分とは言えない。実施校・園 27 が指標となっているが、市内 45 の幼・小・中での実施を目標として取り組んでいく。</p> <p>[生涯学習課]</p>
5-3-6 図書館活動の充実 【重点】	—	—	平成 25 年度に第 2 次三豊市子ども読書推進計画を策定し、子どもの読書活動を推進している。ブックスタート事業については目標値を 90%としているが、平成 28 年度実績は 75%にとどまってい	B	<p>図書館運営については、単なる情報提供の場としてだけでなく、生涯学習及び地域コミュニティの拠点として、より利用しやすい図書館サービスの充実に向けた取り組みを行う必要が</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
			<p>うにしている。祭り等では、校区全員に依頼しての特別補導を実施し、少年非行や不良行為を未然に防止するよう、早期発見、早期補導・指導に努めている。また、地域・学校・警察署・関係機関との連携を図りながら、必要に応じて管外の少年育成センターとも情報交換にも努めた。</p>		<p>中である。 また、地域により補導員数に大きな差があり、育成センターのみで巡回している時、最適な声掛けの瞬間を逃すこともあるので、人数を増員する必要がある。 補導時間帯を固定しているが、季節によっては、子どもたちに出会わないので、日没の時間や学校行事を考慮に入れた補導計画を組み、実態にあわせた柔軟な補導ができるよう工夫していきたい。 [少年育成センター]</p>
5-4-2 不審者対策の充実	<p>不審者情報メール配信サービスの登録について、市内保・幼・小・中の新生の保護者に呼びかけ、現在はサービス開始当初のおよそ3倍に当たる5,900名が会員登録し、防犯意識の高揚につながっている。また、「安全安心パトロール隊」の青パト車による巡回や「子ども見守り隊」による立哨活動等が市内各地で日々行われ、その地道できめ細やかな活動により不審者情報は大幅に減少し、現在もその状態を維持している。「子どもSOSの家」の配置についても毎年見直し、その活動を支援している。</p>	B	<p>不審者情報メール配信サービスの登録は、市内保・幼・小・中の新生の保護者に呼びかけ、現在は7,378名が会員登録している。不審者メール配信にはタイムラグが生じるため、事案発生町内近隣の小中学校に事案概要を連絡し警戒を促し、防犯意識の高揚を図っている。 また、「安全安心パトロール隊」の青パトによる巡回や「子ども見守り隊」による立哨活動が市内各所で行われている。 現在、子ども見守り隊員は、市内で1,208人が登録しており、児童生徒が安全に登下校できるように活動を行っている。「子どもSOSの家」については、平成29年度現在、市内で1,137件の登録が</p>	B	<p>高齢化などによる登録辞退や新規登録の事務処理を適切に行うために、「子ども見守り隊」「子どもSOSの家」の運営について、市内各小学校の共通理解を図る。市内各小学校においては、登録辞退・新規登録の際の「子ども見守り隊」の隊員ベスト・帽子及び「子どもSOSの家」の看板の扱いを適切に行うように、少年育成センターより市内各小学校に改めて周知する。</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
			あり、地域での防犯意識を向上するという意味において、ひとつの役割を果たしている。		[少年育成センター]
5-4-3 相談活動の推進	<p>少年や家族の悩み相談に対して、継続的に関わった。また、それらの相談に対し、学校、家庭、子ども相談センター、教育支援センター、子育て支援課等関係機関と連携を密にしながら、悩みの解決に努めた。</p> <p>「広報みとよ」に相談専用電話番号を掲載し、リーフレット等の配布などを通して相談活動の広報啓発に努めた。</p>	B	<p>少年や家族の悩みに対して、心を寄せて傾聴することで、相談しやすい機関になることを心がけている。相談内容に応じて、学校、家庭、教育支援センター、西部子ども女性センター、子育て支援課等と連携を密にして相談活動を推進し、悩みの解決を図ることに努めた。</p> <p>また、相談員自身の資質向上を図るために、各種研修会に参加をし、自己研鑽を図ることに努めた。</p> <p>相談活動の広報啓発においては、「広報みとよ」で毎号、電話相談についての紹介をした。また、子育て支援リーフレット配布により、相談活動の紹介も行った。</p>	B	<p>相談機関として広く知ってもらうために、今後は広報啓発活動をこれまでの内容にもう少し具体的な活動を追加したい。どのような広報啓発活動を追加するかは、今後じっくりと吟味したい。</p> <p>各関係機関とのスムーズな連携がとれるように、日頃から連携体制を整えておくように心がけていきたい。</p>
5-4-4 環境浄化活動の推進	<p>街頭補導・パトロール活動による、市内の有害環境の把握と子どもたちへの補導・指導を実施し、また「三豊市少年を守る会」の協力により、白ポストによる有害図書等の回収を定期的実施した。急速な情報化の進展により、携帯電話やインターネット等を利用した犯罪の発生や有害な情報の氾濫などの問題が生じているため、このような危険から子どもた</p>	B	<p>補導員による街頭補導・パトロール活動を実施し、市内の有害環境の把握と子どもたちへの補導・指導を実施した。また「三豊市少年を守る会」のボランティア団体の活動の一環として、定期的に白ポストの有害図書、有害DVD等を回収した。携帯電話やスマホ等インターネットの利用に起因した犯罪やトラブルについては、情報交換を密にし、少年育成セ</p>	B	<p>多様な有害環境・情報が氾濫し、インターネット利用の低年齢化や依存傾向が懸念される中、人を傷つけたり、犯罪・トラブルに巻き込まれたりする現実が急速に拡大している。それゆえ家庭、学校、地域、関係機関が、これまで以上に連携を密にし、早期発見、早期解決に向けて取り組む必要がある。また、有効な時間帯に街頭補導、</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	ちを守るための啓発活動を実施した。		ンター、家庭、学校、警察等の関係機関が連携を図り、解決に向けて取り組んでいる。 ネット犯罪の危険から子どもたちを守るために、リーフレットを作成したり、広報「みとよ」に記事を掲載したりして、啓発活動を実施した。		パトロール活動を実施し、これまで以上に有害環境の把握、浄化に継続して取り組む必要がある。 [少年育成センター]
5-4-5 健全育成活動の推進	少年を守る会では、「みつめよう 正しい行動 自分の未来」をスローガンに青少年の健全育成を推進するため、広報車による啓発活動、駅・大型量販店等における各種キャンペーンの実施、中学生の一日補導員体験、白ポストによる有害図書回収等のボランティア活動を地道に行っている。青少年健全育成市民会議では「みんなで子どもを育てる県民運動」の活性化を支援するとともに、スポーツふれあい事業・作品募集・善行表彰・講演会等の事業を行い、家庭・学校・地域・民間団体など市民が一体となった健全育成活動に取り組んでいる。	B	県民運動のテーマ「みつめよう 正しい行動 自分の未来」のもと、「少年を守る会」では青少年の健全育成を推進するため、広報車による啓発活動、JRの駅等における各種キャンペーンを実施した。また、白ポストの有害図書等回収のボランティア活動を地道に行っている。 中学生の一日補導員体験を実施し、警察等の訪問を通して、青少年を育てる活動に取り組んでいる。 青少年健全育成市民会議では、継続的に校区会議の活動を支援し、啓発・顕彰を行った結果、市内全校区において校区会議が設立され、地域に根付いた活動が展開された。また、健全育成事業として、スポーツふれあい事業や講演会を行い、多数の家庭・学校・地域・民間団体の参加者があった。	B	携帯電話やスマホ等インターネット利用の低年齢化や依存傾向が懸念される中、少年の非行及び被害の両面から、家庭、学校、地域、関係機関との連携をさらに密にし、総合的・効果的な環境浄化に取り組む必要がある。同時に、青少年の抱える問題も多様化、複雑化しているため、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要である。 [少年育成センター]

5-5 文化芸術の振興と歴史の継承

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
5-5-1 文化芸術活動の促進	公民館の地区館や市文化協会の支部に事業を委託して毎年文化祭を開催している。また、市文化協会主催の文化祭も毎年開催され、会員が日頃の学習や練習等の成果を発表することにより、文化芸術面の振興を図っている。	A	地区公民館や市文化協会各支部に委託して、毎年文化祭を開催している。平成 29 年度からは、すべて市文化協会各支部の主催で開催するようになった。市文化祭については、平成 28 年度から、文化芸術に関する活動をしているクラブへの入会者を増やすために、「手作り体験コーナー」を開設した。絵手紙やちぎり絵、グラスアートなどを実際に体験してもらうことで、文化芸術への関心をより高めることができた。	A	各支部の文化祭には多くの人が参加しているが、内容は毎年ほとんどかわらない。さらに多くの人に参加してもらい、多様な文化・芸術活動が行われるようにするためには、新しい分野を開拓したり参加方法を工夫したりする必要がある。文化祭をいかに活性化させていくかについて、文化協会とともに考え発展させていくことが今後の課題である。 [生涯学習課]
5-5-2 文化芸術にふれあう機会の充実	毎年度、マーガレットホール（770 席）を使用した、会館自主文化事業を 3 事業から 5 事業、マーガレットホールロビーを使用した、会館自主文化事業ワンコインロビーコンサートを年 10 事業、主に屋外舞台を使用した無料ライブを年 12 回実施してきました。分野としては、クラシック、ポピュラー、フォーク、ロック、ジャズ等のコンサート、落語、腹話術等のお笑い、バラエティー、映画等々多岐にわたって実施してきました。	B	マリヌウェーブは平成 25 年 12 月より指定管理制度を導入している。無料ライブは終了したものの、会館の自主文化事業や委託事業などの実施は、それまでの約 2 倍（映画を含む）となっている。ワンコインロビーコンサートは毎年 8～12 公演開催している。 毎年 2 回ほど文化芸術による子どもの育成事業の巡回公演事業にも取り組んでいる。生の優良芸術を鑑賞・体験することができ、情操教育の一助になるとともに、児童の健全育成にも役立つものとなっている。保護者や地域の方にも大変好評であり、地域にも取り組みを発信することができた。	B	集客力が見込める文化会館の自主事業を年に何回開催できるかが課題である。平成 29 年度に観音寺市民会館がオープンしたことは、自主事業の開催内容を再点検するきっかけとなっている。また、文化協会等の各種団体とともに文化芸術活動のさらなる推進に取り組み、生涯学習を実践する市民のすそ野を広げていく必要がある。 [生涯学習課]
5-5-3 文化財の保存・活用	市内の未指定文化財を保護するため、	A	市内の未指定文化財を保護するため、	B	市内の文化財を適切に保護・活用す

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	平成 22 年度に絵画を 1 点、平成 23 年度に古文書を 1 点、文化財保護審議会に諮り、新たに市指定文化財とした。包蔵地（地中に遺跡等があるとされる場所）は市内に 300 箇所以上が点在している。該当地での各種工事が円滑に行えるよう、計画的に発掘調査を行い適切な保護管理に努めている。各種無形文化財については、国庫補助事業等を活用しながら後継者育成に努めている。		市文化財保護審議会に諮り、平成 26 年度に建造物を 1 点、平成 29 年度に無形民俗文化財を 1 点、新たに市指定文化財とした。しかし、劣化により維持が困難となったため、平成 27 年度に建造物 1 点と天然記念物 1 点が指定解除となった。包蔵地（地中に遺跡などがあるとされる場所）は市内に 300 箇所以上点在しており、該当地での各種工事が円滑に行えるよう、計画的に発掘調査を行い適切な保護管理に努めている。各種無形文化財については、国庫補助事業などを活用しながら後継者育成に努めている。平成 26 年度から、紫雲出山遺跡の国史跡指定を目指し発掘調査を進めてきた。平成 30 年度には文部科学省に意見具申する予定である。発掘で出土した土器などを公開したり、発掘現場説明会を実施したりして、市民の文化財に対する関心を高めるよう取り組んできた。		るため文化財管理計画を策定し、文化財保護協会をはじめとする各種団体や市民とともに、文化財の管理に取り組んでいく。また、市文化財の説明板の中には、劣化がひどく説明板として機能していないものもあるため、現状を把握し、今後は優先度の高いものから随時修繕していく必要がある。 [生涯学習課]

5-6 スポーツ活動の普及

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
5-6-1 スポーツに関する指針の策定		—	計画策定にあたり、他自治体の状況についての情報収集等を行っている。	D	検討委員会の設置・関係法令の整備等を行い、計画策定に向けて動いていく必要がある。 第 2 期スポーツ基本計画（国）に基

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
					づき、三豊市独自の 取り組み等も盛り 込みながら、また三 豊市には多くの体 育施設があるので、 今後の方向性につ いて関係各部署 との協議をしなが ら、計画を策定し ていく。 [生涯学習課]
5-6-2 スポー ツ施設の整備 充実及び管理 運営体制の充 実	利用者の施設利用 の際の支障となら ないように、施設修 繕等の維持管理や芝 刈り等の業務を実 施している。また、 施設の有効な活用 及び利用者の利便 性の向上を図るた め、施設ごとに利 用調整会を開催し ている。	B	平成 27 年度に非 構造部材などの調 査を実施し、平成 29 年度には高瀬 町体育館の改修工 事実施設計を実 施した。平成 30 年度以降の早い時 期に改修工事を 実施する予定であ る。また、施設が 老朽化していた高 瀬町武道館を解体 した。	B	非構造部材などの 脱落防止対策が 必要な施設につ いて、平成 30 年 度以降の早い時期 に改修を実施す る。たくまシーマ ックスの経年劣化 が進んでおり、平 成 30 年度にカー ボンマネジメント 事業を活用して照 明機器・空調機 器及びボイラーの 交換を実施する 予定である。さら に建物・設備等の 改修計画の策定も 必要である。 [生涯学習課]
5-6-3 スポー ツ団体・指導 者の育成・支 援	三豊市体育協会 では、日頃スポーツ に勤んでいる一般 市民向けに各種ス ポーツ大会を開催 している。また初 心者向けにスポー ツ教室等の開催 にも積極的に取 り組んでいる。 平成 24 年度から、 「体育指導員」は 「スポーツ推進委員 」と改称して、市 民のスポーツコー ディネーターとし ての役割をより一 層明確にした。そ のうえで各種スポ ーツ事業を積極 的に展開するよう に取り組んでいる。 また、青少年の心 身の健全な育成を 目	B	三豊市体育協会 では、各専門部が 日頃スポーツに勤 んでいる一般市民 向けに各種スポー ツ大会や市長杯を 開催している。ま た初心者向けの スポーツ教室の開 催や、子どもを対 象にした運動教室 等にも積極的に取 り組んでいる。 スポーツ推進委員 会では、市民にス ポーツに身近に親 しんでもらえるよ うウォーキング大 会や、体力測定会 、また子どもを対 象にしたニュース ポーツの出前教室 等を実施している。	B	各種スポーツの指 導者の育成とい う面では、まだ できていないこ とが多い。 全体的な資質向 上が必要であると 考える。 また、自主活動 を活発に行ってい る団体もあるが、 そうでない団体 (行政に依存して いる)もあるため 、市民力を高め るためにも、市 体育協会とともに 、各種団体向け 自主的活動を促 すようなサポート をしていく必要 がある。

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	指し、スポーツ少年団活動も行われている。		あわせて、スポーツ推進委員の資質向上のため各種研修の開催、また県の研修会・四国地区の研修会等にも参加している。		[生涯学習課]
5-6-4 多様なスポーツ活動の普及促進	—	—	<p>ニュースポーツ普及のため、スポーツ推進委員会によるニュースポーツ教室等を開催している。また、体育協会とスポーツ推進委員会の共催による、市民を対象とした体力測定会を実施している。</p> <p>また、体育協会専門部（卓球部等）が初心者教室を開催し、多くの市民が気軽にスポーツに触れ合えるような機会づくりをしている。</p>	C	<p>子ども（小学生）を対象にしたニュースポーツ教室を実施しているが、その他の年代（高齢者等）を対象とした教室を開催していないため、今後は幅広い年代を対象とした教室の開催等も検討していきたい。</p> <p>[生涯学習課]</p>
5-6-5 プロスポーツの活用		—	<p>県の地域密着型スポーツ活用協議会の事業を活用し、カマタマーレ讃岐によるサッカー教室や、香川ファイブアローズによるバスケットボール教室を開催している。また、同事業を活用した三豊市ホームタウンデー等を開催し、市民の観戦気運を高め、地域プロスポーツを身近で感じてもらえるような機会をつくっている。</p>	A	<p>今後とも継続して実施していきたい。</p> <p>[生涯学習課]</p>

5-7 国際・地域間交流の促進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
5-7-1 国際交流活動の推進	<p>友好都市交流事業を公益財団法人三豊市国際交流協会へ移管し、より上質な交流事業となった。3都市の交流人員も延</p>	A	<p>友好都市交流事業については、派遣・受入交流を展開し、相互理解と友好親善の促進につなげられている。</p>	A	<p>友好都市交流事業は、毎年度実施している交流が多く、周年事業として実施頻度を整理するほか、民間交流の促</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	2,870 人になり、個人での交流が始まるなど交流の幅は広がっている。		また、国際理解や多文化共生の促進を目的に、外国語講座や国際交流体験事業等を実施。外国語講座は延べ 2,000 人超が受講しており、国際交流の推進に向け、効果的な事業展開が行われている。		進を図ることが必要である。 [産業政策課]
5-7-2 国内友好都市交流事業の推進	旧町時代に提携した友好都市交流ではあるが、少しずつ民間団体による交流に移行しつつある。 また、美波町と三豊市、洞爺湖町と三豊市は、2012 年に「災害時における相互応援協定」を結び、さらなる協力体制の強化を図ったところがあります。	B	美波町とはお互いの夏祭りに招待することで、行政だけでなく祭り実行委員会相互の交流も深めている。 また、美波町は先進的な「移動式」の防災行政無線を導入しており、三豊市も同設備の導入を検討していることから、29 年度には市危機管理課が同町を訪問し、視察研修を行った。	B	平成 30 年度は、三豊市（旧詫間町）と美波町の友好都市提携 50 周年を迎える。お互いの祭りに踊り連を招待するなどして文化交流を深めるとともに、市民、町民レベルでのさらなる交流の促進を検討する。 [秘書課]

6 第6章 ともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）

6-1 人権尊重社会の確立

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
6-1-1 人権・ 同和問題啓発 活動の推進 【重点】	毎年 8 月に三豊市 人権・同和問題講演 会を開催したほか、 旧町単位でのミニ講 演会を開催し、身近 な人権問題について 啓発を行ってきた。 平成 22 年度には、地 域人権啓発活動ネッ トワーク協議会によ るじんけんフェアを 三豊市で開催した。 平成 21 年度に発足 した三豊市企業人 権・同和推進協議会 は、平成 24 年度から 人権課所管となり、 人権問題をはじめ企 業の社会的信頼度を あげるための啓発や 研修に取り組んでい る。	C	同和問題啓発強調 月間の 8 月に三豊市 人権・同和問題講演会 を開催しているが 26 年度からは同和問題 に関する内容を重点 的に行った。また、平 成 28 年 12 月に施行し た「部落差別の解消の 推進に関する法律」施 行について市独自の チラシを作成し講演 会時に配布した。平成 27 年度には地域人権 啓発活動ネットワー ク協議会の「じんけん フェア」を三豊市で開 催し来場者 880 人に 啓発を行い、377 人ア ンケートを行い、今後 の啓発方針について の資料を作成した。市 民実行委員会では、救 済法（仮）の制定に向 けての活動を柱にし ながら時事差別問題 についての研修会実 施を支援している。	C	情報化を象徴し インターネットを 悪用した差別事件 が発生している。香 川県下自治体で協 力しインターネット 監視班を設け対 応しているが解決 には至らない。ま た、平成 29 年度に 実施した市民意識 調査の内容からは、 同和教育によって 部落問題は理解し ている。しかし、「自 分も解決のため努 力する」という考 えは低迷している。 部落問題をはじめ あらゆる人権につ いて、一人一人が自 分の人権、そして他 人の人権も考えら れるように啓発す る必要がある。 [人権課]
6-1-2 人権教 育の推進	学校の児童・生徒 に対しては、独自に 作成した教材集の活 用により人権教育の 推進を進めてきた。 また、就学前の幼児 等についても人権紙 芝居を作成し活用を 進めている。 義務教育課程まで の人権教育について は概ね推進できてき ている。	B	独自教材等を使っ た人権教育が市内全 域で実践できてきて いる。 また、各地域ごと での教員の研修会も 活発に開催されてい る。 地域間の人権教育 の格差解消のため市 全体での研修組織を 立ち上げ市内同一水 準の人権教育を進め ている。	B	市内同一水準で の人権教育の推進。 人権教育に関し て、中学から高校へ の連携の取り組み の推進。 公民館活動等の 社会教育への人権 教育の拡大。 [人権教育課]
6-1-3 活用拠 点施設の運営 の活性化	3ヶ所の隣保館で は、相談事業やディ サービス事業のほか、地 域のニーズにあわせ た各種事業を行って きた。2ヶ所の児童 館では、クラブ活動 や放課後児童の預か りなど子どもが安心 して集える場所を提	B	3ヶ所の隣保館で は地域の実情に応 じ、事業展開してい る。相談業務におい ては相談援助研修に 積極的に参加するな ど職員の資質向上に 努めている。 また、100 円モー ニングの実施により	B	人権と福祉のま ちづくりを進めて いく中で、少子高齢 化に対応するため 今後は職員にソー シャルワーカー的 資質が求められる。 関係機関と連携し ながら対応策を検 討していかなけれ

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	供してきた。またこれらの施設では講演会・研修会だけでなく、文化祭や交流事業など参加型の啓発も行ってきた。		気軽に集える場所となってきた。 2カ所の児童館においては青少年の健全育成を目的にクラブ活動をはじめ預かりなど児童のための集える場所を提供している。 そして隣保館・児童館では文化祭や学習会を実施するなど交流事業による啓発も行っている。		ばならない。 [人権課]

6-2 男女共同参画の促進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
6-2-1 意識改革の推進	第1次三豊市男女共同参画プランの基本目標「意識の改革」の中で、具体的な取り組みを25項目あげて取り組んできたが、平成24年度の達成率は92%でほぼ目標に沿って取り組めた。広報啓発活動の推進という施策では、講演会やセミナーを開催し、プランの基本理念である“一人ひとりが自分らしく輝くために”男女が共に対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野で個性や能力を発揮できる社会の実現を目指し、啓発を実施した。	B	第2次三豊市男女共同参画プランの基本目標「意識の改革」の中で、具体的な取り組みを27項目あげて取り組んできたが、平成28年度の達成率は93%でほぼ目標に沿って取り組めた。 広報啓発活動の推進という施策では、講演会やセミナーを開催し、プランの基本理念である“一人ひとりが自分らしく輝くために”男女が共に対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野で個性や能力を発揮できる社会の実現を目指し、啓発を実施した。	B	平成29年度に策定する第3次三豊市男女共同参画プラン（計画期間：平成30年度～平成34年度）において、引き続き、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革を行っていく。 また、多様な選択を可能にする教育・学習を、学校だけでなく、職場、家庭、地域においても推進していく。 [田園都市推進課]
6-2-2 様々な分野における男女共同参画の推進	第1次三豊市男女共同参画プランの基本目標「参画の推進」の中で、具体的な取り組みを50項目あげて取り組んできたが、平成24年度の達成率は84%でほぼ目標に沿って取り組めた。	B	第2次三豊市男女共同参画プランの基本目標「参画の推進」の中で、具体的な取り組みを59項目あげて取り組んできたが、平成28年度の達成率は97%でほぼ目標に沿って取り組めた。	B	平成29年度に策定する第3次三豊市男女共同参画プラン（計画期間：平成30年度～平成34年度）は、新たに、平成28年度施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>各種審議会や委員会において女性委員の登用を呼びかけ、家庭や地域生活と職業の両立支援という分野では、学童保育の充実等を実施した。また、企業向けに啓発パンフレットを作成し、働きやすい職場づくりの啓発を行った。</p>		<p>各種審議会や委員会において女性委員の登用を呼びかけ、政策・方針決定過程への女性の参画を推進した。また、家庭や地域生活と職業の両立支援という分野では、子育て支援の充実に加え、企業向けに、啓発パンフレットを配布し働きやすい職場づくりの啓発を行った。</p>		<p>おける推進計画として位置づけられる。 引き続き、家庭や地域をはじめ、あらゆる就労の場において、女性の参画を推進し、政策・方針決定過程への女性参画の拡大、雇用や登用での差別の解消、男女がそれぞれの持つ能力を十分に発揮し、適切に役割分担ができる社会を目指していく。 [田園都市推進課]</p>
6-2-3 あらゆる暴力の根絶	<p>第1次三豊市男女共同参画プランの基本目標「人権の尊重」の中で、あらゆる暴力の根絶について具体的な取り組みを15項目あげて取り組んできたが、平成24年度の達成率は87%でほぼ目標に沿って取り組めた。 DV防止啓発パンフレットやチラシを作成し、啓発に努めた。相談窓口としては、子育て支援課内に児童家庭相談員を配置し、「三豊市女性相談・児童家庭相談窓口」を行っている。</p>	B	<p>第2次三豊市男女共同参画プランの基本目標「人権の尊重」の中で、あらゆる暴力の根絶について具体的な取り組みを19項目あげて取り組んできたが、平成28年度の達成率は89%でほぼ目標に沿って取り組めた。 また、DV防止啓発パンフレットやチラシを配布したり、ホームページに掲載したりと啓発に努めた。相談窓口としては、子育て支援課内に児童家庭相談員を配置し、「三豊市女性相談・児童家庭相談窓口」を行っている。</p>	B	<p>平成29年度に策定する第3次三豊市男女共同参画プラン（計画期間：平成30年度～平成34年度）は、引き続き、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく三豊市における基本計画として位置づけている。 今後は、若年層への相談窓口の周知を強化するなど、被害者の保護及び自立に向けた支援を図るための対策に総合的に取り組んでいく。 [田園都市推進課]</p>

6-3 情報公開の推進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
6-3-1 広報活動の充実【重点】	市政運営に関する様々な情報から、市内で行われたまちのイベント情報など、市民に身近な情報をお知らせしている「みとよHOTほっとNEWS」まで、幅広い情報を市のホームページから発信して、市民との情報共有が図られた。平成 21 年度にはホームページのリニューアルを行い、新着情報の欄を設けて、各課からの新しい情報がトップページで一目でわかるようになり、より新鮮な情報をすぐに見られるように改善した。	B	引き続き、市政運営に関する様々な情報から、市内で行われたまちのイベント情報など、市民に身近な情報をお知らせしている「みとよHOTほっとNEWS」まで、幅広い情報を市のホームページから発信して、市民との情報共有が図られた。平成 29 年 4 月から、Facebook を使ってさらに早く・多様な情報発信を行った。 平成 28 年の市政施行 10 周年にあわせて、市勢要覧を発行し、市外への PR を図った。	B	現在、Facebook の更新は秘書課のみで行っているが、今後各課も更新できるようにすることで充実した情報発信をが可能になるか検討する。 [秘書課]
6-3-2 広聴活動の充実		—	平成 22 年度から開催している市民対話集会では、市民とより密接している事柄について気軽に質問や意見を受けつけている。 条例や計画策定時のパブリックコメントは、広報紙やホームページを使って周知を行い、市民の声の収集に努めた。	B	市民対話集会の市民の参加者が減少している。周知方法や開催時期、会場数などの変更が必要か、市民対話集会の形式を変更するかなど検討する。 [秘書課]
6-3-3 積極的な情報公開と文書の適正管理	情報公開及び個人情報保護に関する研修を開催して職員の意識向上を図り、情報公開請求に迅速に対応するための適正な文書管理を職員一人一人が実践している。 また、保存期間が満了した貴重な歴史公文書については、後世に残していくために市文書館で引き	A	平成 29 年 4 月に三豊市情報公開条例を改正し、手数料を無料としたことから、より利用しやすい制度となった。また、個人情報保護に関する研修を定期的実施し、職員の意識向上を図った。 平成 27 年 4 月より三豊市公文書等の管理に関する条例の施行により、歴史公	A	何人も、実施機関に対し、行政文書の公開請求をすることができるため、住民に限らず、民間企業から大量の行政文書の公開請求があった際の対応が課題である。 また、文書管理システムを利用し、適切に文書を保存、廃棄しているが、保存文書が年々増加し

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	<p>続き保存している。 ※組織改正に伴い、 文書館管理事業につ いては、平成 23 年度 から文書館が実施し ている。</p>		<p>文書は文書館で保存 されている。</p>		<p>ているため、書庫の 確保が課題となっ ている。</p> <p>[総務課]</p>
<p>6-3-4 文書館 の充実</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>平成 23 年度の開 館以降、歴史公文書 の移管については滞 りなく進んでいる。 近年は職員の理解も 進み、施設の統廃合、 指定管理化に伴う文 書整理の際にも移管 が行われ、想定以上 の歴史公文書が移管 される状態にある。 平成 27 年 4 月よ り「三豊市公文書等 の管理に関する条例」 が施行され、それと もなない「三豊市 歴史公文書の利用 等に関する規則」の 制定、「三豊市文書館 管理運営規則」の改 正などを行い、市民 の利用しやすい文書 館となるように努め た。これによる手続 きの簡易化などあり、 数値的には減少傾 向にある利用者数 も、一般利用につ いては大幅な増加傾 向にある。特に展示 を目的とした来館 よりも、歴史公文書 の利用を目的とし た来館が増えている。</p>	<p>B</p>	<p>文書館の存在は 市民に浸透しつつ あるが、まだまだ敷 居の高い施設に思 われているので、情 報発信力を高める ことで利用しやす い、利用してもら える文書館を目指 していきたい。・市 役所他部署、市内 の各種団体との連 携を強化し、文書 館の資料を利用し た事業を展開して もらいたい。その ためにも情報発信 力を高め、文書館 の可能性を内外に 示す必要がある。 全体的に目録の 公開が遅れが生じ てきているので、 速やかな目録の 公開を目指す とともに、市民等 の調べをサポート する様々なコン テンツも用意し ていきたい。その ためには、ボラン ティア等を組織し 、協力を求めてい く必要がある。 想定以上の歴史 公文書が移管され てきているが、現 在のところ書庫 スペース的には 問題がない。し かし書庫等の 質に問題があり、 年々雨漏り箇所 が増えている点 が特に問題。現 在の雨漏りは 歴史公文書等 には直接の影響 はないが、書庫 内・展</p>

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
					示閲覧室内にも雨漏りが見られるようになり、歴史公文書等への被害が心配される。 [総務課]

6-4 地域内分権の推進

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
6-4-1 地域内分権意識の高揚【重点】	-	-	主体的に考え、自主的に活動する市民意識の高揚を図り、「自主・自立」の基本理念を実現するため、まちづくり推進隊への加入・参画促進とあわせて、地域内分権に関する広報・啓発活動を行った。	B	まちづくり推進隊会員数は、当初目的としていた人口比1%を達成したが、市民全体においては、まだまちづくり推進隊の活動について理解が深まっているとは言えない状況である。 今後は市民全体での理解を深めるとともに、多様な世代、特に若い世代の参画を進める取り組みが必要となっている。 [田園都市推進課]
6-4-2 地域内分権システムの充実【重点】	平成 21 年度に7地域の地域審議会において地域内分権について審議を行うとともに、平成 22 年度、平成 23 年度において、地域内分権システム構築に向けた調査研究の結果を経て、「三豊市地域内分権推進交付金交付規則」を制定し、市内初の地域内分権の受け皿組織となる、まちづくり推進隊諮問の設立となった。	A	まちづくり推進隊は7団体のうち5団体がNPO法人化し、コミュニティ活動のチャンスを拡大するとともに、社会的に認知され、信用を獲得できる組織へと成長している。	A	任意団体である2団体のNPO法人化を支援する。また、各団体の活動が安定的に継続し、さらに活性化するためには、事務局の能力向上が必須であるため、事務局職員に対する中間支援を継続するとともに、積極的な学習・研修機会の提供に努める。 [田園都市推進課]
6-4-3 市民団体の組織化支援	平成 23 年度に設立された「まちづくり推進隊諮問」を皮切りに、平成 24 年度にはその他6つの地域においても各まちづくり推進隊が設置	A	市内全域(旧7町)において「まちづくり推進隊」が設立され、市民が主体となったまちづくりを実施する市民団体の組織化が完了してい	A	まちづくり推進隊の活動が継続し、活性化するためには、多様な世代から多様な価値観を持った会員が集まり、そして個々の感性

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	されたことにより、旧 7 町のすべてに地域内分権の受け皿組織であり、地域独自のまちづくり活動を行う市民組織が誕生した。		る。		やアイデアが認められ尊重されることで活動に還元されることが必要である。 多様な世代の興味や関心を集め、参加を促進する仕組みづくりや、個性が尊重され活躍できる開放的な組織づくりを支援する。 [田園都市推進課]

6-5 市民本位の行政運営の確立

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
6-5-1 恒常的な行財政改革の推進	行財政改革推進事業については、平成 23 年度に 5 年間の事業実施の総括を行い、合計で 23 回開催された行政改革推進委員会に報告し、ホームページでも、その成果を公表している。主な内容は、職員数の削減 198 名、地方債（借金）残高 27 億 1 千万円の減少、補助金の削減 1 億 2 千万円、主な基金（貯金）残高 3 億 3 千万円の増加などとなっている。あわせて、行財政改革推進プランについても、277 プラン中 255 プランが計画どおりに進んでいる状況である。	B	平成 28 年度に 10 年間の第 1 次行財政改革推進プランの総括を行った。主な内容は、人件費 17 億 44 百万円減、職員数 271 人減、地方債（借金）27 億 8 百万円増、基金残高（貯金）105 億 98 百万円増、補助費等 6 億 79 百万円増などとなっている。行財政改革推進プランについても、277 プラン中 132 プランが完了等になり、残る 145 プランの内、継続する必要がある 94 プランについては、平成 28 年度から実施している第 2 次行財政改革推進プランに引き継ぎ、5 プランが完了した。 また、補助金についても、平成 28 年度は前年比 4 千万減となった。	B	受益者負担の見直しに関する公共施設の使用料等統一に向けて、市民の理解を得ながら、平成 31 年 4 月を目途に条例の改正及び運用の開始を図りたい。 [財政課]
6-5-2 行政評価体制の充実	新総合計画の策定にあわせて事務事業評価制度を取り入れた。当初は手法等に迷走した部分もある	B	「計画ありきの予算」の理念による事業実施を徹底するため、事務事業評価及び実施計画策定の制	B	現在第 2 次総合計画策定に取り掛かっており、そのなかで新たな事務事業評価制度、実施計

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	が3年間実施し運用面でも落ち着いてきた。あと実施計画も現在まで毎年ローリング方式にて見直ししており、平成24年度には第五期実施計画を策定している。事務事業評価と実施計画策定が、総合計画の進行管理に直接繋がっているとは言いがたいのが現状である。		度運用内容の見直しを行い、部局長による事務事業点検も強化し、総合計画進行管理の強化を図った。 現在の実施計画は「全ての予算事業」による構成となっており、予算管理的事業等、計画内容を設定することが困難な事業について、事務的な負担がかかっている。		画策定に係る方針等を確立し、市がどのような事業で、どのような成果のために実施していくのかを市民に幅広く公表し、知って頂けるよう「選択と集中」の理念に基づき、事務的負担が大きくならないよう、制度構築に努め、「計画ありきの予算」理念による計画策定を行っていく。 [田園都市推進課]
6-5-3 組織・機構の適正化と職員の資質向上	定員管理については、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう適宜、組織の見直しを行うとともに、「三豊市定員適正化計画」に基づく職員の計画的採用と適正配置を行った。 職員の育成については、各種職員研修の実施や職場外での専門研修への参加、県や民間団体等への派遣により能力開発を図るとともに、人事考課制度の実施による人材育成に努めた。	B	平成28年度から5ヶ年計画である「三豊市定員適正化計画【第3次計画】」に基づき、組織や事務の効率化を図るとともに、再任用希望職員を考慮しながら適正な定員管理に努めてきたところである。 職員の育成については、「三豊市職員研修計画」に基づき、各種研修を実施するとともに、アカデミー研修等、専門的な研修の参加を促し、職員の能力や意欲の向上が図れるよう人材育成に努めた。	B	今後、再任用希望職員の増加が見込まれることから、再任用職員の経験・能力を十分に発揮できるような適正な配置に努める。また、新規採用については、再任用職員数を考慮し、計画的に行う必要があると考える。 [人事課]
6-5-4 公共施設の再配置【重点】	公共施設等の適正配置については、平成23年度に公共施設概要調査を実施し、市有施設の現状を量とコストと利用状況の視点からとらえ、分析を行い、管理運営面での課題を明らかにすることができました。この調査結果により、市議会の公共施設整備調査特別委員会で協議を行い、平成24年9	A	公共施設概要調査を基礎として平成25年度に策定した公共施設再配置計画に基づき、学校再編、給食センター整備、火葬場整備等を実施しました。また、公共施設再配置計画はいわゆる「ハコモノ」と呼ばれる建物系公共施設に関する計画であったため、平成28年度に道路・公園・水道など「イン	A	総合管理計画で掲げた目標数値の進捗状況の管理と、全庁的な取り組みとして総合管理計画で定めた方針と整合性のある個別施設計画の策定が必要である。

施策内容	達成状況 (平成 21～25 年度)	前期 達成度	達成状況 (平成 26～29 年度)	後期 達成度	残された課題・ 今後必要な取り組み
	月に「三豊市公共施設の再配置に関する方針」を策定しました。この方針は、本市の財政と人口をもとに中長期的な視野により、施設の更新の優先度や目標数値を定めている。今後は、この方針に基づいて、公共施設の再配置計画を策定する。		フラ」の情報を追加し、従来の再配置計画を包含した公共施設等総合管理計画を改めて策定しました。公共施設等総合管理計画は従前の方針を踏襲し、必要な機能はできるだけ維持しながら、総量を減らし、持続可能な行政サービスを実現することとしている。		[財政課]
6-5-5 事務の効率化と市民サービスの向上	内部事務については、電子化による業務効率化が図れたが、電子申請については一部の公共施設の予約を除いて、電子化が進んでいない。	C	平成 28 年 1 月に開始されたマイナンバー制度により、平成 29 年度からは随時マイナンバーによる情報の連携が地方自治体間で開始された。以降、国や地方自治体が管轄している個人情報セキュリティを確保しつつ広く共有されることとなるので、公的サービスがよりスムーズになることが期待される。また、本市においては平成 29 年 4 月からマイナンバーカードを使用した戸籍・住民票等のコンビニ交付を開始した。	B	整備された光ファイバー網やマイナンバーカードを使用しコンピュータやネットワークなどの情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に活用することにより、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効果的な政府・自治体を実現する。 具体的には、以下の点に取り組んでいきたい。 ・インターネット等による行政・防災情報の提供 ・市民、企業、そして国・自治体との間の手続きの電子化 ・ワンストップサービスの実現 [総務課]

IV まちづくり指標点検表

章	施策	指標項目	単位	平成 24 年度 (現況数値)	平成 30 年度 (目標数値)	平成 30 年度 (実績見込み値)	担当課	後期基本計画 該当ページ
第 1 章	1-1 農業の振興	認定農業者数	人	236	240	260	農業振興課	P30
		農業生産法人数	法人	12	20	21	農業振興課	P30
		集落営農組織数	組織	21	30	17	農業振興課	P30
	1-2 水産業の振興	漁港整備率	%	49.9	56.3	58.0	港湾水産課	P34
	1-3 工業の振興	生産年齢人口の就業率	%	84.6	88.0	84.0	田園都市推進課	P38
	1-4 商業の振興	第 3 次産業従業者数	人	12,933	12,500	13,500	田園都市推進課	P41
	1-5 観光の振興	観光客入込者数	千人	1,610	1,650	1,500	産業政策課	P44
		1-6 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進	失業率	%	3.7	3.5	3.6	産業政策課
		定住促進対策に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)	%	34.6	50.0	37.9	田園都市推進課	P47
第 2 章	2-1 環境・景観の保全と創造	太陽光発電導入世帯数	世帯	532	1,500	1,249	環境衛生課	P51
		自然環境の保全に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)	%	50.3	60.0	55.6	田園都市推進課	P51
		公害などの環境対策に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)	%	51.0	60.0	56.8	田園都市推進課	P51
		狂犬病予防注射率	%	80.2	90.0	80.0	環境衛生課	P51
	2-2 循環型社会の形成	ごみ焼却処理量	t	8,147	100	0	環境衛生課	P55
		リサイクル率	%	22.1	48.0	50.0	環境衛生課	P55
		ごみの適正処理・リサイクルの促進に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)	%	63.8	80.0	70.2	田園都市推進課	P55
		3R運動をしている市民の割合(市民アンケート調査より)	%	78.4	90.0	72.6	田園都市推進課	P55
	2-3 上水道の安定供給	水道管の耐震管延長	耐震管延長m 全延長m	97,737	122,700	120,000	水道課	P58
		(φ75以上)		624,491	634,500	631,000	水道課	P58
		上水道有収率	%	91.4	92.0	92.0	水道課	P58
	2-4 生活排水の適正処理	浄化槽整備人口普及率	%	41.0	53.0	54.0	水処理課	P60
		農業・漁業集落排水施設接続率	%	78.5	82.0	82.0	水処理課	P60
生活排水の適正処理に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)		%	63.8	70.0	66.9	田園都市推進課	P60	

	2-5 公園・緑地の整備	公園や広場の整備に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	53.9	60.0	45.1	田園都市推進課	P63
		緑地の推進に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	63.3	70.0	63.3	田園都市推進課	P63
		地元の公園の維持管理に参加している市民の割合（市民アンケート調査より）	%	45.9	50.0	61.6※ ¹	田園都市推進課	P63
		緑化活動をしている市民の割合（市民アンケート調査より）	%	39.0	50.0	61.6※ ²	田園都市推進課	P63
	2-6 墓地・斎場の整備	斎場の整備・管理に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	64.9	70.0	73.2	田園都市推進課	P66
		墓地の整備・管理に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	68.6	70.0	66.4	田園都市推進課	P66
	2-7 土地の有効利用	土地の有効利用に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	40.7	50.0	41.1	田園都市推進課	P68
	2-8 住宅対策の推進	市営住宅バリアフリー化率	%	17.8	18.5	19.2	住宅課	P71
		市営住宅老朽住宅保有率	%	38.1	36.0	37.6	住宅課	P71
	2-9 道路・交通網、港湾の整備	市道改良済延長	m	521,072	525,572	525,572	建設課	P75
		市道における歩道設置延長	m	38,265	42,765	42,765	建設課	P75
		コミュニティバス年間乗車人数	人	324,994	360,000	270,000	管財課	P75
		離島航路年間旅客運送人数	人	78,993	70,000	80,000	産業政策課	P75
		港湾整備率	%	64.6	66.4	67.0	港湾水産課	P75
	2-10 情報化の推進	超高速ブロードバンドカバー率	%	56.8	100.0	100.0	総務課	P78
	第3章	3-1 消防・防災体制の強化	消防団員数	人	1,065	1,091	1,082	危機管理課
自主防災組織率			%	63.0	73.0	72.0	危機管理課	P83
3-2 防犯対策の推進		犯罪発生件数	件	537	475	250	総務課	P85
3-3 交通安全対策の推進		交通事故発生件数	件	614	500	350	総務課	P87
3-4 消費者対策の推進		消費者相談件数	件	7	50	10	産業政策課	P90
第4章	4-1 地域医療体制の確立	市立の医療施設数	箇所	5	5	5	健康課	P92
		市立の医療施設の病床数	床	349	349	349	健康課	P92
	4-2 健康づくりの促進	特定健康診査受診率	%	40.1	60.0	45.0	健康課	P96
		特定保健指導実施率	%	20.6	60.0	25.0	健康課	P96
		胃がん検診受診率	%	19.9	50.0	15.0	健康課	P96
		子宮頸がん検診率	%	35.0	50.0	20.0	健康課	P96

※1、2・・・「地域での自主的な活動に参加している率」により算定

		乳がん検診率	%	37.7	50.0	25.0	健康課	P96
		肺がん検診受診率	%	38.3	50.0	25.0	健康課	P96
		大腸がん検診受診率	%	30.0	50.0	20.0	健康課	P96
		前立腺がん検診受診率	%	21.4	50.0	15.0	健康課	P96
		たくまシーマックス年間延利用者数	人	249,503	266,000	295,000	生涯学習課	P96
4-3 児童福祉・子育て支援の充実		一時預かり事業実施箇所数	箇所	2	4	4	子育て支援課	P99
		休日保育事業実施箇所数	箇所	0	1	0	子育て支援課	P99
		地域子育て支援センターの利用者数	人	27,205	30,000	28,000	子育て支援課	P99
		予防接種率	%	67.0	70.0	75.0	子育て支援課	P99
4-4 高齢者福祉の推進		地域支援事業参加者数(二次予防事業)	人	268	300	制度改正のため27年度末で二次予防事業は終了(27年度は266人)	介護保険課	P102
		シルバー人材センター会員数	人	699	880	600	福祉課	P102
4-5 障がい者福祉の推進		自立支援給付費利用者数(延べ)	人	7,668	7,750	7,519	福祉課	P107
		介護・訓練等給付費利用者数(延べ)	人	7,379	7,450	7,369	福祉課	P107
4-7 地域福祉の推進		ボランティア団体等登録者数	人	4,364	4,500	4,050	福祉課	P112
4-8 社会保障制度の健全運営		要介護等認定者数	人	4,030	4,200	4,500	介護保険課	P117
		要介護等認定者数率	%	18.7	18.0	19.5	介護保険課	P117
		国民年金相談実施回数	回	12	12	18	市民課	P117
		国民年金相談実施人数	人	200	250	150	市民課	P117
		国民年金啓発実施回数	回	12	12	12	市民課	P117
第5章	5-1 幼稚園教育の充実	幼稚園非構造部材耐震化率	%	0.0	100.0	100.0	教育総務課	P120
	5-2 学校教育の充実	小学校校舎耐震化率	%	96.4	100.0	100.0	教育総務課	P126
		小学校体育館耐震化率	%	95.7	100.0	100.0	教育総務課	P126
		小学校非構造部材耐震化率	%	0.0	100.0	100.0	教育総務課	P126
		中学校校舎耐震化率	%	91.7	100.0	100.0	教育総務課	P126
		中学校体育館耐震化率	%	83.3	100.0	100.0	教育総務課	P126
		中学校非構造部材耐震化率	%	0.0	100.0	100.0	教育総務課	P126
		学校給食における地場産物使用率	%	39.9	45.0	41.0	学校給食課	P126

	5-3 生涯学習社会の形成	家庭教育学級実施校	校	24	27	27	生涯学習課	P129
	5-4 青少年の健全育成	相談件数	件	109	130	150	少年育成センター	P134
		安全安心パトロール隊員数	人	412	450	420	少年育成センター	P134
	5-6 スポーツ活動の普及	指定管理者制度導入施設数	施設	1	2	3	生涯学習課	P140
	5-7 国際・地域間交流の促進	国際交流活動への参加者延人数	人	2,870	5,000	2,000	産業政策課	P142
		地域間交流活動への参加者延人数	人	98	200	150	秘書課	P142
第6章	6-1 人権尊重社会の確立	人権・同和問題に自分も努力すべきと回答した市民の割合（人権・同和問題に関する市民意識調査より）	%	22.9	30.0	20.0	人権課	P146
		人権尊重社会の確立に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	71.6	75.0	68.6	田園都市推進課	P146
	6-2 男女共同参画の促進	「男女共同参画社会」という言葉をまったく知らない市民の割合（男女共同参画に関する市民アンケート調査より）	%	16.9	10.0	15.7	田園都市推進課	P149
		法令等に基づく審議会等の女性委員の割合	%	22.2	30.0	30.0	田園都市推進課	P149
	6-3 情報公開の推進	市ホームページ1日当たり平均アクセス件数	件	4,635	10,000	8,000	秘書課	P152
		メール配信登録件数	件	5,403	11,000	11,000	秘書課	P152
		文書館入館者数	人	1,973	2,230	1,700	総務課（文書館）	P152
		文書館における文書等利用件数	件	550	630	350	総務課（文書館）	P152
	6-4 地域内分権の推進	自治会加入世帯率	%	76.5	85.1	81.1	総務課	P156
		まちづくり推進隊による自主事業実施数	件	10	100	150	田園都市推進課	P156
まちづくり推進隊への市民参加率（活動従事者／国勢調査人口）		%	7.3	25.0	47.0	田園都市推進課	P156	
6-5 市民本位の行政運営の確立	経常収支比率	%	86.4	89.0	87.4	財政課	P160	
	地方債残高	百万円	26,070	33,000	38,620	財政課	P160	
	実質公債費比率	%	7.9	7.1	4.2	財政課	P160	
	将来負担比率	%	0.0	18.9	0.0	財政課	P160	
	公共施設の再配置による施設の削減面積（公共施設再配置計画より）	m ²	0	31,609	12,446	財政課	P160	

